

Ⅲ. 事例－広域化（事業統合）実施済

広域化事例のアンケートをもとに、事例集に整理した項目は次のとおりである。

1. 事業の概要

- ・ 事業名
- ・ 都道府県
- ・ 事業統合の形態
- ・ 構成団体
- ・ 直近の認可（目標年度、計画給水人口、計画一日最大給水量）
- ・ 平成 24 年度実績〔給水人口、一日最大給水量、組織部署数、職員数（事務職、技術職、技能職）、位置図〕
 - 施設概要
 - 組織体制（公開可能な事業体のみ）
 - 協定書等（公開可能な事業体のみ）

2. 事業の沿革

3. 事業統合の主たる理由

4. 事業統合までの過程

- （1）事業統合の検討主体
- （2）事業統合に至るまでの検討経緯
 - ①経緯
 - ②協議会や検討会等の設置状況
- （3）事業統合を進める中で生じた課題とその解決策
- （4）事業統合の成功要因
- （5）事業統合までに行った広域化メニュー

5. 事業統合後の結果について

- （1）事業統合後のメリットとデメリット
- （2）広域水道事業の課題と対策

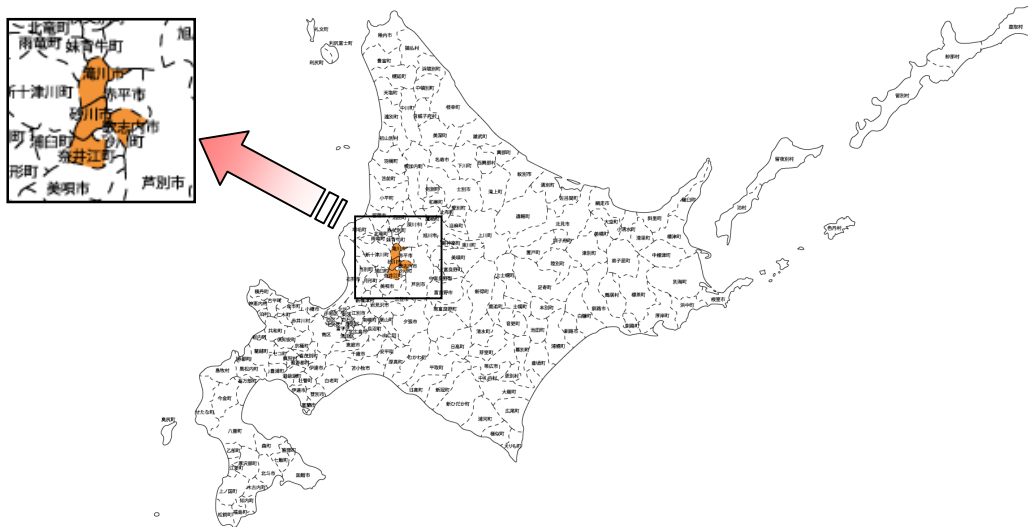
中空知広域水道企業団

1. 事業の概要

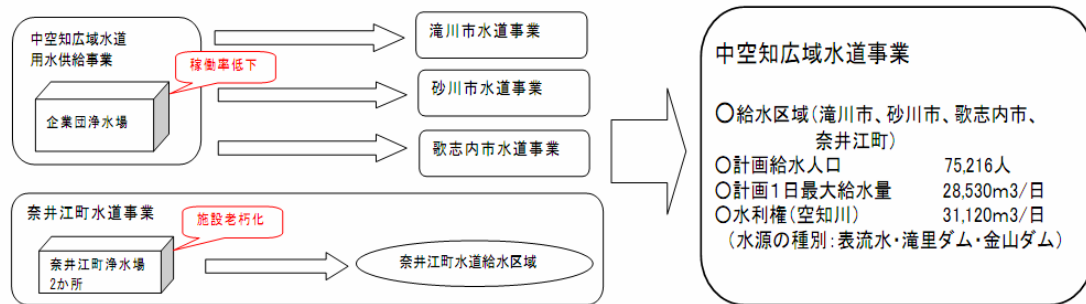
平成 18 年 4 月の奈井江町の参画を機に、中空知広域水道企業団の用水供給事業と 3 市 1 町の水道事業を統合し、経営の効率化を目指して事業の一元化を図った。事業の概要は、次のとおりである。

事業体名	中空知広域水道企業団		
都道府県	北海道		
事業統合の形態	垂直統合		
事業統合年度	平成18年4月1日		
構成団体	滝川市水道事業 砂川市水道事業 歌志内市水道事業 奈井江町水道事業 中空知広域水道用水供給事業		
直近の認可			
目標年度	平成27年度		
計画給水人口	75,216 人		
計画一日最大給水量	28,530 m ³ /日		
平成24年度実績			
給水人口	69,966 人		
一日最大給水量	24,879 m ³ /日		
組織部署数	2課		
職員数	事務職	12 人	
	技術職	11 人	
	技能職	0 人	
	計	23 人	

位置図

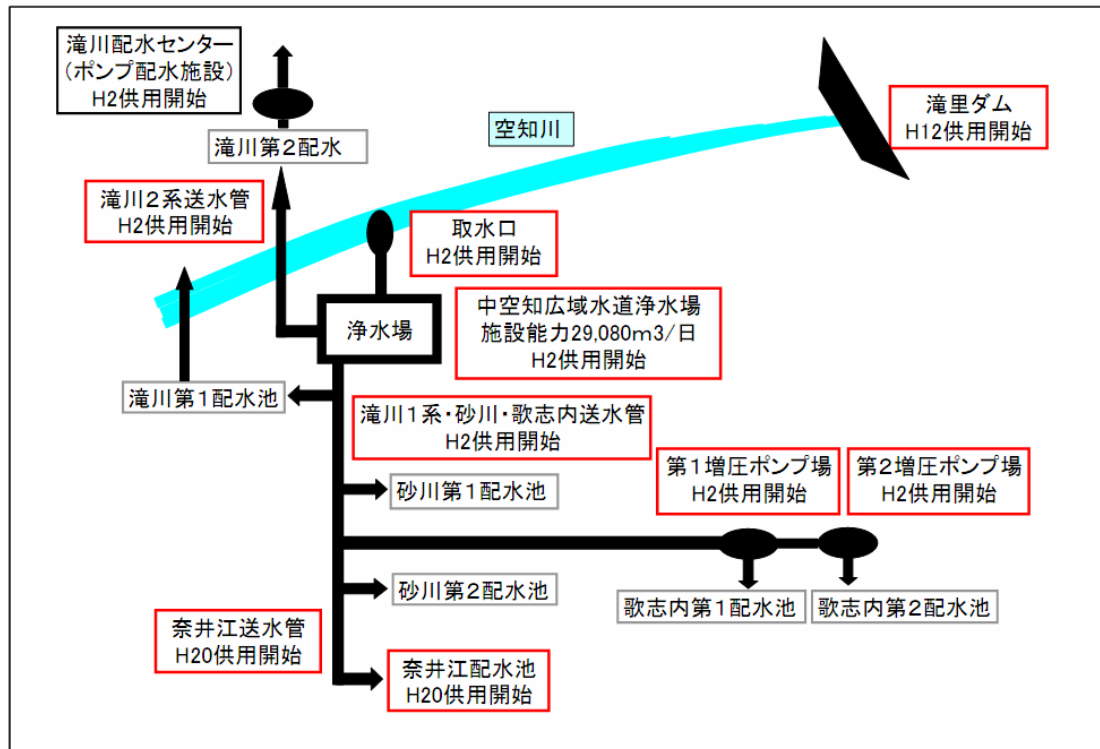


●事業統合形態



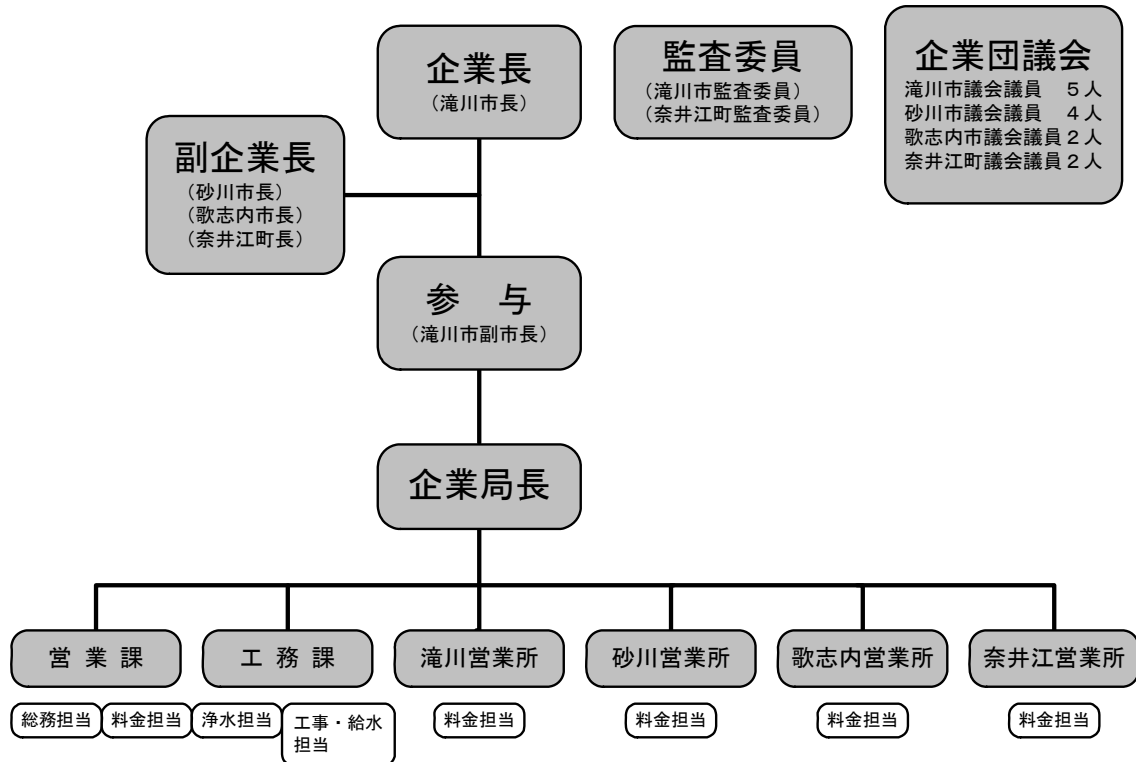
(出典：地域水道ビジョン 平成 21 年度 中空知広域水道企業団)

●施設概要



(出典：地域水道ビジョン 平成 21 年度 中空知広域水道企業団)

●組織体制



(出典：中空知広域水道企業団 ホームページ 水道事業のあらまし－企業団の組織)

2. 事業の沿革

新水源の確保は水道事業を行う行政に課せられた責務であることから昭和 57 年 1 月滝川市、砂川市、歌志内市により中空知広域水道協議会を設置して、将来に亘る水資源の確保、水質の安全並びに水道経営の諸問題について調査研究を進めた。

その結果、水資源の確保は、空知川上流に国が建設する多目的ダムである「滝里ダム」に求めることにし、水道事業の経営方式は水道施設費の低減と合理的な維持管理を図るため水道法に位置づけられた広域水道として、構成 3 市で共同事業を行うことを合意し、昭和 58 年 1 月水道用水供給事業を目的とした基本計画を策定した。

これにより、構成市議会に基本計画を示し、昭和 58 年 3 月企業団設立規約の可決を経て、昭和 58 年 4 月 1 日北海道知事の許可を得、中空知広域水道企業団を設立した。

平成 18 年 4 月 1 日奈井江町の水道企業団参画を機に、水道企業団の用水供給事業と 3 市 1 町の水道事業を統合し、さらなる経営の効率化を目指し水源から給水までの事業の一元化を図ったところである。

事業名称 創設認可 年月日	滝川市	砂川市	歌志内市	美作市町	中空知広域水道企業団
	S26. 2. 1	S25. 12. 22	S31. 4. 1	S27. 6. 1	
年月日	内容	年月日	内容	年月日	内容
S28. 12 S29. 6. 2	給水開始 第一期拡張 計画給水人口 14,500人	S27. 12 S35. 9. 10	給水開始 第一期拡張 計画給水人口 17,000人	給水開始 第一期拡張 計画給水人口 6,400人	S27. 1. 18 S58. 1 S58. 3
S34. 6. 27	計画一日最大給水量 4,020m ³ /日 第二期拡張 計画給水人口 14,500人	S45. 3. 31	計画一日最大給水量 8,000m ³ /日 二期拡張 計画給水人口 19,000人	計画一日最大給水量 2,000m ³ /日 第二次拡張 計画給水人口 7,700人	S58. 4. 1 S59. 3. 19 S59. 9. 13
S35. 11. 5	計画一日最大給水量 4,020m ³ /日 第三期拡張 計画給水人口 16,000人	S48. 2. 13	計画一日最大給水量 8,000m ³ /日 三期拡張 計画給水人口 34,500人	計画一日最大給水量 2,000m ³ /日 第三次拡張 計画給水人口 8,900人	S61. 9. 2 H1. 6. 1 H1. 11. 10
S39. 12. 7	計画一日最大給水量 4,020m ³ /日 第四期拡張 計画給水人口 45,000人	S57. 6. 4	計画一日最大給水量 10,670m ³ /日 三期拡張 計画給水人口 34,500人	計画一日最大給水量 2,000m ³ /日 第四次拡張 計画給水人口 12,000人	H2. 3. 10 H2. 3. 31 H2. 4. 1
S49. 3. 30	計画一日最大給水量 12,600m ³ /日 第四期拡張（第一次変更） 計画給水人口 45,000人	S60. 2. 25	計画一日最大給水量 10,670m ³ /日 三期拡張（変更） 計画給水人口 27,000人	計画一日最大給水量 4,200m ³ /日 第四次拡張（変更） 計画給水人口 12,000人	H2. 5. 26 H2. 4. 1 H18. 2. 15
S55. 9. 22	計画一日最大給水量 12,600m ³ /日 第五期拡張 計画給水人口 48,000人	S61. 12. 8	計画一日最大給水量 10,000m ³ /日 四期拡張 計画給水人口 30,000人	計画一日最大給水量 4,200m ³ /日 第四次拡張（変更） 計画給水人口 12,000人	H18. 2. 15 H18. 3. 22 H18. 4. 1
S61. 3. 31	計画一日最大給水量 19,000m ³ /日 第六期拡張 計画給水人口 60,000人	H2. 4. 1 H6. 5. 9	計画一日最大給水量 12,150m ³ /日 中空知広域水道企業団より受水 五期拡張 計画給水人口 30,000人	計画一日最大給水量 4,200m ³ /日 第五次拡張 計画給水人口 8,670人	中空知広域水道企業団水道事業統廃止許可 定額印 水道用水供給事業統廃止許可 水道事業統廃止認可
H2. 4. 1 H15. 9. 26	計画一日最大給水量 27,500m ³ /日 中空知広域水道企業団より受水 第六期拡張（変更） 計画給水人口 43,600人		計画一日最大給水量 12,150m ³ /日 五期拡張 計画給水人口 30,000人	計画一日最大給水量 4,200m ³ /日 第六次拡張 計画給水人口 12,000人	
H18. 4. 1					

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

■ 施設の統廃合・効率的な更新

（具体的理由）

用水供給事業者である企業団は、受水団体（滝川市・砂川市・歌志内市）の人口減少に伴い、給水量は年々減少、供給能力に対し余裕を生じていたことから、経営の効率化をこれまで以上に図っていく必要があり、末端給水事業まで行うことが検討されていた。

その一方で隣接する奈井江町は、浄水場の老朽化が進み更新が急務の課題となった。浄水場を更新することにより、水道料金の値上げが必至の状況。このことから、企業団は奈井江町に送水管で連絡し給水、3市に奈井江町を加え事業統合を行い、末端給水まで行うこととなった。

4. 事業統合までの過程

（1）事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ 中核となった規模の大きい水道事業体

具体的には、中空知広域水道企業団である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月日	項 目	内 容	出席者
H14. 3	奈井江町から企業団に対して受水の検討について口頭要請		奈井江町：水とまちなみ課長 水とまちなみ課技術主幹 企業団：業務課長、工務課長
H15. 9	奈井江町を加えた用供事業に関する厚生労働省との技術的協議終了	人口水量推計等	厚生労働省健康局水道課技術係
H15. 10	奈井江町が受水について口頭要請		奈井江町：まちづくり課長 企業団：企業局長(滝川市助役)
H15. 12	国庫補助要綱改定		用水供給事業での事業実施が不可能となった。末端給水化での事業実施を検討
H16. 2	奈井江町が受水についての口頭要請	奈井江町は特別委員会で審議開始	奈井江町長 企業長(滝川市長)
H16. 2	構成3市(滝川市、砂川市、歌志内市)市長協議		市町村合併の方向性が出てから末端給水に関する協議を行う
H16. 9	中空知法定合併協議会解散		
H16. 10	奈井江町より検討再開の要請		奈井江町：まちづくり課長 滝川市：助役
H16. 11	出資金に関する協議開催		構成3市財政課長等
H17. 1. 13	企業団管理運営協議会開催		構成3市助役及び担当者
H17. 1. 26	奈井江町末端給水参入要請		奈井江町長 企業長(滝川市長)
H17. 2. 18	厚生労働省ヒアリング	末端給水事業に概ね了承を得た	厚生労働省：水道課技術係 企業団：事業課長
H17. 3. 1	企業団管理運営協議会開催	諸課題の解決を急ぐことを確認	構成3市助役
H17. 3. 4	構成団体市長懇談会	事務レベル協議を進めることを確認	構成3市長
H17. 3. 7	奈井江町議会企業団へ参画を議決		
H17. 3. 9	奈井江町正式参入依頼		奈井江町長が企業長に対して参入依頼文を送付
H17. 3. 17	芳賀中部水道企業団視察	用水供給から末端給水事業への統合に関して調査研究	企業団：事業課総務担当主査
H17. 4. 1	統合事務費用負担に関する覚書締結		滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、企業団
H17. 7. 12	企業団管理運営協議会開催	費用負担の了承	構成3市助役
H17. 7. 20	広域的水道整備計画改定要請提出		3市1町課長、企業団(局長、課長)が北海道環境保全課長に提出
H17. 7. 28	3市1町市町長会議	末端給水化事業実施を確認	滝川市長、砂川市長、歌志内市長、奈井江町長、企業団企業局長

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況は、段階別に次のとおりである。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	水道担当者会議	奈井江町、企業団参画に対する企業団末端給水化の検討	構成団体 水道課長
	企業団運営会議	上記、末端給水事業への取組についての検討	構成団体 副市町長
2. 構想・検討段階	末端給水化検討委員会	委員会組織の発足、末端給水化事務等に関する覚書作成	構成団体 水道課長 企業団 局長、担当副主幹
3. 調整段階	料金・経理システム検討分科会	料金システム、窓口業務、検針、賦課、徴収、下水道料金、経理システム等協議	構成団体、企業団課長補佐職、係長職
	水道事業制度等調整分科会	給水条例、その他条例規定、企業団議会、組織構成、企業団事務所、統合までの経過措置について検討	〃

※段階の説明

1. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
2. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
3. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

なお、事業統合実施までのスケジュールは、次のとおりである。

【平成17年度スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企業団	▲4/1事務費用負担に関する覚書締結 ▲水道施設整備費補助概算要望書提出 ▲5/17水道施設整備費国庫補助概算要望書提出 ▲5/18広域的水道整備計画に関する空知北部地域説明会(滝川・深川保健所) ▲6/8奈井江町議会企業団浄水場視察 ▲7/7奈井江町へ費用負担の計画案を提示 ▲7/12構成3市助役会議 ▲7/20広域の整備計画変更申請提出(道環境保全課) ▲7/28 3市1町市長会議 ▲8/1臨時議会(認可申請委託業務費用等の補正) ▲8/11水道事業経営認可申請書作成業務委託発注									▲12/13H18水道施設補助要望提出 ▲1/30一部事務組合変更許可申請 ▲2/3一部事務組合変更許可 ▲2/15企業団臨時議会 ▲2/15協定書締結 ▲2/17水道事業認可申請		
										▲12/2企業団議会(決算)		
										企業団議会(予算)3/3▲		
未端給水 化検討委 員会										補助金関係事務		
										工事に関する基本計画・仕様等の検討		
										新年度予算の編成		
構成市町												
北海道												

【平成18年度～平成20年度スケジュール】												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成18年度	△水道事業経営認可(水道事業統合) △統合企業団発足(H17と同様の体制で事務継続予定) △各市町水道事業から企業団への施設等引継ぎ △料金システム構築検討開始								△事務所統合後の人事配置調整(各構成団体)			
									料金統合に関する検討(事務、議会レベル)			
	△補助内示 △測量・実施設計発注	△H18補助申請			△工事発注	補助事業関連事務		△事業進捗状況報告		△実績報告 △工事竣工		H20補助要望△
平成19年度	△事務所統合(統合執行体制の発足予定)											△料金決定議会
							料金統合に関する検討(審議会設置予定、議会での検討、利用者への広報等)					
	△補助内示	△H19補助申請 △工事発注				補助事業関連事務		△事業進捗状況報告	△工事竣工	△実績報告		
平成20年度	△奈井江町に供給開始 △構成団体水道料金統合 △料金システム運用開始											

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、次のとおりである。

課題	内容	解決策
事業体格差の扱い (財政水準)	水道料金の格差、統一	統合後、2年間は構成団体の旧料金を継続、平成20年4月に統一を図った。当初からの3市は、料金を上げないことを前提、新料金に基づく経営計画を水道料金審議会、議会調査特別委員会に提示、議論し議会議決を経て決定。
事業体格差の扱い (施設・維持管理水準)	技術部門の統合(配・給水)により、担当部門の一元化	統合時に時間がなく翌年度以降工事の仕様書等含め一元化を図った。給水装置工事事業者に関する取扱い維持管理体制の統合(集中監視設備を浄水場へ集約)
他会計繰入金等の調整	水源費、施設費、拡張施設費の出資金、負担金の割合	新たに加入した奈井江町の負担割合を認可水量等の割合で調整し、既存の3市(滝川市・砂川市・歌志内市)の出資金、負担金を減額した。
資産の引継ぎ	資産、負債、企業債未償還額の取扱いにルールがなかった	構成団体の水道事業会計すべてをそのまま引き継いだ
地域に密着したサービスの継続	事務所を浄水場に一本化したことにより、構成団体での住民サービスが疎かになる。また、住民異動についての行政情報が取得できなくなる。	構成団体に営業所を配置し、窓口サービス、あるいは行政情報を取得した。
災害時・事故時対応	統合時に職員が減ったことにより、緊急時、あるいは危機管理体制が困難となった。	構成団体の応援、管内水道施設工事業者との災害協定、日水協北海道地方支部道央地区協議会との災害協定を結んだ。

なお、課題とならなかった項目と対応策は、次のとおりである。

項目	対応
統合形態・事業形態	企業団が行う水道事業の経営については、構成団体の同意を得ることは特に問題がなかった。(垂直統合ありきで進んでいたため)
職員人員配置	職員定数は一定のルールにより、構成団体から派遣
条例・例規等の見直し	職員給与体系について ・構成団体の給与、労働条件に準じる ・プロパー職員は滝川市に準じる
各種電算システムの統合	統合時には、現行の料金システムをそのまま利用、料金改定時に新システムへ移行した
住民・議会等への対応	旧構成団体(3市)の水道料金は値下げとなり、議会、住民への説明、合意は得やすかった。また、新たに参画した構成団体については、統合することによって値上げ幅を抑えることができ、議会、住民の合意は同じく得やすかった。

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 関係首長のリーダーシップ
- 中核となる事業体の存在

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
水需給の不均衡解消	余剰水量の活用	
施設の統廃合・効率的な更新	施設統廃合により、維持管理費の削減が図れた	
人材確保・技術力の確保	構成団体から技術職員が派遣されることにより技術力は確保されている	近年、構成団体での技術職員が減少 技術の継承が年々困難となっている
通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化	施設の集中監視体制が図られた	
水源の確保・多元化	滝里ダム完成により、安定した水量を確保できた	水源、取水箇所が1箇所のため、取水の二条化が必要
更新等に必要の財源の確保・柔軟性ある事業計画	「管路更新」「浄水場施設更新」等将来を見据えた更新を実施している	更新計画の実施に多額の費用がかかるため、他の更新計画が中々進まない
料金格差の是正	料金の統一化を図り、当初からの構成団体（3市）は値下げすることができた	新たに参画（奈井江町）した町は値上げとなった
利用者の利便性向上	構成団体に営業所を配置し、住民サービスを図った	住民サービス以外は浄水場での対応となったことから、地理的に不便となった地区もある

(2) 広域水道事業の課題と対策

■ 職員のプロパー化について

職員は構成団体からの派遣職員で構成されているが、近年構成団体の水道技術者も少なくなり派遣についても厳しくなってきた。技術職員のみならず事務職員においても、技術・事務の継承が必要であるが、今後は、職員のプロパー化が求められる。

■ 施設の耐震化

当企業団では、現在、「管路更新計画」「浄水場施設更新計画」など実施しているが、耐震化については遅れているのが実情である。耐震化については、一部、耐震化が図られた施設はあるが、ほとんどの施設はまだ診断を行っておらず、診断を受け、耐震補強工事へと進めていかなければならない。現在、進めている更新計画の中で耐震化できるものは進めていくが、診断後の補強工事等にかかる費用、また、更新計画にかかる費用と合わせて今後、事業を進めていかなければならない。

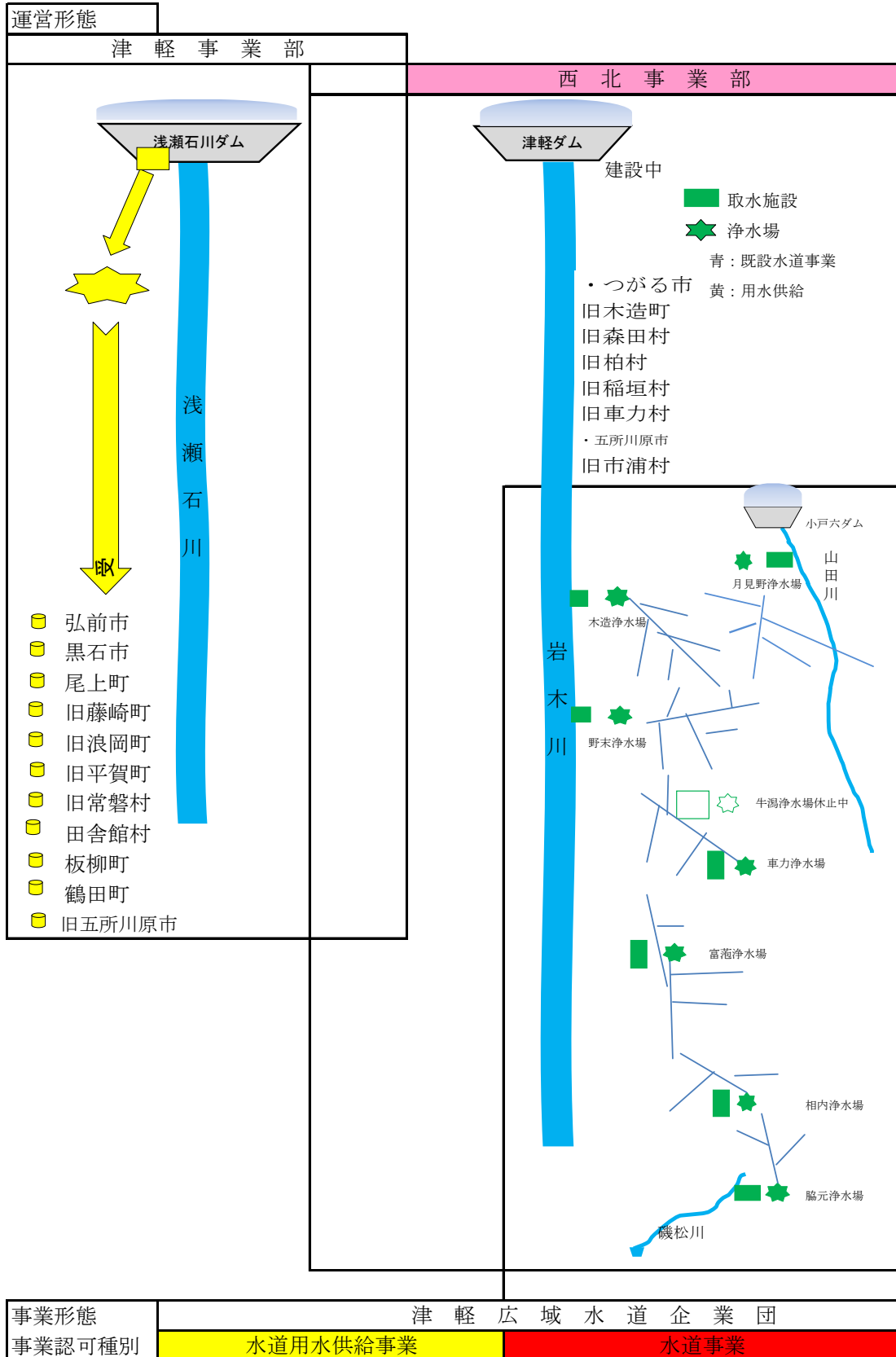
津軽広域水道企業団（西北事業部）

1. 事業の概要

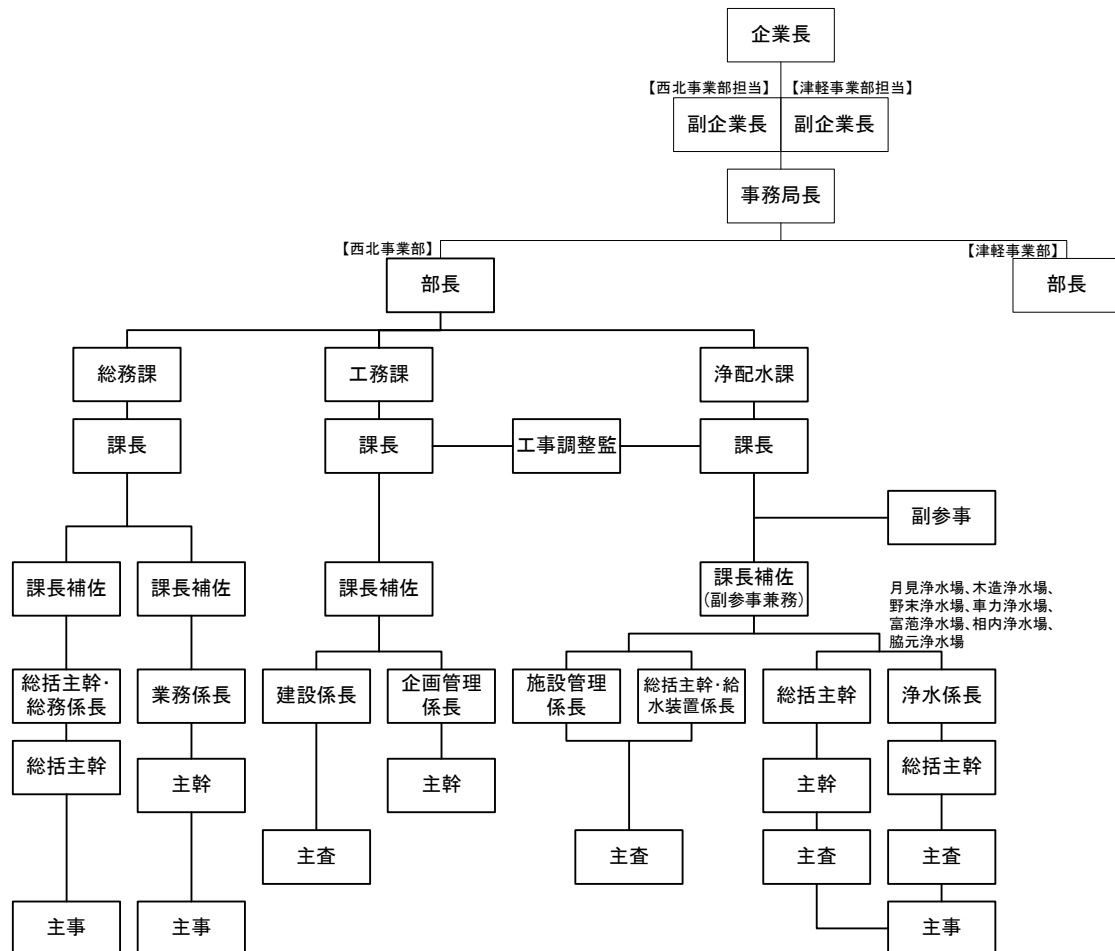
当時1町5村は、水源水量及び水質に問題を抱え、また水需要は年々増加の傾向にあり、個々の町村が単独で対処することは、技術的、財政的には、困難な状況になってきたため、水道事業の広域化を図った。事業の概要は次のとおりである。

事業体名	津軽広域水道企業団水道事業(西北事業部)		
都道府県	青森県		
事業統合の形態	水平統合：水道事業及び簡易水道事業を行っている6町村が水道用水供給事業者（津軽広域水道企業団）に統合し、津軽ダムに水源を求めた独立採算性の水道事業（西北事業部）を計画。（後に、津軽ダムを撤退し、浅瀬石川ダムを水源とする津軽事業部から受水する計画に変更。）		
事業統合年度	平成6年4月1日		
構成団体	・ 津軽新田地域水道企業団(旧木造町一部, 旧森田村, 旧柏村) ・ 木造町水道事業 ・ 稲垣村水道事業 ・ 車力村水道事業 ・ 市浦村簡易水道事業		
直近の認可			
目標年度	平成35年度		
計画給水人口	32,884 人		
計画一日最大給水量	13,896 m ³ /日		
平成24年度実績			
給水人口	33,087 人		
一日最大給水量	12,179 m ³ /日		
組織部署数	1部3課		
職員数	事務職	11 人	
	技術職	19 人	
	技能職	0 人	
	計	30 人	
位置図			

● 施設概要



● 組織体制



● 協定書

・ 水道事業統合に関する基本協定書

水道事業統合に関する基本協定書

津軽広域水道企業団（以下「企業団」という。）と木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村及び市浦村（以下「関係町村」という。）は、津軽圏域中央部広域的水道整備計画（平成5年12月策定）に基づき、水道事業に関する事務を統合するに当たり、次のとおり基本的事項を協定する。

記

（統合の時期）

第1条 統合の時期は、平成6年4月1日とする。

（水道料金等）

第2条 水道料金は、当分の間、関係町村等それぞれの給水条例に定める水道料金を企業団給水条例に規定するものとし、その徴収事務は、企業団において行うものとする。ただし、窓口収納等の徴収事務等については、従来通りとする。

（職員の派遣等）

第3条 企業団の水道事業運営に必要な職員は、関係町村より派遣するものとする。
2 前項により派遣された職員は、企業長が企業団職員として併任するものとする。
3 現に、関係町村において、水道事業の業務に従事している職員については、統合後も引き続き水道事業運営に従事するものとする。

（職員の身分及び給与）

第4条 前条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の身分取扱いについては、当該町村における身分を尊重し、かつ、企業団の関係規程の範囲内において企業長が決定する。
2 派遣職員の給与は、別途協定する津軽広域水道企業団への職員派遣協定書による。

（勤務場所の提供）

第5条 関係町村は、当分の間、企業団西北事業部及び各事業所が行う水道事業の必要に応じ庁舎の一部を提供する等、水道事業運営に支障が生じないよう便宜供与するものとする。

（水道資産の引き継ぎ）

第6条 企業団へ承継する財産は、次により処分するものとする。
(1) 平成6年3月31日決算による。
(2) 現に水道事業の用に供している固定資産については、無償で引き継ぐものとする。
(3) 流動資産については、不良債務が発生しない場合に限り引き継ぐものとする。
(4) 流動負債については、不良債務が発生しない場合に限り引き継ぐものとする。
(5) 固定負債については、引き継ぐものとする。
(6) 借入れ資本金及び自己資本金は引き継ぐものとする。
(7) 資本剰余金及び利益剰余金は引き継ぐものとする。

- (8) 現在使用している物品は引き継ぐものとする。
- 2 前項の水道事業で統合になる事業は、木造町水道事業、稲垣村水道事業、車力村水道事業、市浦村簡易水道事業及び津軽新田水道企業団水道事業とする。
- 3 企業団は、構成町村に対して資産、負債及び資本の構成について、統合後確定報告するものとする。

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書7通を作成し、各記名押印の上、各々1通を保有する。

平成 6 年 3 月 3 0 日

津軽広域水道企業団
企 業 団 長

金 澤



木 造 町 長

盛



柏 村 長

古 坂



森 田 村 長

佐 藤 昭 三



稲 垣 村 長

蝦 名



車 力 村 長

成 田 佐 太 郎



市 浦 村 長

高 松 隆 三



2. 事業の沿革

当事業部は津軽半島西北部に位置し、木造町・森田村・柏村・稲垣村・車力村及び市浦村の6町村で構成されていたが、平成17年2月、町村合併により市浦村を除く5町村が合併して「つがる市」となり、同年3月市浦村が五所川原市と合併して新「五所川原市」になったことから2市で構成され、1級河川岩木川をはじめ、近隣の中小河川及び地下水を水源として末端給水事業を経営している。

近年、当地域は、社会環境の変遷とともに水源である河川の水質汚濁が進行し地下水にも水量不足が生ずるようになった。また、産業経済の発達により水の需要が年々増加傾向にあるため、新たな水源開発に迫られていた。そこで、旧6町村はこの問題の解消を図るため旧建設省が岩木川総合開発の一環として進めていた津軽ダム建設計画に共同で利水参加することとした。国庫補助事業の採択要件を満たすため、平成5年11月には津軽広域水道企業団に加入して西北事業部を組織し、平成6年4月から本格的な事業に着手し、施設の整備を進めてきた。しかし、津軽圏域における水需要の見直しにより余剰水量が発生したため津軽ダムを撤退（H19.8.21 変更告示）し、浅瀬石川ダムを水源とする津軽広域水道企業団 津軽事業部からの受水に向け現在作業を進めている。

広域化実施済：津軽広域水道企業団（西北事業部）

事業体名	つがる市（旧木造町一部、旧森田村、旧柏村）		つがる市（旧木造町（旧木造地区、旧川除地区、出精地区））	
創設認可年月日	S43. 6. 26		S33. 5. 30	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S43. 6. 26	津軽新田水道企業団上水道事業経営認可 計画給水人口20,000人 計画一日最大給水量3,300m ³ /日	S33. 5. 30	木造町上水道事業経営認可 計画給水人口10,000人 計画一日最大給水量1,950m ³ /日
	S57. 9. 21	津軽新田水道企業団上水道事業第一次拡張 計画給水人口20,000人 計画一日最大給水量7,300m ³ /日	S 37. 8.	給水開始
	H6. 3. 31	水道事業廃止	S39. 1. 25	木造町上水道事業第一次拡張 計画給水人口15,000人 計画一日最大給水量2,750m ³ /日 うち受水800m ³ /日
	H6. 4. 1	津軽広域水道企業団に事業統合	S50. 3. 31	木造町上水道事業第二次拡張 計画給水人口15,000人 計画一日最大給水量2,750m ³ /日 取水方法の変更、浄水場改良
			H6. 3. 31	水道事業廃止
			H6. 4. 1	津軽広域水道企業団に事業統合

事業体名	つがる市（旧稲垣村）		つがる市（旧車力村）	
創設認可年月日	S42. 8. 15		S51. 7. 24	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S42. 8. 15	稲垣広域簡易水道事業経営認可 計画給水人口7,600人 計画一日最大給水量1,237m ³ /日	S45. 7. 6	下車力地区簡易水道事業経営認可 計画給水人口400人 計画一日最大給水量61m ³ /日
	S43. 12. 25	給水開始	S46. 1. 1	給水開始
	S52. 3. 31	稲垣村上水道事業第1次拡張事業 計画給水人口7,600人（変更なし） 計画一日最大給水量2,166m ³ /日	S51. 7. 24	車力村水道事業経営認可 計画給水人口7,000人 計画一日最大給水量1,540m ³ /日
	S55. 5. 23	稲垣村上水道事業第2次拡張事業	S 52. 7	給水開始
	H6. 3. 31	水道事業廃止	S 53. 6	全域給水開始
	H6. 4. 1	津軽広域水道企業団に事業統合	S56. 5. 28	下車力地区簡易水道事業廃止認可
			S56. 6. 2	車力村水道事業第1次拡張事業 計画給水人口7,500人 計画一日最大給水量1,540m ³ /日 （変更なし）
			H4. 5. 26	車力村水道事業第1次拡張事業 計画給水人口6,593人 計画一日最大給水量2,100m ³ /日
			H6. 3. 31	水道事業廃止
			H6. 4. 1	津軽広域水道企業団に事業統合

事業体名	五所川原市（旧市浦村）	
創設認可年月日	S57. 4. 1	
	年月日	内容
沿革	S43. 9. 30	相内地区簡易水道事業経営認可 計画給水人口1,600人 計画一日最大給水量276.5m ³ /日
	S 45. 4.	相内地区給水開始
	S47. 8. 18	脇元地区簡易水道事業経営認可 計画給水人口1,450人 計画一日最大給水量230m ³ /日
	S 48. 4	脇元地区給水開始
	S52. 6. 17	相内地区簡易水道事業拡張変更認可 計画給水人口3,700人 計画一日最大給水量953m ³ /日
	S57. 4. 1	市浦村簡易水道事業経営認可
	H6. 3. 31	水道事業廃止
	H6. 4. 1	津軽広域水道企業団に事業統合

事業体名	津軽広域水道企業団（西北事業部）			
創設認可年月日				
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	H1. 7	東北地方建設局が岩木川流域市町村に対し津軽ダム建設計画に係る利水要望の確認調査を開始	H6. 3	県知事が「津軽ダム関連水道事業」及び「同水道用水供給事業（五所川原市分）」の経営を認可
	H3. 7	木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村及び市浦村が共同で利水参加を要望	H6. 4	西北事業部構成町村の5水道事業を承継
	H4. 1	6町村で「協議会準備会」を設置	H6. 7	建設工事に着手
	H4. 6	6町村による「西北地域水道事業促進協議会」が発足	H8. 5	西北事業部運営委員会が水道料金の統一計画を承認（算定期間：平成8年度から15年度まで）
	H4. 11	津軽ダム使用権設定に必要な法人格取得のため、県知事に「西北地域水道企業団」の設立を申請	H17. 2	構成町村の木造町、森田村、柏村、稲垣村及び車力村が合併して「つがる市」が発足
	H4. 12	国庫補助事業の採択基準を（現在居住人口25万人以上他）を満たすため、津軽広域水道企業団に対し西北地域水道企業団との合併を要請。県知事が「西北地域水道企業団」の設立を許可	H17. 3	構成町村の市浦村が五所川原市及び金木町と合併して新「五所川原市」が発足
	H5. 1	建設大臣に「津軽ダム使用権」を申請	H17. 7	「津軽ダム建設基本計画」変更告示（工期：平成28年度まで延長等）
	H5. 4	木造町役場内に「西北地域水道企業団事務局」を開設	H17. 12	津軽広域全体の水需要予測の結果「西北事業部は津軽ダムから撤退し、浅瀬石川ダムから1日最大約1万3千立方メートルの用水供給を受けること」で厚生労働省、県及び企業団間で協議成立
	H5. 5	県知事に「津軽圏域中央部広域的水道整備計画」の変更を要請	H18. 2	津軽広域水道企業団議員全員協議会において「西北事業部は津軽ダムから撤退し、浅瀬石川ダムから1日最大約1万3千立方メートルの用水供給を受けること」を了承
	H5. 7	津軽広域水道企業団が議員全員協議会において西北地域水道企業団との合併を了承		
	H5. 10	県知事に「津軽広域水道企業団規約」の変更を申請	H18. 9	西北事業部事業再評価審議委員会が「津軽ダム関連水道事業」中止を承認
	H5. 11	津軽広域水道企業団及び西北地域水道企業団が合併。組織を独立採算による2部制（津軽事業部・西北事業部）とする。西北事業部担当副企業に盛岡木造町長が就任	H20. 2	西北事業部事業再評価審議委員会が「特定広域化施設整備事業」再開を承認
	H5. 12	県議会が「津軽圏域中央部広域的水道整備計画」の変更に同意	H20. 3	県知事が「水源種別の変更（表流水→浄水受水）」等の変更を認可

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

- 施設の統廃合・効率的な更新
- 水源の確保・多元化
- 未普及地域の解消

（具体的理由）

西北地域に位置する旧 6 町村（旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村、旧市浦村）は、取水量不足及び水質悪化のため、長期的な視野に立った新たな水源の開発の必要性に迫られていた。また、未普及地域解消のため県からも指導受けていた。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ 中核以外の周辺水道事業体

具体的には、旧木造町水道事業である。

（２）事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H4. 1	協議会準備会	広域水道事業の件（津軽ダム利水参加含む）	6町村
H4. 6. 25	広域水道事業促進協議会設立	規約、事業計画、収支予算、負担金	6町村担当職員
H4. 7. 16	平成4年度第1回幹事会	津軽ダム建設に係る水道事業計画	6町村担当職員
H4. 7. 27	平成4年度第2回幹事会	西北地域水道企業団設立について 津軽ダム負担金及び施設負担について 財政計画に係る提出書類について	青森県保健衛生課補佐、班長、主幹 6町村担当職員
H4. 8. 17	平成4年度第3回幹事会	協議会設立後報告 西北地域水道企業団財政計画について 今後の予定事務について	6町村担当職員
H4. 8. 20	平成4年度第1回協議会	協議会設立後の経過報告について 西北地域水道企業団設立について ・規約 (案) ・負担割合 (案)	6町村担当職員（幹事）
H4. 11. 4	平成4年度第4回幹事会	今後の予定事務について 西北地域水道企業団設立について 基本計画調査委託について 負担金について	6町村担当職員
H4. 12. 25	平成4年度第5回幹事会	経過報告 西北地域水道企業団設置条例の件 申請書	青森県地方課
H4. 11. 12	西北地域水道企業団設立申請	許可書 申請書	町村長 津軽ダム工事事務所
H4. 12. 28	西北地域水道企業団設立ダム使用権設定申請	協議会設立から企業団設立までの経緯 広域水道計画スケジュール	6町村担当職員
H5. 1. 4	西北地域水道企業団第1回担当者会議	津軽ダム建設水道事業計画の諸問題に関する協議	青森県生活衛生課、津軽広域水道企業団及び関係市町村、西北地域の町村津軽新田水道企業団
H5. 1. 12	津軽広域水道企業団と西北地域水道企業団の担当者合同会議について	組織、西北地域水道企業団広告・設置条例	6町村総務課長、担当課長
H5. 1. 19	平成5年議会臨時議会	基本計画調査の中間報告	6町村総務課長、担当課長
H5. 1. 21	西北地域水道企業団第2回担当者会議	西北地域水道企業団が五所川原市へ用水供給事業に関する覚書	西北地域水道企業団企業長、五所川原市長
H5. 1. 28	西北地域水道企業団と五所川原市の共同建設事業に関する覚書	諸問題	
H5. 2. 2	津軽広域水道企業団・西北事業部合同会議	県職員派遣に係る費用負担	
H5. 2. 5	西北地域水道企業団第3回担当者会議	覚書の件	
H5. 2. 16	津軽事業部・西北地域水道企業団合同会議		

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H5. 2. 23	西北地域水道企業団第4回担当者会議	基本計画調査委託の成果品の報告 県生活衛生課及び津軽広域水道企業団との経緯 今後のスケジュールについて	青森県保健衛生課水道班主幹、 西北地域構成町村課長、津軽新田（企）五所川原市、
H5. 2. 26	津軽事業部・西北地域水道企業団合同会議	基本計画調査委託の概要、覚書、協定書、確約書の件	(県)保健部次長、生活衛生課長、水道班長、主幹、町村長
H5. 3. 17	津軽事業部・西北地域水道企業団合同会議	構成町村出資計画、H5年度以降の組織、確約書について	
H5. 3. 24	津軽事業部・西北地域水道企業団合同会議	構成町村出資債元利償還計画、企業団財政計画、構成町村財政運営計画	
H5. 3. 29	西北地域水道企業団第5回担当者会議	基本計画調査委託の成果品について 平成5年度の派遣職員について	6町村担当職員、津軽新田水道（企）
H5. 4. 1	平成5年度第1回担当者会議	青森県、津軽広域水道企業団との3者協議。事務局体制について	総務課長、担当課長
H5. 4. 6	西北地域水道企業団事務局開設		
H5. 4. 7	平成5年度第1回担当者会議	西北地域水道企業団設立後の経緯について 西北地域水道企業団事務局設置・職員体制について	6町村総務課長、担当課長
H5. 4. 12	津軽広域水道事業関係者会議		県保健衛生課、津軽広域水道企業団、木造町
H5. 5. 7	西北地域水道企業団運営に係る総務課長会議	津軽広域水道企業団への合併について。 津軽圏域中央部広域水道整備計画に変更に係る要請書の提出について 広域水道計画スケジュールについて 平成5年度西北地域水道企業団の予算について 資産引継事務について	6町村総務課長
H5. 5. 11	津軽広域水道企業団議会議員全員協議会	津軽広域水道企業団と西北地域水道企業団の合併について	
H5. 5. 13	確認書	西北地域水道企業団と津軽広域水道企業団が合併について確認	
H5. 6. 29	西北地域水道企業団運営に係る総務課長会議の開催について	取水場、導水管路及び浄水場視察	6町村総務課長
H5. 6. 30	西北地域水道企業団運営に係る覚書について	西北地域水道企業団と6町村が企業団で水道事業を実施についての覚書	西北地域水道企業団企業長他 6町村長

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H5. 7. 6	西北地域水道企業団運営に係る会議の開催について	津軽圏域中央部広域水道整備計画の変更計画について 西北地域水道企業団の合併について 資産等の引継について 西北地域水道企業団の合併について 資産等の引継について	6 町村担当課長、担当職員
H5. 10. 8	西北地域水道企業団規約の変更許可申請	西北地域水道企業団解散後の事務を津軽広域水道企業団へ継承について	
H5. 10. 29	西北地域水道企業団規約の変更許可		
H5. 10. 31	西北地域水道企業団解散	津軽広域水道企業団の水道事業について協定	津軽広域水道企業団企業長他 6 町村長
H5. 11. 1	津軽広域水道企業団水道事業に関する協定書	津軽広域水道企業団と 6 町村統合	津軽広域水道企業団企業長他 6 町村長
H6. 3. 30	水道事業統合に関する基本協定書		
H6. 3. 31	6町村の水道事業廃止		
H6. 4. 1	津軽広域水道企業団に統合	6 町村の水道事業及び簡易水道事業が津軽広域水道企業団と統合	
H6. 11. 11	津軽ダムを水源とする水道用水供給事業実施に関する確約書		津軽広域水道企業団副企業長（西北事業部担当）、五所川原市長
H6. 11. 11	津軽ダムを水源とする水道用水供給事業に係る費用負担に関する覚書		津軽広域水道企業団副企業長、五所川原市長
H6. 11. 11	津軽ダムを水源とする水道用水供給事業に係る費用負担に関する覚書に関する協定書		津軽広域水道企業団副企業長他 7 市町村長

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況は、段階別に次のとおりである。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	—	津軽ダム建設に伴う利水参加の経営診断を青森県が行う。⇒共同取水が経営安定 (6町村利水参加)	旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村、旧市浦村
2. 構想・検討段階	広域水道事業促進協議会	水源問題解を共同で解決するため、津軽ダムに利水参加する6町村は、今後の水道事業運営につき、緊密な連絡、調整を図るため。	旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村、旧市浦村
3. 調整段階	西北地域水道企業団設立	事業統合を検討する検討会の下部組織として、諸問題を解決するため。	旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村、旧市浦村

※段階の説明

1. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
2. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
3. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

（３）事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中で課題とその解決策は、次のとおりである。

課題	内容	解決策
職員人員配置	・職員定数の見直し 事業統合に伴う定数の見直しにより、職員不足。	更なる広域化又は、市の水道部となり市の職員と一体となる。
条例・例規等の見直し	水道事業体ごとの給与水準の相違。	・プロパー職員の給与水準を基本自治体に合せた。 ・市町村合併により殆どの職員が同一水準となった。
地域に密着したサービスの継続	料金収入の窓口の住民サービスが、一か所となった。	コンビニでの納金を導入した。
災害時・事故時対応	水道単独事故等の緊急時の人員不足。	つがる市と水道単独事故時の応援に関する協定締結した。
その他	・庁舎 事業統合後、仮庁舎となった。	将来の組織体制を決定する。（更に広域化を進める。又は上下水道部）

（４）事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 国や都道府県の主導
- 活用できる補助メニューなどの存在
- 自然的地理的条件の類似性
- その他（関係町村は、取水量不足、水質悪化の共通の問題を抱えており、新たな水源開発が必要に迫られていたため）

（５）事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

（1）事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
水需給の不均衡解消	合併し補助による特定広域化事業実施により慢性的な水圧不足箇所解消。	建設費に経費がかかり、財政を圧迫している。
施設整備水準の向上	特定広域化により耐震化施設導入。	建設費に経費がかかり、財政を圧迫しており既存の施設整備水準の向上が大幅に遅れている。
施設の統廃合・効率的な更新	新規水源を求めた特定広域化事業が完了後、統廃合及び効率的な施設運営が可能と思われる。	全施設が不効率（水質が悪く、水量にも不安があり、規模が小さい）であるため、廃止の方向で検討するほかない。
人材確保・技術力の確保	一時的（合併時）に人員（各町村の水道担当）が増えて体制強化になった。	統合後人事異動により、各町村の水道担当が結果的に流出した。
通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化	統合により複数の水源により、緊急時の水廻し等が可能となった。	統合し、合理化を求められているため、人員の確保が困難であり、管理体制及び緊急時体制が不足。
水源の確保・多元化	用水供給を受水することで、新規水源を確保でき安定的な供給が可能になる。	新規水源を求めるため、西北地域に受水するための送水管が約30 k mと受水してから約56 k m計86 k mの送水管施設の整備に多大な経費がかかり、財政を圧迫している。
更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画	新規水源を求めた特定広域化事業完了後は、更新等に必要な財源の確保・及び柔軟性のある事業計画が可能と思われる。	建設費に経費がかかり、財政を圧迫しており既存施設の更新が大幅に遅れている。
料金格差の是正	6町村で格差のあった料金が統一化され、料金体系も用途別で統一された。	施設の整備に多大な経費がかかり、結果的に料金の値上げにつながる。
利用者の利便性向上	水道開閉栓が、窓口対応だけでなく、電話連絡で可能となった。 ・コンビニ納入が可能となった。	窓口が1箇所となったため、窓口等利用するには移動時間がかかる。
未給水地域の解消	合併し補助による特定広域化事業を実施し、新規水源を確保したことにより未普及地域の解消が可能となる。	建設費が膨大となるため、水道加入率次第では、財政をさらに圧迫する。

（2）広域水道事業の課題と対策

新たな水源を確保し、効率的な運営を進めるため、事業を統合し特定広域化施設整備計画を実施している。水圧不足対策として管を新設したことや生活水準の向上により、水量が増加し、一人当たりの使用料は増加傾向にあるが、平成18年度以降、給水人口が減少傾向となり、未普及地区への給水以外は給水収益の増加が見込まれないため今後、更新等の事業においては、施設規模縮小をはじめ効率的な事業運営が求められる。

双葉地方水道企業団

1. 事業の概要

当企業団は、平成9年3月に厚生労働省からの認可を踏まえ、各町（楢葉町、広野町、富岡町、大熊町及び双葉町）が整備した水道施設の譲渡を受けると共に、水道用水供給事業から末端給水事業としての広域水道事業への変更を行っている。

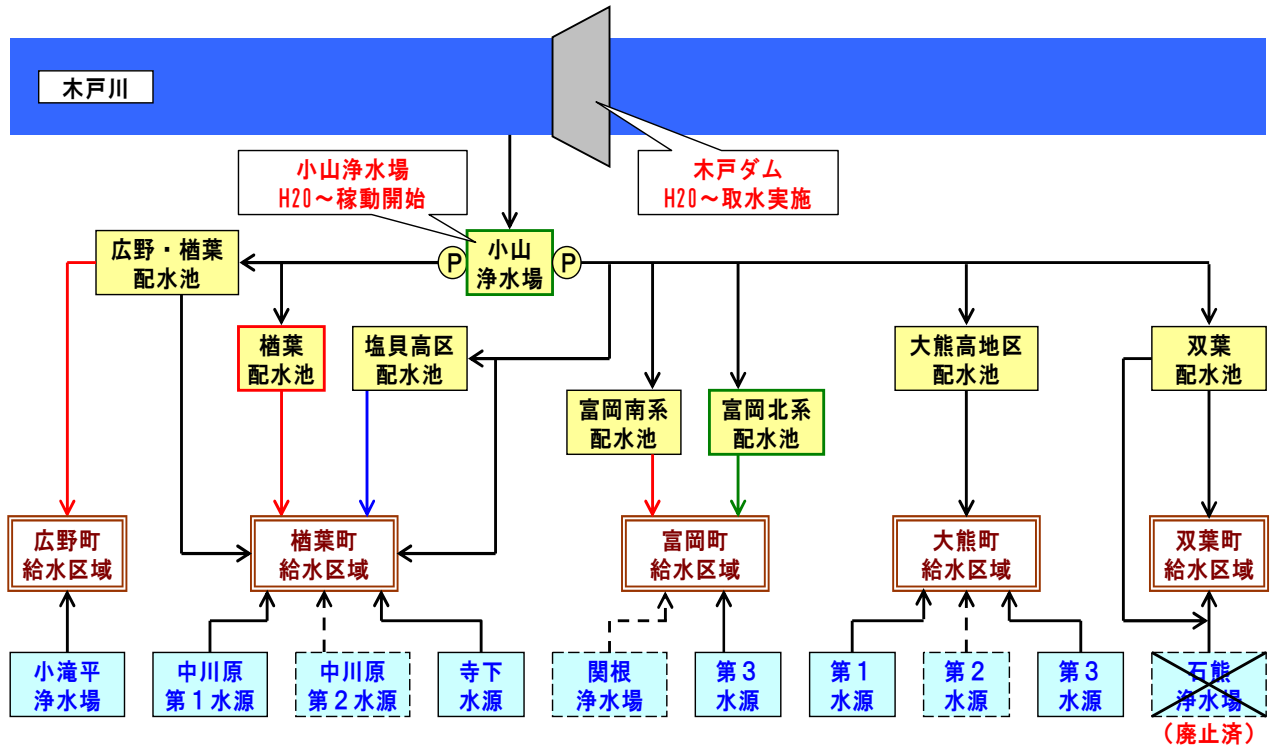
事業の概要は、次のとおりである。

事業体名	双葉地方水道企業団
都道府県	福島県
事業統合の形態	垂直統合
事業統合年度	平成12年4月1日
構成団体	楢葉町水道事業、広野町簡易水道事業、富岡町水道事業、 富岡町簡易水道事業、大熊町水道事業、双葉町水道事業及び 双葉地方水道企業団（用水供給企業団）
直近の認可	
目標年度	平成27年度
計画給水人口	56,600 人
計画一日最大給水量	36,200 m ³ /日
平成24年度実績	
給水人口	未計上 人
一日最大給水量	（福島第一原子力発電所事故より算出困難なため） m ³ /日
組織部署数	2課3所
職員数	
事務職	10 人
技術職	13 人
技能職	0 人
計	23 人

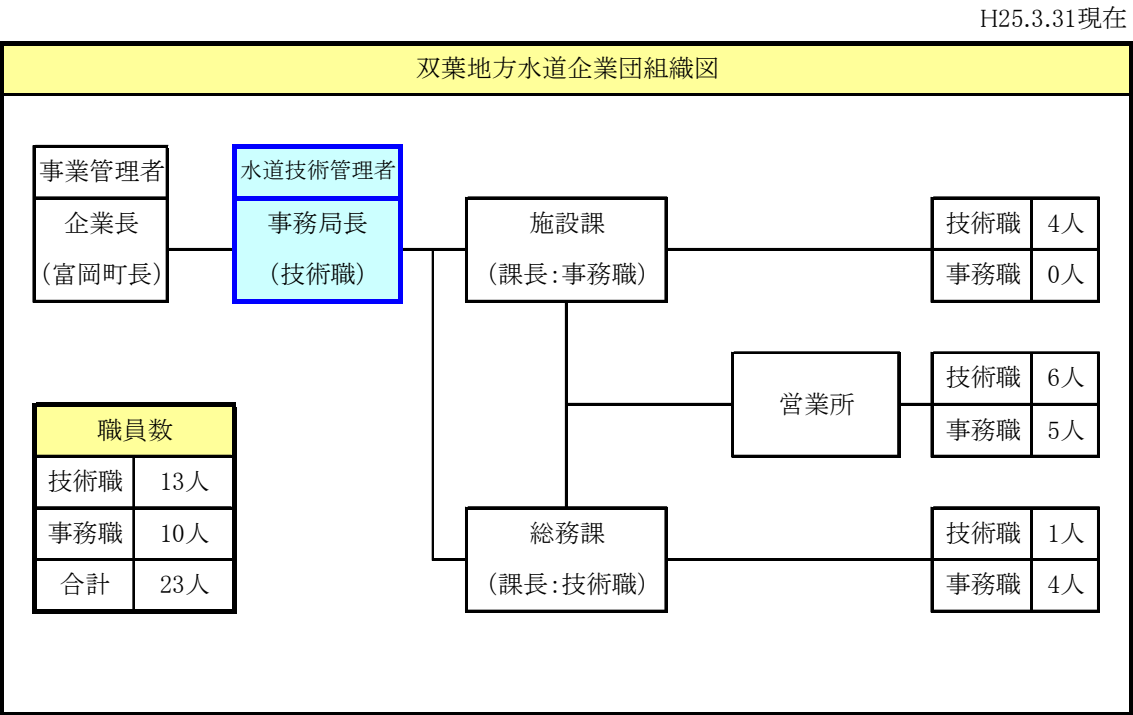
位置図



● 施設概要



● 組織体制



2. 事業の沿革

福島県浜通り南部ブロックの5町（楡葉町、広野町、富岡町、大熊町及び双葉町）において、既存水源の「水源水質の悪化」及び「取水量の低下」に伴い、良好な水質、かつ安定的な水源が必要であったが、単独で水源を確保することが困難であったことから、水道用水の安定供給と効率的な経営基盤を確保するために、平成3年3月から企業団を設立し、水道用水供給事業として新規ダム（木戸ダム：福島県）への参画による水道水源開発及び広域的な水道施設整備を行った。

その後、より一層の広域化を図るべく、平成9年3月に末端給水事業としての広域水道事業の認可を受け、広域的かつ計画的な水道施設整備を行った。

そして平成12年4月1日に事業統合を行った。

事業体名	双葉地方水道企業団 (楡葉町、広野町、富岡町、大熊町及び双葉町)	
創設認可 年月日	H3. 3. 18	
沿革	年月日	内容
	H3. 3. 18	双葉地方広域水道供給企業団設立
	H3. 10. 29	水道用水供給事業経営認可
	H9. 3. 31	双葉地方広域水道事業経営認可
	H9. 4. 30	木戸川水利権取得
	H10. 1. 29	「双葉地方水道企業団」に名称変更
	H12. 4. 1	双葉地方水道企業団に事業統合

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

- 水需給の不均衡解消
- 施設の統廃合・効率的な更新
- 水源の確保・多元化

(具体的理由)

福島県浜通り南部ブロックの5町（楡葉町、広野町、富岡町、大熊町及び双葉町）における都市化の進展と生活意識の変化や生活様式の向上、更には工業団地の増設、企業誘致などによる水需要の増加に対応するため、水源を確保し、水道事業の合理的且つ能率的な運営をおこなうため事業を統合した。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

- その他

具体的には、双葉地方水道企業団である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H3. 11. 22	水道担当課長会議	水道事業の統合（末端給水）の件	福島県環境衛生課、5町水道担当課長、企業団
H3. 12. 2	浜通り南部ブロック広域的 水道整備事業打合せ会	広域化推進の件	福島県環境衛生課、浪江保健所 衛生課、5町水道担当課長、企 業団
H4. 1. 8	広域水道事業担当課長会議	広域水道用水供給事業の 件	上記に同じ
H7. 10. 11	広域水道事業の実施計画に 伴う構成町勉強会	末端給水以降計画の勉強 会	福島県環境衛生課、5町水道担 当課長、企業団
H9. 12. 8	職員の身分移行等に関する 検討委員会	企業団の組織機構及び職 員定数等の件	5町水道担当課長、企業団
H9. 12. 8	資産の引き継ぎに関する検 討委員会	5町から企業団に引き継 ぐ水道用資産等の無償譲 渡及びその引継方法の件	上記に同じ
H10. 1. 13	会計システムに関する検討 委員会	電算処理の導入の件	5町会計担当職員、企業団

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況は、段階別に次のとおりである。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	水道担当課長会議	浜通り地域の水道広域化 検討会議	福島県環境衛生課、5町水道担 当課長、企業団
	浜通り南部ブロック広域的 水道整備事業打合せ会	水道広域化の推進を図る ための打合せ会	福島県環境衛生課、浪江保健所 衛生課、5町水道担当課長、企 業団
	広域水道事業担当課長会議	広域水道事業経営認可に 係る会議	上記に同じ
2. 構想・検討 段階	広域水道事業の実施計画に 伴う構成町勉強会	広域水道事業の統合に係 る検討事項の勉強会	福島県環境衛生課、5町水道担 当課長、企業団
3. 調整段階	職員の身分移行等に関する 検討委員会	統合に係る事務的検討委 員会	5町水道担当課長、企業団
	資産の引き継ぎに関する 検討委員会	統合に係る事務的検討委 員会	上記に同じ
	会計システムに関する検討 委員会	統合に係る事務的検討委 員会	5町会計担当者、企業団

※段階の説明

1. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）

2. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
3. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

（３）事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、次のとおりである。

課題	内容	解決策
事業体格差の扱い （財政水準）	各町において、水道料金の設定及び料金徴収の時期が異なっていた。	2段階で水道料金の改定を行い、最終的に統一した。 併せて、料金徴収時期も同一のものとした。
事業体格差の扱い （施設・維持管理水準）	5町により老朽管（石綿管）の布設替実施率が異なっていた。	水道事業統合後に企業団が布設替をおこない、その財源については各町が負担することとした。
職員人員配置	統合による職員の採用は、5町職員の身分移行によることを基本としたため、これに係る問題が生じた。	統合後も派遣職員の配置を継続し、採用計画に基づく企業団職員の採用をおこなうこととした。
各種電算システムの統合	各町、電算化の進展が異なっていた。	統合時において、全町電算化とすることとした。
地域に密着したサービスの継続	管理本館を楢葉町に設けることにより、遠方の地域住民のサービス低下が懸念された。	5町に営業所を設け、人員を配置することにより、住民サービス低下の解消に努めた。
災害時・事故時対応	上記に同じ。	地元水道事業従事者との協力体制をとることにより解決に努めた。
統合事務	5町の資産台帳の洗い出しについて問題が生じた。	水道事業統合時期を1年延期いただき、問題の解決にあたった。
住民・議会等への対応	各町の施設整備が異なることから、異論を唱える町議会からの意見があがった。	各町の財政状況に合わせ、施設更新をおこなうものとし、その財源については各町が負担するものとした。

（４）事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 関係首長のリーダーシップ
- 国や都道府県の主導
- 事業体の管理者や職員の理解

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
水需給の不均衡解消	水不足が懸念されていた町において、安定供給が可能となったことにより不均衡が解消された。	
施設の統廃合・効率的な更新	老朽化した施設の廃止が可能となった。	既存施設の更新については各町の財政状況によるため、一律の更新率が保つことができない。
人材確保・技術力の確保	派遣職員の身分移行により、水道事業に精通した職員を採用することができた。	
水源の確保・多元化	水不足が解消し、安定供給が可能となった。	
料金格差の是正		料金統一に伴い、統合以前よりも水道料金が値上げとなった。

(2) 広域水道事業の課題と対策

現在、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による避難指示区域設定のため、広野町を除く他4町での居住は認められていない。未だ、多くの住民が避難生活を余儀なくされ、結果として、給水人口が激減し、震災以前の水道収益を確保できない状況が続いている。

今後、関係機関との協議を重ね、水道事業団体としての在り方を検討する必要があると考えている。

相馬地方広域水道企業団

1. 事業の概要

相馬地方では、現有河川での水源開発は限度に達していた。そこで、地域住民に低廉にして安定した水の供給を行うため、3市町協議の上「相馬地方広域水道事業」を創設した。

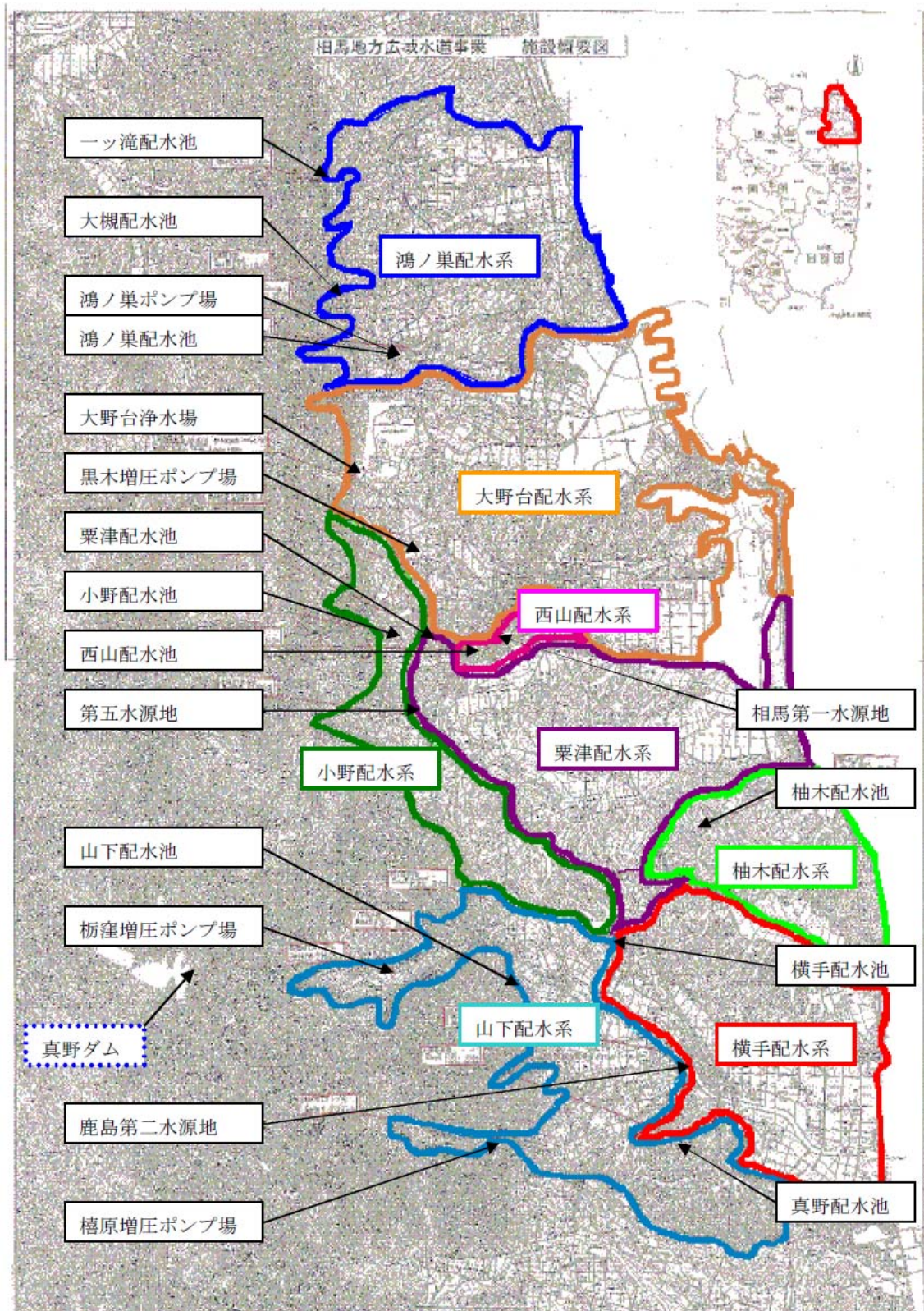
事業の概要は、次のとおりである。

事業体名	相馬地方広域水道企業団		
都道府県	福島県		
事業統合の形態	水平統合		
事業統合年度	平成7年4月1日		
構成団体	相馬市水道事業 新地町水道事業 (旧) 鹿島町水道事業(現：南相馬市鹿島区)		
直近の認可			
目標年度	平成22年度		
計画給水人口	74,000 人		
計画一日最大給水量	41,200 m ³ /日		
平成24年度実績			
給水人口	51,677 人		
一日最大給水量	21,982 m ³ /日		
組織部署数	2課		
職員数	事務職	11 人	
	技術職	12 人	
	技能職	0 人	
	計	23 人	

位置図

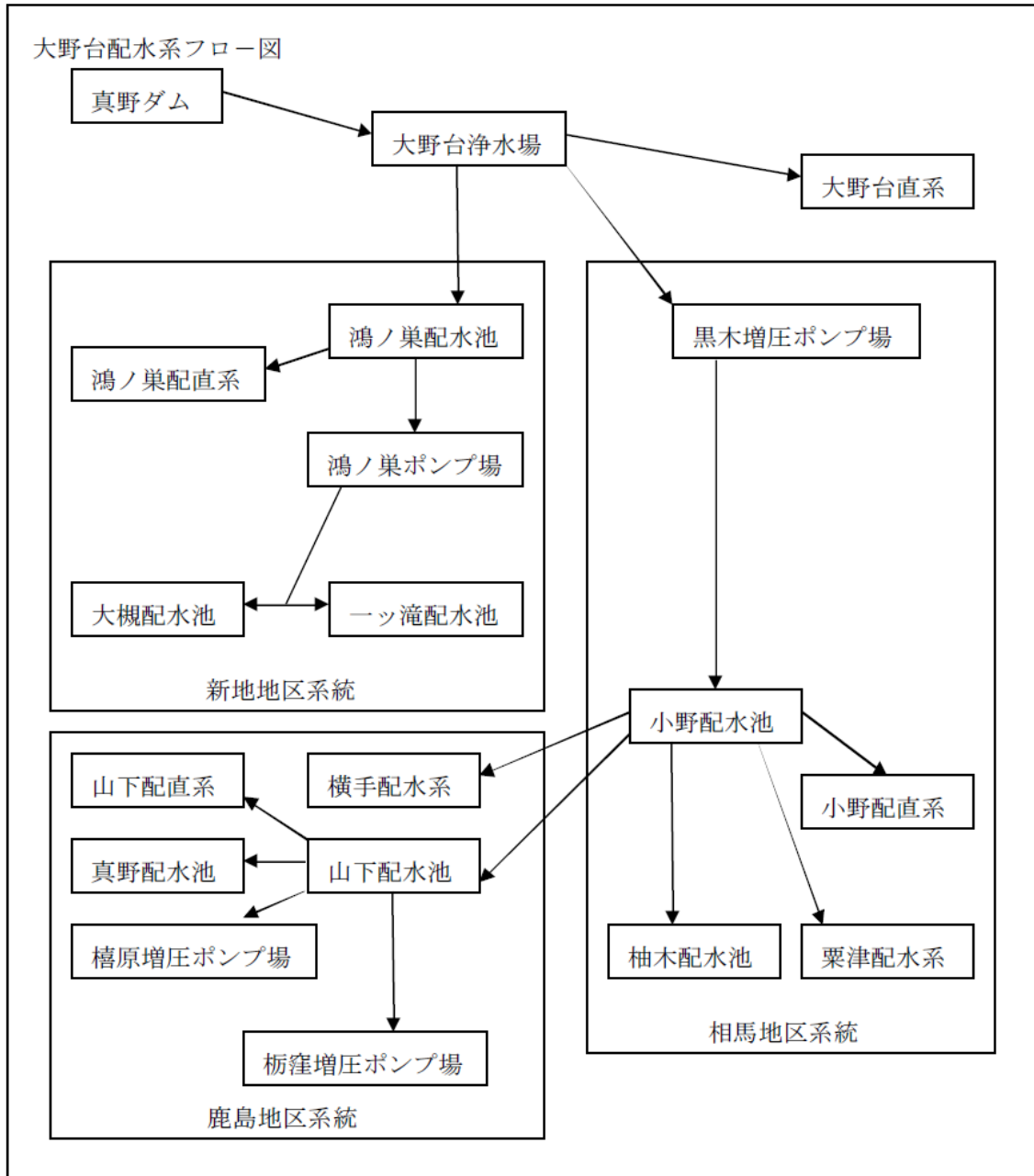


● 施設概要



①大野台浄水場について

大野台浄水場は相馬地方広域水道企業団の中核施設であり、真野ダム水源の開発により相馬地域の慢性的な水不足の解消と企業立地に向けた地域発展を担うため、平成8年4月から供用を開始している。

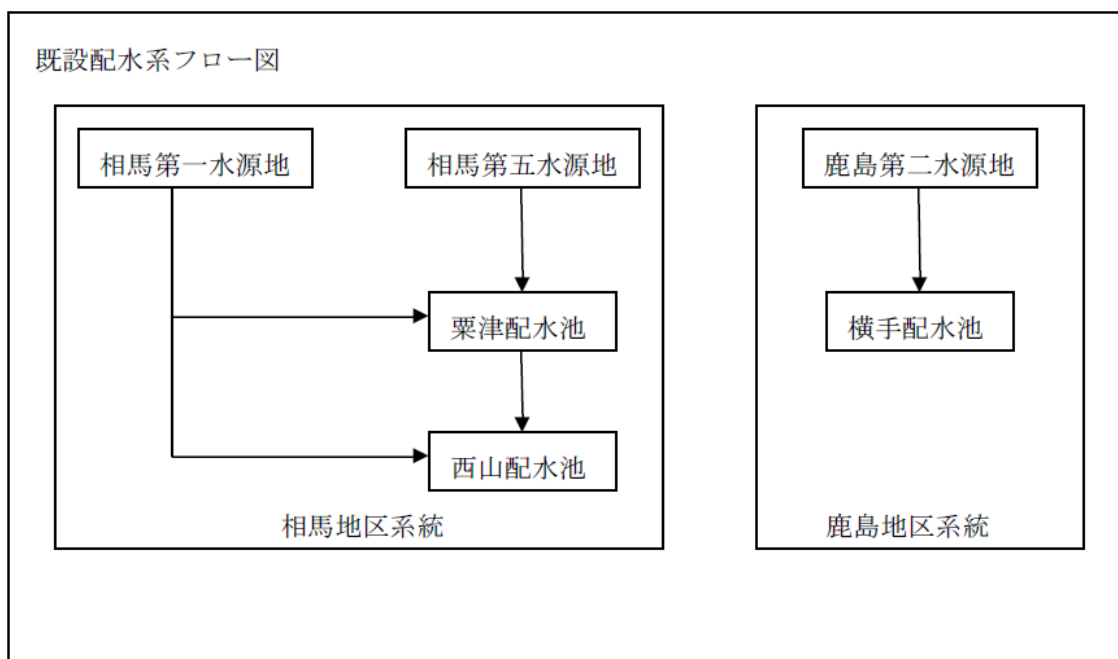


②既設水道施設について

相馬市、新地町及び鹿島町（現南相馬市鹿島区）、3市町の水道事業合併により、各市町の既設水道施設を引継ぎ運用している。

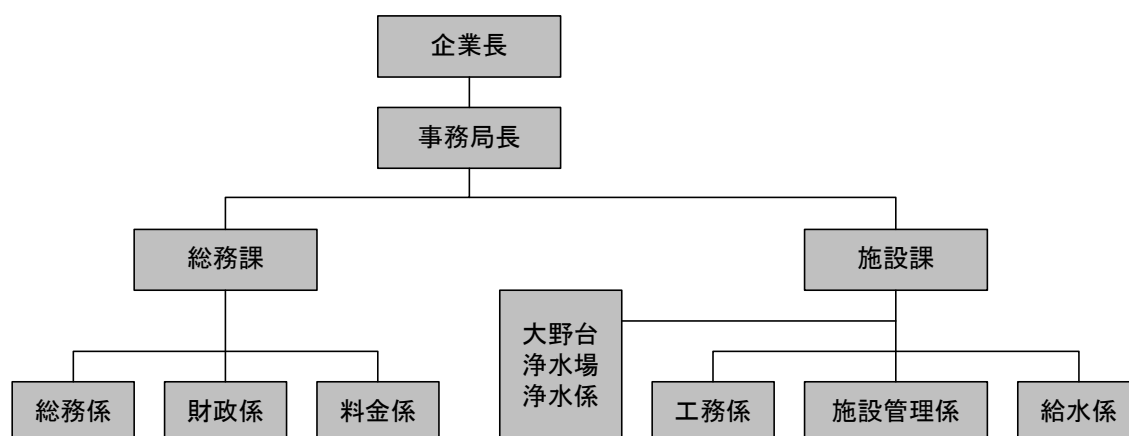
大野台浄水場の供用開始後は効率化を図るため順次休止し、平成20年現在、取水施設

は計3施設が稼動し、相馬地区では相馬第一水源地、相馬第五水源地が栗津配水池、西山配水池へ送水、鹿島地区では鹿島第二水源地が横手配水池へ送水を行っている。



（出典：相馬地方広域水道企業団水道ビジョン～将来構想 21～いつでもおいしい水を相馬地方広域水道企業団）

● 組織体制



（出典：相馬地方広域水道企業団ホームページ 事業のご案内－組織構成図）

2. 事業の沿革

平成元年1月11日、福島県より相馬市、新地町及び鹿島町（現在は「南相馬市鹿島区」）に対し、真野ダム利用事業（洪水調整・不特定用水の補給・都市用水の供給）のうち都市用水の供給について地元市町で水道企業団を設立し、浄水場、配水管等の専用施設の建設運営についての打診があり、これを受け、関係1市2町が県と協議のうえ、平成3年6月5日「相馬地域水道用水供給企業団設立協議会」を発足した。

その後、平成3年12月2日、厚生省（現在は「厚生労働省」）との協議により、事業内容を水道用水供給事業から末端給水事業として事業認可を受けることとなったので、平成4年2月12日名称を「相馬地方広域水道企業団設立協議会」と改称し、平成4年8月17日、福島県知事より一部事務組合としての設立認可を得て「相馬地方広域水道企業団」として発足した。

平成5年1月6日には、厚生省より水道事業の認可がなされ、平成7年3月31日に相馬市・新地町・鹿島町の各水道事業を廃止し、同年4月1日から「相馬地方広域水道企業団」として給水を開始した。

事業体名	相馬市		新地町	
創設認可年月日	T14. 5. 2		S53. 9. 30	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	T12. 12. 24	中村町議会、福島県知事宛簡易水道布設認可申請の議決	S31. 12. 27	駒ヶ嶺簡易水道認可、給水人口750人、最大給水量125m ³
	T13. 12. 5	中村町簡易水道布設に関し福島県知事宛に認可申請	S43. 1. 16	新地簡易水道認可、給水人口3,800人、最大給水量682m ³
	T14. 5. 2	福島県知事から認可（県指令土第7102号）、給水人口9,800人、事業費166,575円	S47. 7. 30	上真弓飲料水供給施設認可、給水人口94人、最大給水量14.1m ³
	T15. 6. 30	中村町簡易水道布設工事着手	S53. 8. 30	新地町水道事業認可申請、給水人口8,600人、最大給水量2,020m ³ 統合簡易水道
	S2. 3. 31	中村町簡易水道竣工、「大手先、大町、田町、宇多川町、袋町、荒井町」給水開始	S53. 9. 30	新地町水道事業認可、県指令環衛第627号
	S4. 4. 22	中村町簡易水道落成式、記念碑を水源地に建てる	S57. 3. 25	新地町水道事業変更認可、給水人口8,600人、最大給水量2,020m ³ （PH調整の浄水方法変更）
	S29. 3. 31	相馬市制施行で相馬市上水道と改め、相馬市水道課発足	H1. 12	真野ダムたん水式
	S30. 6. 28	第1次拡張事業（厚生省島衛第286号）計画人口12,000人、事業費1千万円、愛宕山配水池着手	H7. 3. 31	新地町水道事業廃止
	S31. 9. 18	愛宕山配水池落成式、通水30周年記念式典	H7. 4. 1	相馬地方広域水道企業団に統合

事業体名	相馬市	
創設認可 年月日	T14. 5. 2	
	年月日	内容
沿革	S32. 3. 26	第2次拡張事業で給水区域清水・百槻・北飯淵拡張、
	S33. 9. 26	原釜簡易水道の福島県認可（県指令公第423号）給水人口5,000千人
	S34. 1. 15	飯豊簡易水道の福島県認可（県指令公第1621号）給水人口950人
	S34. 10. 27	原釜簡易水道竣工 深井戸φ300㍓、深度250m
	S35. 3. 31	飯豊簡易水道竣工
	S36. 7. 31	磯部簡易水道の福島県認可（県指令公第988号）給水
	S37. 3. 5	磯部簡易水道竣工 深井戸φ250㍓、深度190m
	S37. 4. 1	相馬市上水道公営企業法適用（簡易水道は昭和40年から）
	S38. 7. 28	大野簡易水道の福島県認可（県指令公第1017号）給水人口1,500人
	S39. 2. 28	大野簡易水道竣工 深井戸φ200㍓、深度210m
	S39. 6. 5	岩子簡易水道の福島県認可（県指令公第209号）給水
	S39. 11. 17	岩子簡易水道竣工 深井戸φ200㍓、深度200m
	S40. 4. 1	水道課から相馬市水道事業所に変更
	S40. 8. 20	山岸簡易水道認可、給水人口200人、完成40. 10. 5
	S41. 8. 10	石上簡易水道の認可（県指令環第297号）、45. 1. 20
	S42. 6. 1	第3次拡張事業で相馬第2水源地建設工事着手、給水
	S43. 3. 30	相馬第2水源地落成、給水区域高松・馬場野・西新沼拡張
	S43. 6. 1	給水装置工事請負店制度実施
	S43. 8. 5	第4次拡張事業（厚生省環第278号）計画人口2,100人、事業費2百万円、飯豊地区拡張
	S43. 9. 30	飯豊簡易水道水源水質の悪化により、飯豊簡易水道を廃止し相馬市上水道に編入
	S44. 2. 5	小野簡易水道の認可（県指令環第246号）、4月30日竣工、給水人口250人
	S44. 2. 5	宿仙木簡易水道の認可（県指令環第258号）、5月31日竣工、給水人口120人
	S44. 3. 21	相馬市蒲庭字孫目地区5戸を鹿島町上水道給水区域編入に同意
	S45. 1. 12	富沢簡易水道の認可（県指令環第325号）、2月15日竣工、給水人口270人
	S45. 1. 20	石上簡易水道、相馬市上水道に編入
	S45. 1. 20	宿仙木簡易水道、相馬市上水道に編入
	S45. 5. 7	初野簡易水道の認可（県指令環第46号）、9月20日竣工、給水人口270人
	S45. 9. 12	玉野簡易水道の認可（県指令環第418号）、11月20日竣工、給水人口271人
	S46. 3. 31	第5次拡張事業（厚生省環第359号）計画人口22,250人、給水区域台町・赤木・立谷拡張
	S46. 5. 6	事務所を相馬市中村一丁目5-4に移転
	S46. 6. 3	大野第二簡易水道の福島県認可（県指令公第196号）給水人口1,000人
	S47. 3. 31	大野第二簡易水道竣工 深井戸φ300㍓ 深度170m 事業費32,884,704円
	S49. 1. 5	事務所を相馬市中村字北町91に移転
	S49. 3. 30	第6次拡張事業（厚生省環第352号）計画人口22,250人、事業費117百万円うち起債99百万
	S49. 8. 5	相馬第3水源地、長谷堂配水池建設工事着手、50年3月31日竣工
	S50. 5. 1	加入金制度実施
	S51. 11. 1	事務所を相馬市中村字大手先13に移転
	S54. 3. 31	第7次拡張事業で福島県の認可を受ける
	S54. 6. 26	第7次拡張事業で第4・5水源地・第2配水池・配水管布設の着工
	S54. 12. 24	第4水源地・第2配水池・配水管布設の完成で原釜簡易水道を上水道に編入
	S55. 4. 1	第1水源地改良工事着手
	S56. 4. 1	水道事業所新庁舎、第1水源地改良工事竣工に伴い事務所を表西山76に移転
	H7. 3. 31	相馬市水道事業廃止
	H7. 4. 1	相馬地方広域水道企業団に統合

広域化実施済：相馬地方広域水道企業団

事業体名	旧鹿島町		相馬地方広域水道企業団 (企業団設立まで福島県事業として取組む)	
創設認可 年月日	S35. 2. 12		H5. 1. 6	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S35. 2. 12	鹿島町上水道認可、計画人口7,800人、最大給水量1,170m ³ 、事業費40,000千円、37年3月竣工	S48. 8	福島県が真野川総合開発事業計画書で真野ダム建設を発表
	S37. 12. 24	1次拡張事業認可、計画人口9,300人、最大給水量1,395m ³ 、事業費12,500千円、39年4月竣工	S48. 10. 16	福島県が真野ダム計画に伴う水道関係計画の説明
	S43. 2. 7	2次拡張事業認可、計画人口10,800人、最大給水量2,592m ³ 、事業費25,000千円、45年7月竣工	S48. 12. 27	真野ダム取水予定の生活用水について県営水道の陳情
	S47. 9. 8	3次拡張事業認可、計画人口11,100人、最大給水量2,881m ³ 、事業費10,185千円、47年12月竣工	S49. 2. 27	第1回真野ダム対策連絡協議会初会合
	S48. 3. 13	3次拡張事業認可変更、計画人口11,100人、最大給水量2,904m ³ 、事業費28,030千円、48年6月竣工	S49. 10. 28	相馬地域開発連絡協議会で真野ダム上水道は事業主体を福島県に決定
	S51. 4. 1	家庭用水道基本料金 月額550円	S49. 11. 21	相馬地区用水供給事業計画会議
	S51. 5. 3	4次拡張事業認可、計画人口11,300人、最大給水量3,304m ³ 、事業費15,680千円、51年12月竣工	S49. 12. 25	福島県は県営水道事業はしない、建設は代行するがある時期に地元に譲渡の方針
	S53. 6. 28	小池簡易水道事業認可、計画人口1,345人、最大給水量460m ³ 、事業費270,000千円、58年3月竣工	S50. 1. 14	相馬地域開発に伴う県営水道用水供給事業に関する陳情（相馬市、新地町）
	S56. 8. 11	山下簡易水道事業認可、計画人口1,263人、最大給水量427m ³ 、事業費364,200千円、61年3月竣工	S50. 1. 21	県営水道用水供給事業の陳情を受け代行建設し完成後相馬市、新地町に移管
	S56. 10. 31	5次拡張事業認可、計画人口11,200人、最大給水量5,040m ³ 、事業費820,000千円、58年2月竣工	S55. 8. 12	福島県から各市町村将来計画予測及び広域的水道整備計画の説明
	S58. 6. 1	山下水源地完成、一部給水開始	S56. 6. 9	相馬地域開発に伴う水道事業関係協議会
	S62. 1. 24	八沢簡易水道事業認可、計画人口810人、最大給水量364m ³ 、事業費313,000千円、63年4月竣工	S57. 1. 11	福島県広域水道の推進説明会
	S62. 5. 1	八沢簡水、横手水源地完成	S59. 7. 20	真野ダムからの生活用水の受水について要望書提出（相馬市、新地町、鹿島町）
	S63. 2. 1	水道料金 家庭用10m ³ まで月額1,700円	S59. 11. 6	相馬地域水道用水供給事業担当者会議で昭和68年に供給開始、鹿島町の参加に同意
	S63. 6. 30	小池簡水（真野）変更認可、計画人口2,130人、最大給水量740m ³ 、事業費329,000千円、64年4月竣工	S59. 11. 21	水道用水供給事業の受水量変更で確約書を提出
	H1. 12	真野ダムたん水式	S59. 11. 29	相馬地域水道用水供給事業の変更認可、水利権鹿島町3300m ³ /日増加し23,300m ³ /日とする
	H7. 3. 31	鹿島町水道事業廃止	H1. 1. 11	真野ダム利水事業について福島県から企業団設立の協議開始
	H7. 4. 1	相馬地方広域水道企業団に統合	H1. 3. 28	相馬地域水道用水供給企業団について3市町首長会議
			H3. 6. 5	相馬地域水道用水供給企業団設立協議会を発足
			H3. 12. 2	用水供給事業から末端給水事業の協議開始
			H4. 2. 12	相馬地方広域水道企業団設立協議会に改称
			H4. 4. 1	企業団として事業費177億円の創設事業（補助事業）に着手
			H4. 8. 17	福島県知事より相馬地方広域水道企業団の設立認可
			H5. 1. 6	厚生省より企業団として水道事業の認可
			H7. 3. 31	相馬市・新地町・鹿島町の各水道事業を廃止
			H7. 4. 1	相馬地方広域水道企業団として事業運営開始
			H8. 4. 22	大野台浄水場から給水開始
			H12. 4. 24	老朽管更新補助事業に着手
			H15. 3. 31	創設事業の完了（事業費177億、大野台浄水場、管理棟、配水池3池、配水管布設19万m）
			H16. 4. 1	企業団事務所を相馬市西山から大野台浄水場に移転
			H16. 8. 27	公営企業金融公庫借換債5件4億3690万円を実施
			H17. 4. 1	水道料金納入奨励制度の廃止、企業会計システムの導入、水道料金システムの買替え
			H19. 4. 1	3課から2課体制に縮小、福島県企業局から相馬工業用水道の包括業務受託
			H20. 4. 1	行政改革効果を還元のため水道料金を2%値下げ、隔月検針・請求に移行
			H21. 3. 31	老朽管更新補助事業が完了（事業費9億、配水管延長26,183m）
			H21. 9. 20	企業団例規システムの導入
			H21. 9. 28	ペットボトル作成（2リットル2万本、500ml 5000本）
			H22. 4. 22	水道管路管理システムの導入
			H22. 4. 1	大野台浄水場等の水道施設に機械警備導入
			H22. 6. 30	企業会計システムWeb版の導入
			H23. 3. 11	東日本大震災が発生し、水道施設に甚大な被害
			H23. 6. 3	ペットボトル水(相馬の銘水)の製造（500ml 2万本）
			H24. 10. 1	ゲルマニウム半導体検出器を導入し、水道水の放射性物質検査を開始

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

- 水需給の不均衡解消
- 水源の確保・多元化
- 料金格差の是正
- 利用者の利便性
- 未給水地域の解消

(具体的理由)

近年の急速な都市化の進展と生活様式の向上に伴い給水量は増加する状況にあったが、相馬地方における水源は集水される面積の小さい中小河川による浅井戸及び深井戸により取水しており、現有河川での水源開発は限度に達していた。そこで、①県営の真野ダムの水源地を核として給水量の安定確保を図る、②水道事業経営の統合を行い、経営基盤の強化、維持管理、水質管理等の向上を図る、及び③共同で施設の建設を行い費用の低減化によって地域住民に低廉にして安定した水の供給を行うため、事業統合を行った、また、口径別水道料金を統一化し、2地区あった未給水地域を解消した。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

- 都道府県

企業団が設立となるまでは、福島県が事業主体を担っていた。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

「事業の沿革」に記載のとおり。

②協議会や検討会等の設置状況

「事業の沿革」に記載のとおり。

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

構成団体のレベルの均一化・業務統一化を図るため、会計システム、マッピングシステム等を導入。

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 国や都道府県の主導

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
施設の統廃合・効率的な更新	ダム湖からの受水により、施設の統廃合が図られ経費節減となった。	
水源の確保・多元化	水源をダム受水としたことで、安定した水量を確保することができた。	
料金格差の是正	主体的事業体の口径別料金に統一することができた。	
利用者の利便性向上	統合前の構成団体に営業所を設置したが、利用者数が少なく統合から5年後には閉鎖することになった。	
未給水地域の解消	水道事業認可で、2地区の未給水地域解消を行えた。	

(2) 広域水道事業の課題と対策

従前の構成市町が布設してきた「石綿セメント管」総延長 26 k mについては、経年劣化が著しく、広域統合後の平成 12 年～平成 20 年度までに石綿セメント管更新事業で完了している。

今回の東日本大震災による喪失管路は、約 40 k mにも及び、今後は、各給水地域の市町復興状況に沿った水道管路の整備を進めていく。

その後、構成市町間の連絡管布設による水道網の整備、同時に重要路線の耐震化を計画的実施していく。

会津若松市上水道事業

1. 事業の概要

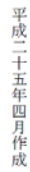
会津若松市に隣接する湯川村において水源（浅井戸）における水位低下があり、安定供給に不安があることから、供給不安を解消するため、湯川村簡易水道事業を会津若松市水道事業に統合した。

事業の概要は、次のとおりである。

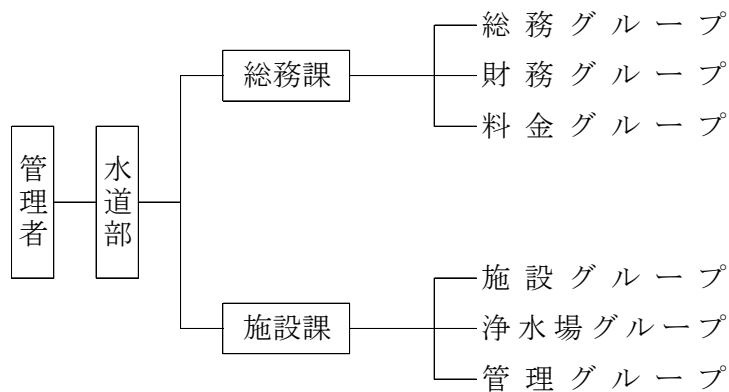
事業体名	会津若松市上水道事業		
都道府県	福島県		
事業統合の形態	水平統合		
事業統合年度	平成23年4月1日		
構成団体	会津若松市水道事業 湯川村簡易水道事業		
直近の認可			
目標年度	平成30年度		
計画給水人口	125,960 人		
計画一日最大給水量	94,900 m ³ /日		
平成24年度実績			
給水人口	123,181 人		
一日最大給水量	52,678 m ³ /日		
組織部署数	1部2課		
職員数	事務職	18 人	
	技術職	19 人	
	技能職	0 人	
	計	37 人	

位置図





●組織体制



2. 事業の沿革

上水道ができる前、会津若松地方の飲料水は古来からさく井によるものが多く、その水量は家庭用としては浅井戸で十分であったが、水質は良好なものが少なく、降雨が数日続くとはほとんどの井戸で水質が変わるという状態であった。

また一部地域においては、鉄分を多く含み、すぐ枯渇するものもあり、このため湧水を導水して使用するものもあったが、施設は不完全なものであった。

このようなことから、官民あげての宿願であった上水道は、大正13年12月市会（現在の市議会）の議決を経て、大正15年5月に工事着手、昭和4年3月に完成し、同年4月に給水を開始した。

その後、給水区域拡張や水量増量等に伴い10次の拡張事業を行ってきた。そして、平成23年4月1日に、水源である井戸の水位が低下し緊急給水を行っていた隣村の湯川村簡易水道事業を本市水道事業に統合することとした。

事業体名	会津若松市		湯川村	
創設認可 年月日	T14. 9. 29		S44. 3. 31	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S4. 4	給水開始	S46. 9	給水開始
	S7. 9	第1次拡張事業	S51. 5. 31	第1次拡張事業変更認可 計画給水人口4,400人 計画一日最大給水量722m³
	S28. 3. 13	第2次拡張事業変更認可 計画給水人口60,000人 計画一日最大給水量12,000m³ 緩速ろ過池増設	S52. 11. 12	第2次拡張事業変更認可 計画給水人口3,900人 計画一日最大給水量1,790m³
	S35. 12. 27	第3次拡張事業変更認可 計画給水人口85,800人 計画一日最大給水量26,200m³ 急速ろ過池・配水池等増設	H13. 3. 9	給水区域拡張 第3次拡張事業変更認可 計画給水人口3,640人 計画一日最大給水量1,740m³ 給水区域拡張
	S43. 2	第4次拡張事業		
	S44. 1	第5次拡張事業		
	S45. 7. 23	第6次拡張事業変更認可 計画給水人口95,500人 計画一日最大給水量38,200m³ 急速ろ過池・配水池等増設		
	S48. 3. 31	第7次拡張事業変更認可 計画給水人口138,600人 計画一日最大給水量72,000m³ 配水施設拡充等		
	S53. 3. 31	第7次変更 計画一日最大給水量79,500m³		
	S58. 6	東山浄水場完成		
	S59. 11. 20	第8次拡張事業変更認可 計画給水人口127,600人 計画一日最大給水量88,100m³ 配水池増設等		
	H10. 8. 26	第8次変更 計画給水人口110,400人 計画一日最大給水量82,500m³		
	H16. 11	届出（北会津村合併） 計画給水人口118,300人 計画一日最大給水量85,050m³		
	H17. 11	届出（河東町合併） 計画給水人口130,760人 計画一日最大給水量91,630m³		
	H20. 3. 28	第9次事業計画変更認可 計画給水人口122,260人 計画一日最大給水量91,660m³ 六軒浄水場浄水方法変更等		
	H23. 4. 1	第10次拡張事業変更認可 計画給水人口125,960人 計画一日最大給水量94,900m³ 給水区域拡張（湯川村簡易水道統合）		
	H24. 7	届出（強清水浄水施設浄水方法変更） 膜ろ過施設の整備		

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

■ その他

(具体的理由)

湯川村では、水源である浅井戸の水位低下や施設の老朽化により、将来にわたって安定した給水を確保するために新たな取水施設及び浄水施設の整備が必要となっていたが、隣接する会津若松市の水道事業から水道水の供給を受ける手法が費用対効果の点で優れていると判断。

平成 20 年 9 月、湯川村長から会津若松市長に対し、水道水の湯川村への供給について正式に要請がなされた。

会津若松市としては、隣接する湯川村からの支援要請に応えることは、地域全体において将来にわたり安全で安定した給水能力を確保するという観点からも有意義な施策であり、会津の中核都市としての本市の役割を果たすとともに、水道事業の収支バランスを損なうものでもなく、水道事業の広域化を図る国の施策に沿うものであると判断した。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ 中核となった規模の大きな水道事業体

具体的には、会津若松市である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H20. 1. 28	会津若松市と湯川村で協議開始	湯川村取水井水位低下及び老朽化による会津若松市からの給水について検討。	市・村担当課長及び担当者
H20. 5. 30	県・市・村三者協議	認可手続き・料金格差の課題協議。事業統合へ向けた検討。	県食品衛生課・両市村担当課長・保健所
H20. 6. 23	市長及び村長会談	湯川村への給水について協議。	市長及び村長
H20. 7 ～H20. 9	市及び村協議	工事手法及び今後の事務手続き・作業内容について協議。	市・村担当課長及び担当者
H20. 9. 16	湯川村議員全員協議会	会津若松市からの給水について	湯川村議会議員・当局
H20. 9. 25 H20. 10. 6	文書による給水依頼 市及び村協議	湯川村長から正式依頼。 工事施工方法及び料金等について協議。	市・村担当課長及び担当者
H20. 12. 15	会津若松市議会建設委員会 記者会見	給水区域の拡大について 水道事業統合を発表	市議会議員・当局 市長及び村長
H2012. 16	関係機関と協議	給水区域拡大に係る水利権について協議。	河川事務所・市担当課長
H21. 1. 15 H21. 1. 21 H21. 2. 17	関係機関と協議 会津若松市議会全員協議会 基本協定締結	変更認可について協議。 湯川村への給水について 給水開始をH22. 4月、事業統合をH23. 4月とする。	関係機関・担当課長 市議会議員・当局
H21. 10. 23 H21. 11. 20 H21. 11. 26	配水管接続工事（第1区）竣工 配水管接続工事（第2区）竣工 猪苗代湖利用連盟会議	接続箇所1箇所 接続箇所2箇所 水利権変更に伴う同意について	4 土地改良区・東京電力・ 郡山市・会津若松市
H22. 2. 22	取水の同意	猪苗代湖利用連盟から取水の同意を得る。	
H22. 3. 24	会津若松市議会に関連議案の議決	「水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」「給水条例の一部を改正する条例」「公の施設の区域外設置に関する協議」が議決される。	市議会議員・当局
H22. 3. 26	緊急給水の要請	湯川村から水源井戸の水位低下による緊急給水の要請。	
H22. 3. 31	公の施設の区域外設置に関する協議 湯川村簡易水道事業の廃止	H23. 4. 1から湯川村区域内に会津若松市水道施設を設置する協議書締結。 湯川村簡易水道事業の廃止許可	会津若松市・湯川村
H22. 4. 1	緊急給水実施届出 水道事業変更認可	関係機関に対し「緊急給水実施届」提出。 会津若松市水道事業変更認可	
H23. 4. 1	水利使用許可（変更） 湯川村へ給水開始 水道事業統合	水利使用許可（変更） 会津若松市水道事業及び湯川村簡易水道事業統合	

②協議会や検討会等の設置状況

今回の事業統合にあたり設置した協議会、検討会等はない。

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、次のとおりである。

課題	内容	解決策
統合形態・事業形態	・事業統合までの給水に係る水道法上の位置付け 事業統合までの1年間の湯川村への給水について、水道法上どのような位置付けとして給水を行うのか厚生労働省・国土交通省との協議に苦慮した。	最終的には、事業統合前の1年間については緊急的な措置として分水することとし、国土交通省に対して「緊急給水実施届」を提出した。
事業体格差の扱い (財政水準)	・水道料金の格差 1 m ³ あたり40円の差があった。 ・水道料金体系の統一 同じ給水区域内で2重料金になるため料金の統一が必要であった。	料金の統一を図るため、3年間の激変緩和措置を行った。 1年目差額の75%を湯川村が負担 2年目差額の50% " 3年目差額の25% " 4年目統一料金
その他	水道に関する窓口が会津若松市水道部庁舎となり、遠距離となった。	水道に関する相談等は湯川村役場でも受け付けることとしたが、役場・水道部庁舎とも来庁する村民は少なく、特に問題となっていない。

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

➤ 関係住民の理解 ➤ 関係首長のリーダーシップ ➤ 中核となる事業体の存在
--

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
水需給の不均衡解消	安定した給水が可能となった。(湯川村)	特になし
施設整備水準の向上	老朽化した施設(取水施設)の更新が不要となった。(湯川村)	特になし
人材確保・技術力の確保	事業統合により水道事業に係る人材及び技術力が不要となった。(湯川村)	特になし
通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化	特になし	管理範囲及び緊急時対応範囲が広がった。(会津若松市)
料金格差の是正	特になし	湯川村の料金が高くなった。(湯川村)
利用者の利便性向上	特になし	水道部庁舎が遠くなった。(湯川村)
その他	湯川村地区に係る維持管理等費用より使用料収入が上回っているため、利益が増えた。	特になし

(2) 広域水道事業の課題と対策

老朽施設や老朽管の更新及び管路の耐震化を計画的に実施している中、平成 19 年度をピークに水需要の減少傾向が続いており、今後も人口減少や節水意識の高まりなどで給水収益が見込めず、厳しい事業経営となっている。

現在長期財政計画の策定を検討しているが、現在の経営状況を考えると数年後の料金改定も視野に入れた検討が必要となっている。

芳賀中部上水道企業団

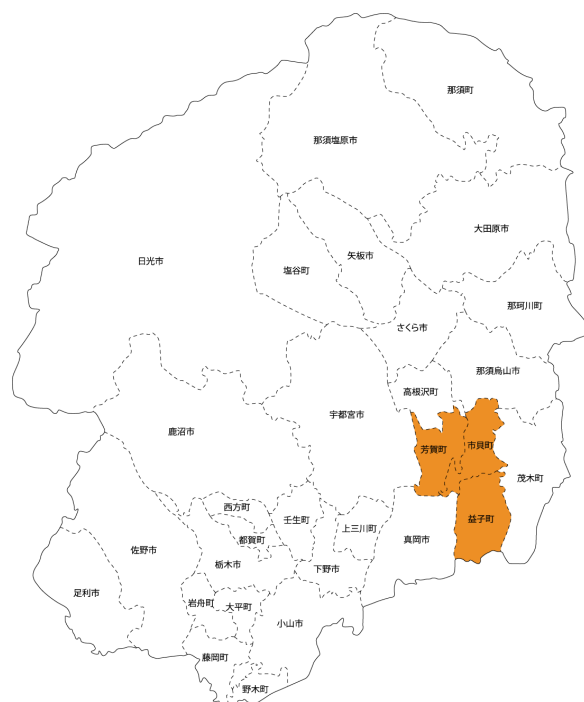
1. 事業の概要

将来の水需要計画及び財政負担等大きな問題を抱えていた各町を給水区域とする広域水道事業体に移行し、将来にわたる水需要に対処するとともに、事業の効率化と健全経営を目指すために末端給水事業の一元化を図った。

事業の概要は、次のとおりである。

事業体名	芳賀中部上水道企業団
都道府県	栃木県
事業統合の形態	垂直統合
事業統合年度	平成15年4月1日
構成団体	益子町水道事業 芳賀町水道事業 市貝町水道事業 芳賀中部上水道企業団用水供給事業
直近の認可	
目標年度	平成28年度
計画給水人口	54,490 人
計画一日最大給水量	21,795 m ³ /日
平成24年度実績	
給水人口	48,845 人
一日最大給水量	18,390 m ³ /日
組織部署数	3係
職員数	14 人
事務職	0 人
技術職	0 人
技能職	0 人
計	14 人

位置図



●施設概要

企業団の主な水源は地下水で、芳賀町の芳志戸とハツ木に水源となる取水井がある。

この水源からくみ上げられた地下水は、芳志戸浄水場で飲料水とするための滅菌処理などの適切な処理をしてから、芳志戸配水池に貯水され、ここから標高差による自然流下を利用し、構成3町に配水している。

このほか、栃木県鬼怒水道事務所から受水するための配水場や高低差による出水不良を防ぐためのポンプ場・配水池（貯水槽）など次のような施設がある。



(出典：芳賀中部上水道企業団 ホームページ 上水道企業団とは>企業団概要>施設案内と水ができるまで)

●統合に関する協定書

- ・水道事業の統合に関する協定書
- ・水道用資産等の引継要項
- ・芳賀中部上水道企業団施設の緊急時における構成町の応援に関する協定書
- ・芳賀中部上水道企業団 例規制定改廃一覧

水道事業の統合に関する協定書

益子町、芳賀町及び市貝町（以下「構成町」という。）と芳賀中部上水道企業団（以下「企業団」という。）は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３条に規定する経営の基本原則に基づき、水道事業の効率的かつ合理的な業務を行うため企業団の規約を変更し、水道事業を統合するに当たり関係する基本的事項について、次のとおり協定する。

（統合の時期）

第１条 統合の時期は、平成１５年４月１日とする。

（統合する水道事業）

第２条 企業団に統合する水道事業は、益子町水道事業、益子町簡易水道事業、芳賀町水道事業及び市貝町水道事業とする。

（水道料金等）

第３条 統合時の水道料金は、構成町ごとの現行料金とし、統合３年後に統一料金に移行するものとする。

２ 水道メーター使用料は、統合時に廃止するものとする。

３ 統一水道料金移行時までに企業団の経営の合理化と業務の効率化を図り、水道料金の低廉化を目指すものとする。

（水道事業助成費）

第４条 構成町が負担する水道事業助成費は、統合年度（平成１５年度）から統一水道料金移行前年度までは、平成１３年度水道事業補助金等の決算額を基本に定額助成するものとする。

２ 統一水道料金移行後の水道事業助成費は、企業団収支計画に基づき構成町と企業団が協議し、決定するものとする。

（石綿管更新負担金）

第５条 石綿管の更新に係る費用負担については、企業団の石綿管更新計画に基づき、当該工事施工区域の構成町が事業費の２５パーセントを負担するものとする。

（事務の委託）

第６条 企業団は、水道事業統合に伴う住民サービスの向上を図るため、当分の間、構成町に水道事業の事務の一部を委託するものとする。

（企業団の組織）

第７条 企業団の統合時における組織は、別紙１の機構図のとおりとする。

（職員定数及び構成等）

第８条 企業団の統合時の職員定数は、１８人とする。

２ 統合後の企業団の職員構成は、当分の間、企業団職員及び構成町からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）をもって構成する。

３ 派遣職員の身分、職等については、企業団が構成町に協議して定めるものとする。

4 派遣職員の給与及び手当については、派遣した構成町と企業団が協議して定めるものとし、企業団が支給するものとする。

(水道用資産等の引継ぎ)

第9条 構成町から企業団に引き継ぐ水道用資産等は、別紙2の引継要項により引き継ぐものとする。

(緊急時の対応)

第10条 企業団の施設が事故等により被災し、給水が滞った場合の応急給水等に関する構成町の応援については、別紙3の応援協定により対応するものとする。

2 企業団は、構成町が管理する道路において水道管の漏水を発見した場合は、構成町に連絡をし、工事に着手するものとする。

(関係例規)

第11条 水道事業の統合に伴う企業団の関係例規の制定、改廃は、別紙4のとおりとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの内容に疑義が生じたときは、構成町と企業団がその都度協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書4通を作成し、当事者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年11月28日

益子町大字益子2030番地

益子町長

芳賀町大字祖母井1020番地

芳賀町助役

市貝町大字市塙1280番地

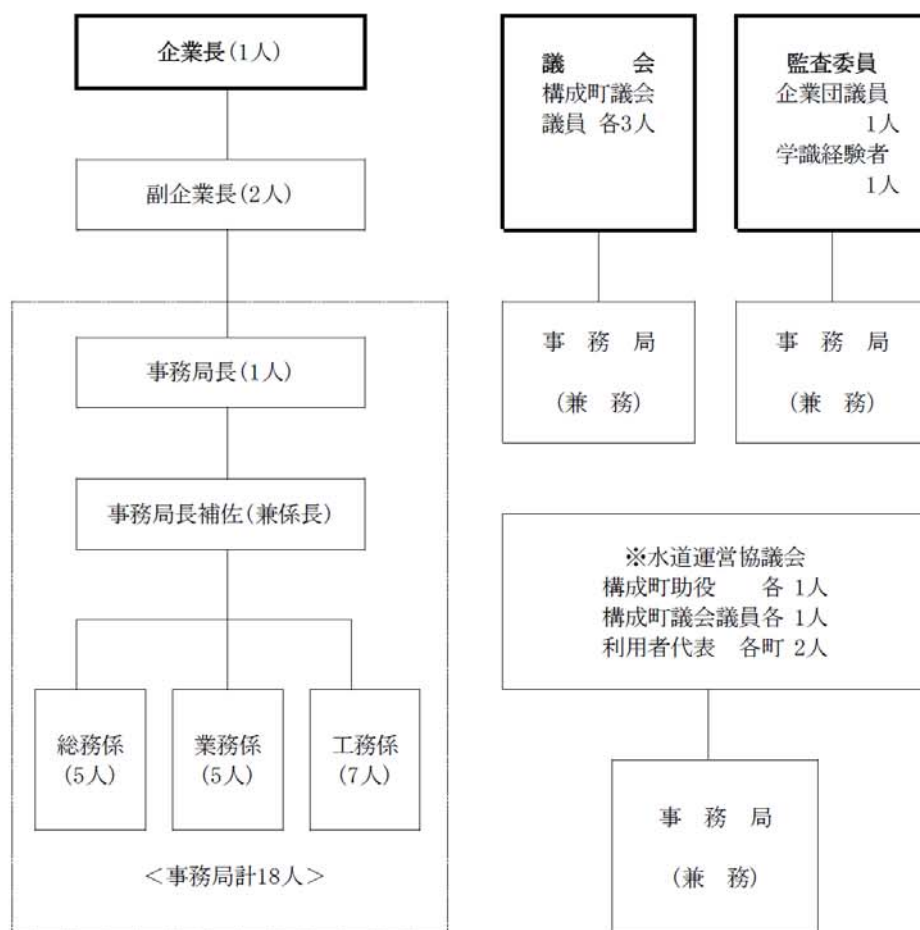
市貝町長

芳賀町大字祖母井1703番地

芳賀中部上水道企業団企業長

< 別紙 1 >

芳賀中部上水道企業団機構図



<別紙 2>

水道用資産等の引継要項

水道事業の統合に関する協定書第9条に規定する水道用資産等の引継ぎは、次によるものとする。

1 固定資産について

- (1) 構成町の水道用固定資産は、原則としてすべて企業団に引き継ぐものとする。ただし、借入資本金（企業債）で取得した有形固定資産については、企業債残高額相当分で引き継ぐものとし、資産有償譲渡契約（別添1）を締結するものとする。
- (2) 借入資本金（企業債）を伴わない水道用固定資産は、資産譲与契約（別添2）により企業団に引き継ぐものとする。ただし、統合後、客観的に必要と認められないものは、構成町と企業団の協議により引継ぎをしないことができる。
- (3) 企業団は、前2号により引き継いだ固定資産のうち土地等については速やかに所有権移転登記を行うものとし、その他名義変更を要するものも同様とする。
- (4) 企業団は、構成町所有の土地（水道用施設用地として使用しているものに限る。）については土地使用貸借契約（別添3）を締結する。
- (5) 企業団は、構成町が水道用施設用地として賃貸借している個人等所有の土地について土地賃貸借契約（別添4）を締結する。（ただし、契約書の内容については、現在構成町が締結しているものを基本とする。）この場合において、構成町は当該土地所有者との賃貸借契約を解除するものとする。

2 流動資産について

- (1) 構成町の現金及び預金については、平成15年3月31日現在の日計表に記載された金額を企業団に引き継ぐものとする。
- (2) 水道料金等の未収金の引継ぎに当たっては、未収金台帳等により内訳（年度、住所、氏名、金額）を明記し、企業団に引き継ぐものとする。ただし、時効年数を経過しても、なお不納欠損処理できない未収金については、引継ぎをしないものとする。
- (3) 前2号以外の流動資産については、すべて企業団に引き継ぐものとする。

3 負債について

- (1) 固定負債については、原則としてすべて企業団に引き継ぐものとする。
- (2) 流動負債のうち一時借入金については引継ぎをしないが、これ以外の流動負債については、不良債務が発生しない場合に限り、企業団に引き継ぐものとする。

4 資本金について

自己資本金は、企業団に引き継ぐものとする。

5 剰余金について

剰余金については、すべて企業団に引き継ぐものとする。

6 その他の資産

備品等で簿外資産となるものについては、構成町と企業団の協議により決定する。

7 資産の引継日

企業団への資産引継ぎは、平成15年4月1日とする。

8 資産引継に係る予算

(1) 構成町における資産の引継ぎに係る予算案は、平成14年12月定例議会に上程し、議決を求めることとする。

(2) 企業団の資産の引受けに係る予算案は、平成14年12月定例議会に上程し、議決を求めることとする。

9 その他

構成町が水道事業に関して締結している協定等について、継続が必要なものは企業団が引き継いで協定等を締結するものとする。この場合において、構成町は当該協定等を解除させるものとする。

<別紙3>

芳賀中部上水道企業団施設の緊急時における構成町の応援に関する協定書

芳賀中部上水道企業団（以下「企業団」という。）の施設が事故等により被災し、給水が滞った場合の応急給水等に関し、益子町、芳賀町及び市貝町（以下「構成町」という。）の応援について、次のとおり協定する。

第1条 構成町は、応援の連絡窓口（以下「担当課」という。）を定め、事等が発生したときの連絡及び応援の要請等は、当該担当課を通じて行うものとする。

2 構成町は、前項に定める担当課について緊急時連絡表（別記様式）を作成し、企業団に送付するものとする。なお、その内容に変更が生じたときは、その都度企業団に連絡するものとする。

第2条 構成町の企業団への応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急給水及び施設の応急復旧に必要な資機材、物資、車両等の提供
- (2) 応急給水及び施設の応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

第3条 企業団は、法令その他に特別の定めがあるものを除き、被災場所を区域とする構成町（以下「関係町」という。）に応援を要請するものとし、要請を受けた関係町はこれに応じるものとする。

2 応援要請の手続は、企業団が次の各号に掲げる事項を口頭、電話その他の情報伝達手段により行い、後日、速やかに応援要請した関係町に文書を送付するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 応援に必要な資機材、物資及び車両並びに人員
- (3) 応援を受ける場所
- (4) 応援を受ける期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

第4条 この協定に基づく応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがあるものを除き、原則として企業団が負担するものとし、負担区分は別表のとおりとする。

2 前項の規定により難しいときは、企業団と関係町が協議して定めるものとする。

第5条 この協定に定めのない事項又はこの内容に疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書4通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

芳賀町大字祖母井 1 7 0 3 番地

芳賀中部上水道企業団

企 業 長

益子町大字益子 2 0 3 0 番地

益 子 町 長

芳賀町大字祖母井 1 0 2 0 番地

芳 賀 町 助 役

市貝町大字市塙 1 2 8 0 番地

市 貝 町 長

別記様式

緊 急 時 連 絡 表

構成町名 _____

担当課名		電 話	
		F A X	
責 任 者		昼間電話	
		夜間電話	
補助責任者		昼間電話	
		夜間電話	

別表

経 費 の 負 担 区 分

	企業団が負担する費用	構成町が負担する費用
人件費	超過勤務手当、旅費	給料、超過勤務手当を除く 手当
車両、機材等 の費用	燃料費（ガソリン、軽油）、修 理 費	損料
事務費その他	作業用消耗品、食糧費（弁当）	
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的 な 治療費 応援作業中の第三者に対する損害 賠償金の負担	応援職員の災害補償費

<別紙4>

芳賀中部上水道企業団 例規制定改廃一覧

第1章 総 規

第1節 組 織

- 1 芳賀中部上水道企業団規約 （一部変更）
- 2 構成町（益子町、芳賀町、市貝町）と芳賀中部上水道企業団における水道事業等の事務の委託に関する規約 （新規）
- 3 芳賀中部上水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例 （一部改正）
- 4 芳賀中部上水道企業団事務分掌規程 （新規）
- 5 芳賀中部上水道企業団決裁規程 （新規）
- 6 芳賀中部上水道企業団記章の制定について
- 7 芳賀中部上水道企業団の休日定める条例
- 8 芳賀中部上水道企業団の執務時間を定める規則
- 9 芳賀中部上水道企業団表彰規則 （全部改正）

第2節 文書等

- 1 芳賀中部上水道企業団公告式条例 （全部改正）
- 2 芳賀中部上水道企業団文書取扱規程 （新規） <文書分類表>
- 3 芳賀中部上水道企業団公印規程 （新規）
- 4 芳賀中部上水道企業団情報公開及び個人情報保護に関する条例 （新規）
- 5 芳賀中部上水道企業団情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則 （新規）
- 6 芳賀中部上水道企業団情報公開等調整委員会規程 （新規）
- 7 芳賀中部上水道企業団情報公開及び個人情報保護に関する条例事務取扱要領（新規）

第2章 議 会

- 1 芳賀中部上水道企業団議会定例会に関する条例
- 2 芳賀中部上水道企業団議会定例会の招集に関する規則
- 3 芳賀中部上水道企業団議会会議規則
- 4 芳賀中部上水道企業団議会傍聴規則
- 5 芳賀中部上水道企業団議会事務局設置条例 （全部改正）
- 6 芳賀中部上水道企業団議会事務局庶務規程 （新規）
- 7 芳賀中部上水道企業団議会公印規程

第3章 監 査

- 1 芳賀中部上水道企業団監査委員に関する条例 （一部改正）
- 2 芳賀中部上水道企業団監査委員事務局設置条例 （新規）
- 3 芳賀中部上水道企業団監査委員事務局庶務規程 （新規）

第4章 人 事

第1節 定数・任用等

- 1 芳賀中部上水道企業団職員定数条例 （一部改正）
- 2 職員任用規程
- 3 臨時的任用職員取扱要綱
- 4 人事に関する発令書式規程
- 5 退職勧奨の記録に関する規則
- 6 芳賀中部上水道企業団職員の再任用に関する条例
- 7 定年退職者等の再任用の実施に関する規則

第2節 分限及び懲戒 < 略 >

第3節 服 務 < 略 >

第5章 給 与 < 略 >

第6章 安全衛生 < 略 >

第7章 財 務

- 1 芳賀中部上水道企業団水道事業会計規程 （新規）
- 2 芳賀中部上水道企業団契約規則 （一部改正）
- 3 芳賀中部上水道企業団入札事務処理要綱
- 4 芳賀中部上水道企業団建設工事請負業者選定要綱
- 5 芳賀中部上水道企業団建設工事等執行規則 （一部改正）
- 6 芳賀中部上水道企業団建設工事検査規程（一部改正）

第8章 業 務

- 1 芳賀中部上水道企業団水道事業給水条例 （新規）
- 2 芳賀中部上水道企業団水道事業給水条例施行規則 （新規）
- 3 芳賀中部上水道企業団指定給水装置工事事業者規則 （新規）
- 4 芳賀中部上水道企業団水道施設の物損事故に対する修繕経費事務取扱規程（新規）
- 5 芳賀中部上水道企業団水道料金等未納金整理事務処理要領 （新規）
- 6 芳賀中部上水道企業団水道使用水量認定要領 （新規）
- 7 芳賀中部上水道企業団水道事業無線局管理運用規程 （一部改正）

第9章 水道運営協議会

- 1 芳賀中部上水道企業団水道運営協議会条例 （新規）
- 2 芳賀中部上水道企業団水道運営協議会規則 （新規）

2. 事業の沿革

芳賀中部上水道企業団は、益子町・芳賀町・市貝町の 3 町が構成団体となり、昭和 45 年 10 月に設立し、昭和 47 年 7 月から構成町に水道用水供給事業を行ってきた。そして、平成 15 年 4 月、構成 3 町の水道事業を統合し、水源から給水までの業務を一元化する新たな広域水道事業体としてスタートを切った。

事業体名	芳賀中部上水道企業団	
創設認可年月日	昭和45年10月	
	年月日	内容
沿革	昭和45年10月	企業団設立認可 水道用水供給事業認可
	昭和46年3月	計画給水人口19,630人 一日最大給水量 5,900立方メートル
	昭和47年7月	水道用水供給事業開始 水道用水供給事業変更認可
	昭和60年2月	計画給水人口34,000人 一日最大給水量12,000立方メートル
	平成13年8月	広域水道事業基本構想作成
	平成13年12月	構成3町水道事業統合同意案議決
	平成14年4月	水道事業統合準備室設置
	平成14年11月	水道事業統合協定書締結 水道事業経営認可
	平成14年12月	計画給水人口54,490人 一日最大給水量21,795立方メートル
	平成15年1月	水道用水供給事業経営の廃止許可
	平成15年4月	広域水道事業開始 【益子町・芳賀町・市貝町水道事業統合】
	平成18年4月	水道料金改定 (益子町・芳賀町・市貝町の水道料金を統一)

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

- 施設の統廃合・効率的な更新
- 人材確保・技術力の確保
- 通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化
- 水源の確保・多元化
- 更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画

(具体的理由)

芳賀中部上水道企業団水道用水供給区域と栃木県鬼怒水道用水供給区域が、益子町及び芳賀町に重複給水していることの解消。

益子町及び市貝町では、給水量不足を生じていたが、水源開発が困難であった。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ 中核となった規模の大きな水道事業体

具体的には、芳賀中部上水道企業団である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H12. 7. 4	第1回末端給水協議幹事会	1. 末端給水実施における事例（新潟県水原町外3ヶ町村水道企業団） 2. 末端給水実施における問題点	3町水道担当課長等
H12. 8. 7	第2回末端給水協議幹事会	1. 末端給水協議幹事会設置要綱の検討 2. 末端給水実施における問題点	3町水道担当課長等
H12. 9. 28	第3回末端給水協議幹事会	1. 末端給水協議幹事会設置要綱の決定 2. 末端給水に伴い増加する事務	3町水道担当課長等
H12. 10. 31	第4回末端給水協議幹事会	1. 企業債の状況 2. 料金の試算 3. 事業変更認可について	3町水道担当課長等
H12. 12. 21	第5回末端給水協議幹事会	1. 変更認可申請について 2. 規約、給水条例の整備 3. 統合への年次計画作成	3町水道担当課長等
H13. 1. 30	第6回末端給水協議幹事会	1. 末端給水実施における各町のメリット、デメリット 2. 末端給水に向けてのスケジュール	3町水道担当課長等
H13. 2. 19	第7回末端給水協議幹事会	1. 末端給水実施スケジュール等とまとめ 2. 一日最大配水量の不足 3. メリット、デメリット 4. 料金の統一	3町水道担当課長等
H13. 4. 10	第8回末端給水協議幹事会	1. 末端給水事業の取り組み方 2. 推進計画上の問題点と今後の推進方法	3町水道担当課長等
H13. 5. 25	第9回末端給水協議幹事会	1. 末端給水事業統合における問題点（統合による住民サービス、企業債残高、水道財産）	3町水道担当課長等

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H13. 6. 19	企業団議会全員協議会	1. 末端給水事業推進計画 (案)	企業団議会議員
H13. 6. 26	第10回末端給水協議幹事会	1. 末端給水事業統合における問題点（構成町の水 道財政計画、水道料金）	3町水道担当課長等
H13. 7. 16	企業長、参与会議	1. 広域水道事業計画基本 構想 2. 事業計画推進スケ ジュール（案） 3. 広域水道事業計画推進 上の基本合意事項	3町長
H13. 7. 25	企業団議会全員協議会	1. 広域水道事業計画基本 構想 2. 事業計画推進スケ ジュール（案）	企業団議会議員
H13. 7. 30	第11回末端給水協議幹事会	1. 末端給水事業統合にお ける問題点（一般会計か らの補助金・出資金・負 担金、基本構想及び推進 スケジュール案）	3町水道担当課長等
H13. 8	構成町水道運営協議会	1. 広域水道事業計画基本 構想の説明	3町水道運営協議会委員
H13. 8. 10	市貝町議会全員協議会	1. 広域水道事業計画基本 構想の説明	市貝町議会議員
H13. 8. 22	第12回末端給水協議幹事会	1. 総務、財政、水道担当 課長会議協議事項（広域 水道事業計画基本構想、 事業計画推進スケジュール 案、事業推進上の基本 合意事項）	3町水道担当課長等
H13. 8. 29	芳賀町議会全員協議会	1. 広域水道事業計画基本 構想の説明	芳賀町議会議員
H13. 8. 30	構成町総務、財政、水道担 当課長会議	1. 広域水道事業計画基本 構想の説明 2. 事業計画推進スケ ジュール（案） 3. 広域水道事業推進上の 基本合意事項（水道料 金、企業債、他会計補助 金及び出資金、職員の定 数及び派遣職員）	3町総務、財政、水道担当課長
H13. 9. 19	益子町議会全員協議会	1. 広域水道事業計画基本 構想の説明	益子町議会議員

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H13. 9. 26	第13回末端給水協議幹事会	1. 広域水道事業計画推進状況 2. 広域水道事業計画基本合意事項（案） 3. 検討協議事項（水道料金試算、水道加入金）	3町水道担当課長等
H13. 9. 27	企業団議会全員協議会	1. 広域水道計画推進状況 2. 事業推進上の基本合意事項	企業団議会議員
H13. 10. 25	第14回末端給水協議幹事会	1. 広域水道計画基本合意に基づく試算（案） 2. 広域水道事業体組織及び職員構成 3. 広域水道開設準備室職務	3町水道担当課長等
H13. 11. 26	第15回末端給水協議幹事会	1. 水道財産の引継ぎ 2. 企業団職員採用要領 3. 企業団職員と町職員相互交流に関する協定について	3町水道担当課長等
H13. 12. 20	企業長、参与会議	1. 水道事業統合に関する基本的合意事項	3町長
H13. 12. 20	第16回末端給水協議幹事会	1. 水道事業に関する統一すべき手数料、使用料、負担金等の調査 2. 県地方課との協議結果	3町水道担当課長等
H13. 12	構成町議会定例会	企業団が構成町を給水区域として水道事業を経営することについて議決	3町議会議員
H14. 1. 29	第17回末端給水協議幹事会	1. 企業債の取り扱い 2. 統合準備組織体制 3. 平成14年度統合準備スケジュール 4. 統一すべき手数料、使用料、負担金等の調査結果	3町水道担当課長等
H14. 2. 27	第18回末端給水協議幹事会	1. 事務組織及び職務分掌の検討 2. 統合後の構成町窓口業務 3. 企業債明細	3町水道担当課長等
H14. 3. 25	企業団議会全員協議会	1. 水道統合準備スケジュール	企業団議会議員

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H14. 4. 2	水道統合準備室事務執行計画会議	1. 水道統合準備組織体制 2. 準備室職務内容 3. 水道統合準備スケジュール	統合準備室職員
H14. 4. 19	第19回末端給水協議幹事会	1. 水道統合準備スケジュール検討 2. 統合後の企業団組織及び機構 3. 統合後の企業団職員及び構成町職員派遣計画	3町水道担当課長等
H14. 5. 10	工務担当者会議	1. 給水工事関係の確認事項 2. 配水管工事関係の確認事項 3. 配水、給水管網図の整備	3町工務担当者
H14. 5. 10	業務担当者会議	1. 料金徴収事務計画策定	3町業務担当者
H14. 5. 28	第20回末端給水協議幹事会	1. 料金徴収事務計画策定 2. 企業団規約及び条例等の一部改正 3. 企業団事務分掌規程、決裁規程、文書取扱規程 4. 石綿管更新計画及び工事計画調査結果 5. 消火栓関係負担金	3町水道担当課長等
H14. 6. 6	企業長、参与会議	1. 構成町企業債繰上げ償還 2. 準備室事務状況報告 3. 統合後の企業団職員及び構成町職員派遣計画	3町長
H14. 6. 17	業務担当者会議	1. 手数料、加入金 2. 勘定科目(予算科目)	3町業務担当者
H14. 6. 18	工務担当者会議	1. 給水条例 2. 施設管理体制 3. 水道施設等の破損事故に対する補償請求	3町工務担当者
H14. 6. 20	企業団議会全員協議会	1. 水道事業認可申請厚生労働省協議スケジュール 2. 統合準備事務スケジュール	企業団議会議員
H14. 6. 26	第21回末端給水協議幹事会	1. 施設管理計画 2. 手数料、加入金の金額 3. 勘定科目(予算科目) 4. 事業認可状況報告	3町水道担当課長等

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H14. 7. 2	構成町総務課長会議	1. 統合準備事務スケジュール 2. 統合後の企業団組織及び事務分掌 3. 統合後の企業団職員構成及び構成町職員派遣計画 4. 統合後の構成町水道担当窓口業務 5. 水道統合広報計画	3町総務課長
H14. 7. 5	業務担当者会議	1. 業務係フロアの配置 2. 給水条例及び会計規程	3町業務担当者
H14. 7. 18	構成町防災担当者会議	1. 防災計画に基づく災害時における飲料水の確保 2. 企業団と構成町における水道事業等の事務委託規約	3町防災担当者
H14. 7. 29	工務担当者会議	1. 給水条例及び施行規則並びに工事事業者規則 2. 施設及び財産引継書の作成	3町工務担当者
H14. 7. 30	第22回末端給水協議幹事会	1. 統合後の構成町担当課 2. 企業団条例の一部改正等 3. 構成町災害時の対応 4. 企業団施設の緊急時における構成町の応援協定	3町水道担当課長等
H14. 7. 17	業務精通者会議	1. 会計規程	3町業務精通者
H14. 7. 24	業務精通者会議	1. 会計規程	3町業務精通者
H14. 8. 6	業務精通者会議	1. 会計規程	3町業務精通者
H14. 8. 9	業務精通者会議	1. 水道事業給水停止要領 2. 水道使用量認定要領	3町業務精通者
H14. 8. 21	工務担当者会議	1. 給水条例、規則等の確認 2. 各種様式（例規以外）	3町工務担当者

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H14. 8. 27	第23回末端給水協議幹事会	1. 水道事業給水条例、会計規程、未納金整理事務処理要領、使用水量認定要領等 2. 情報公開及び個人情報保護制度の基本的事項の検討 3. 構成町未収金状況 4. 土地賃貸借状況調査結果 5. 石綿管布設替及び配水管改良、拡張計画調査結果 6. 企業債繰上償還財務事務所報告 7. 広報掲載の検討	3町水道担当課長等
H14. 9. 13	業務担当国会議	1. 料金、会計事務 2. 平成15年度予算 3. 引継文書 4. 企業団広報 5. 水道事業の統合に関する協定書	3町業務担当者
H14. 9. 13	工務担当国会議	1. 量水器交換の委託料 2. 各種様式（例規以外） 3. 給水装置設計施行基準 4. 引継文書 5. 企業団広報 6. 水道事業の統合に関する協定書	3町工務担当者
H14. 9. 18	第24回末端給水協議幹事会	1. 水道事業の統合に関する協定書 2. 12月議会上程議案 3. 構成町未収金の現状と取扱 4. 統合後の構成町窓口業務 5. 企業団広報	3町水道担当課長等
H14. 9. 24	企業団議会全員協議会	1. 水道事業の統合に関する協定書 2. 12月議会上程議案 3. 水道事業統合計画進捗状況報告 4. 企業団広報	企業団議会議員
H14. 9. 24	企業長、参与会議	1. 水道事業の統合に関する協定書締結について 2. 構成町未収金の現状と取扱 3. 統合後の構成町窓口業務	3町長
H14. 10. 3	事務委託に関する担当者会議	1. 企業団と構成町における水道事業等の事務の委託に関する規約	3町下水道、収納担当者

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H14. 10. 11	事務委託に関する担当者会議	1. 納入通知書再発行事務	3町収納担当者
H14. 10. 15	道路及び下水道担当者会議	1. 工事計画の情報提供	3町道路、下水道担当者
H14. 10. 21	第25回末端給水協議幹事会	1. 水道事業の統合に関する協定書 2. 12月議会上程議案 3. 情報公開及び個人情報保護に関する条例 4. 平成15年度予算案作成 5. 構成町文書整理及び引継ぎ 6. 企業団職員構成及び派遣職員計画 7. 統合に係る事務整理事項	3町水道担当課長等
H14. 10. 29	構成町総務課長会議	1. 水道事業の統合に関する協定書 2. 職員派遣申請 3. 構成町水道窓口担当課 4. 12月議会上程議案	3町総務課長
H14. 11. 19	工務担当者会議	1. 給水装置設計施工基準の内容確認 2. 量水器廻り使用材料の確認 3. 指定店に対する説明事項	3町工務担当者
H14. 11. 22	第26回末端給水協議幹事会	1. 構成町水道資産譲渡契約 2. 平成15年度予算編成 3. 企業債繰上げ償還事務進行状況 4. 構成町広報原稿 5. 給水条例条文追加	3町水道担当課長等
H14. 11. 28	企業長、参与会議	1. 12月議会上程議案 2. 水道資産有償譲渡契約 3. 平成15年度予算編成	3町長
H14. 11. 28	協定書調印式	水道事業の統合に関する協定書締結	企業長、参与、芳賀町助役、3町議長、3町水道担当課長
H14. 12. 10	業務担当者会議	1. 料金システム移動 2. 検針業務委託契約書 3. 構成町広報原稿	3町業務担当者
H14. 12. 17	構成町助役、財政担当課長会議	1. 平成15年度予算編成 2. 水道資産譲渡契約 3. 企業債繰上げ償還	3町助役、財政担当課長

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H14. 12. 17	第27回末端給水協議幹事会	1. 監査委員の推薦 2. 水道運営協議会委員の推薦 3. 個人所有地の賃貸借契約 4. 構成町の文書引継ぎ 5. 構成町広報 6. 検針業務委託契約書 7. 水道事業統合に伴う水道料金口座振替 8. 構成町の貯蔵品引継ぎ 9. 構成町事務機器等の移設 10. 水道統合スケジュール	3町水道担当課長等
H14. 12. 19	企業団議会定例会	1. 企業団規約の一部変更 2. 企業団と構成町における水道事業等の事務の委託に関する規約 3. 企業団条例の一部改正 4. 企業団条例の制定 5. 平成14年度企業団水道用水供給事業会計補正予算	企業団議会議員
H14. 12. 19	企業団議会全員協議会	1. 平成15年度構成町補助金等負担区分及び算定案 2. 水道資産譲渡契約 3. 水道統合スケジュール	企業団議会議員
H15. 1. 16	工務担当者会議	1. 平成15年度工事予定箇所現地確認	3町工務担当者
H15. 1. 23	第28回末端給水協議幹事会	1. 構成町文書引継ぎ日の決定 2. 企業団広報 3. 出納、収納取扱金融機関契約報告 4. 給水装置工事事業者に対する説明会報告 5. 賃貸借契約等 6. 企業長、参与会議協議事項	3町水道担当課長等
H15. 1. 28	水道料金収納取扱者会議	1. 水道料金収納取扱	出納取扱金融機関、収納取扱金融機関、3町出納室
H15. 1. 30	検針員会議	1. 検針業務内容 2. 検針区域	検針員
H15. 1. 30	企業長、参与会議	1. 平成15年度予算ヒアリング 2. 監査委員、水道運営協議会委員の推薦 3. 平成15年度年間予定表	3町長

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H15. 2. 20	第29回末端給水協議幹事会	1. 出資金の取り扱い 2. 水道用資産等引継書 3. 企業団広報 4. 平成15年度予算書 5. 工務担当者会議報告 6. 企業債繰上償還	3町水道担当課長等
H15. 3. 25	第30回末端給水協議幹事会	1. 構成町文書及び事務引継等	3町水道担当課長等

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況は、段階別に次のとおりである。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	末端給水協議幹事会	事業統合にあたっての課題解決について、総合的に検討。	水道担当者（3町各2人）及び企業団職員3人
2. 構想・検討段階	末端給水協議幹事会	事業統合にあたっての課題解決について、課題別に検討。	水道担当者（3町各2人）、統合準備室職員3人及び企業団職員3人
3. 調整段階	末端給水協議幹事会	事業統合にあたっての課題解決について、課題別に検討。	水道担当者（3町各2人）、統合準備室職員3人及び企業団職員3人

※段階の説明

1. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
2. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
3. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、次のとおりである。

課題	内容	解決策
事業体格差の扱い (財政水準)	・水道料金体系の統一 基本料金が口径別と口径に係わらず一律の料金体系があり、統一が必要であった。	・水道料金体系の統一 統合から3年後に、口径別料金体系で統一した。
他会計繰入金等の調整	・一般会計からの繰入金に関する調整 一般会計から水道事業への繰入金については、構成町により金額に大きな差があった。統合のメリットとして減額する必要があった。	・一般会計からの繰入金に関する調整 水道事業統合から3年後の水道料金統一までは、平成13年度の一般会計からの繰入金の80%を助成することとした。
職員人員配置	・職員定数の見直し 職員定数を見直し、職員給与費を削減する必要があった。	・職員定数の見直し 職員構成及び職員採用計画を作成し、職員定数を統合前の4事業体合計より3人減とした。
資産の引継ぎ	・有償・無償の判断 すべて無償での引き継ぎでは、構成町の理解が得られない。	・有償・無償の判断 企業債で取得した有形固定資産のうち、企業債未償還残高がある場合は、未償還残高相当分で引き継ぐ。企業債を伴わない固定資産は、無償で引き継ぐこととした。
各種電算システムの統合	・料金システムの運用 統合から3年後の料金統一までは、3町それぞれの料金システムを持ち寄り、運用する必要があった。	・料金システムの運用 統合から3年後の料金統一時に料金システムも一本化し、経費の削減が図れた。
地域に密着したサービスの継続	・料金徴収の窓口など住民サービスの維持・向上 事業所が遠くなってしまう利用者がいる。	・料金徴収の窓口など住民サービスの維持・向上 利用者の利便性に配慮するため、各町役場会計に水道料金の収納取扱い窓口及び水道事業担当窓口を設置した。
災害時・事故時対応	・非常時の応急給水体制の構築 統合により給水区域が広範囲となるが、職員定数は削減され、少人数での対応が困難である。 ・漏水事故修理等の緊急時における協力体制の構築 災害時や休日など緊急時の漏水事故修理の対応	・非常時の応急給水体制の構築 構成町と緊急時における応急給水の協定を締結 ・漏水事故修理等の緊急時における協力体制の構築 管工事組合と災害時の水道施設応急復旧に関する協定を締結
統合事務	・統合準備期間が短いことによる業務の過密 統合準備室の設置から水道統合まで1年間という短い期間で業務を行わなければならない状況であった。	・統合準備期間が短いことによる業務の過密 各町から総務、業務、工務に精通した職員を統合準備室に派遣していただき、それぞれ専門分野での統合に向けた業務を行った。また、事業認可や企業債についても、それぞれの担当者が業務に当たった。
住民・議会等への対応	・議会への説明 末端給水協議幹事会の中で、具体的な統合のメリットが提示されないままでは、議会への説明は難しい。	・議会への説明 「広域水道事業基本構想」を作成し、結果を議会等で説明することで統合の理解を求めた。

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 関係首長のリーダーシップ
- 中核となる事業体の存在
- 事業体の管理者や職員の理解
- 自然的地理的条件の類似性

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
施設の統廃合・効率的な更新	区域にとらわれない広域的な施設整備により、配水区の再編や施設間の相互融通機能の強化を図り、施設の統廃合を行った。	なし
人材確保・技術力の確保	経験と知識を有した専門職員による対応が可能となり、経常的な水道利用者との接点により、水道に対する理解を深めることができる。	なし
通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化	水道事業を専門とする職員により、通常時は勿論のこと、緊急時の迅速な対応が可能になった。	なし
水源の確保・多元化	水源及び浄水場を一本化し、水質や水量の把握が容易である。	なし
更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画	長期的な事業計画及び財政計画により、他会計補助金及び出資金等の計画的削減が図れた。	構成町から引き継いだ施設が老朽化による更新時期を迎えたが、給水収益が減少傾向にあり、更新に必要な財源の確保が困難である。
料金格差の是正	水道料金が統一され、水道料金等の格差が解消された。	なし
利用者の利便性向上	水道使用の開始・中止の届出から料金の問い合わせ、漏水事故の通報まで水道に関する様々な受付対応を休日や夜間を含めて一元化に集中して対応できる。	なし

(2) 広域水道事業の課題と対策

・老朽設備や老朽管の更新事業

事業統合に伴う第1次拡張事業により、老朽化した設備や管路の更新事業を主とした事業展開を計画的に実施しているが、東日本大震災以降、水需要が伸び悩み、給水収益の増加が見込めない状況の中で、厳しい事業経営が求められている。

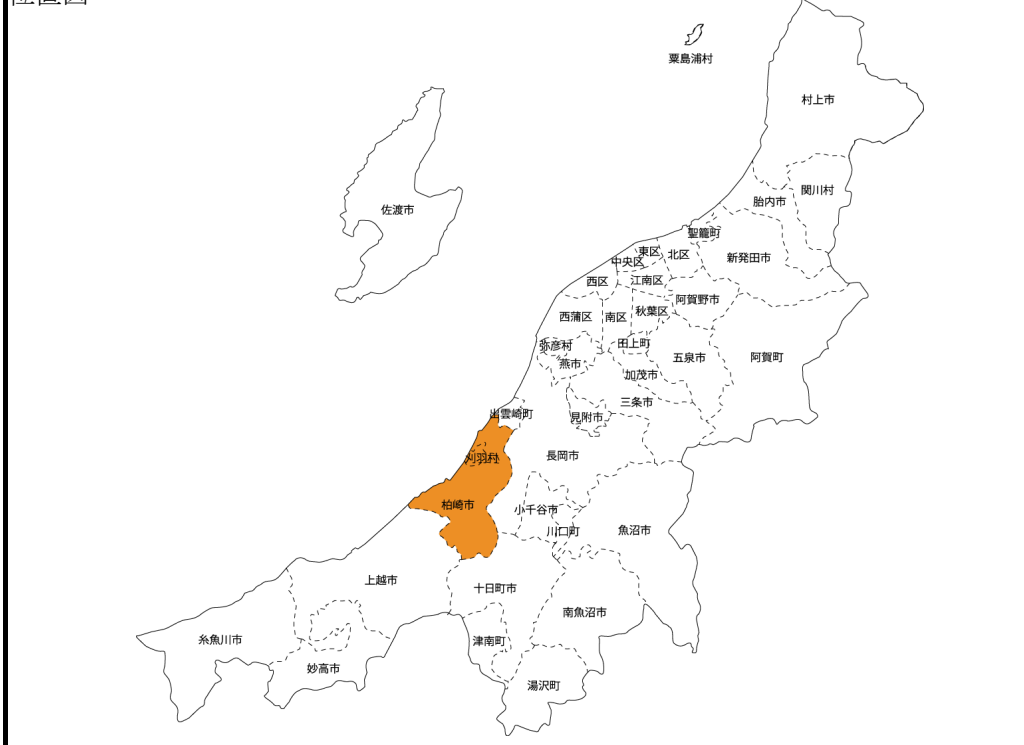
柏崎市水道事業

1. 事業の概要

刈羽村からの給水区域編入の要請を受け、柏崎市水道事業が刈羽簡易水道を譲り受け、水道事業の一元化を行った。事業の概要は、次のとおりである。

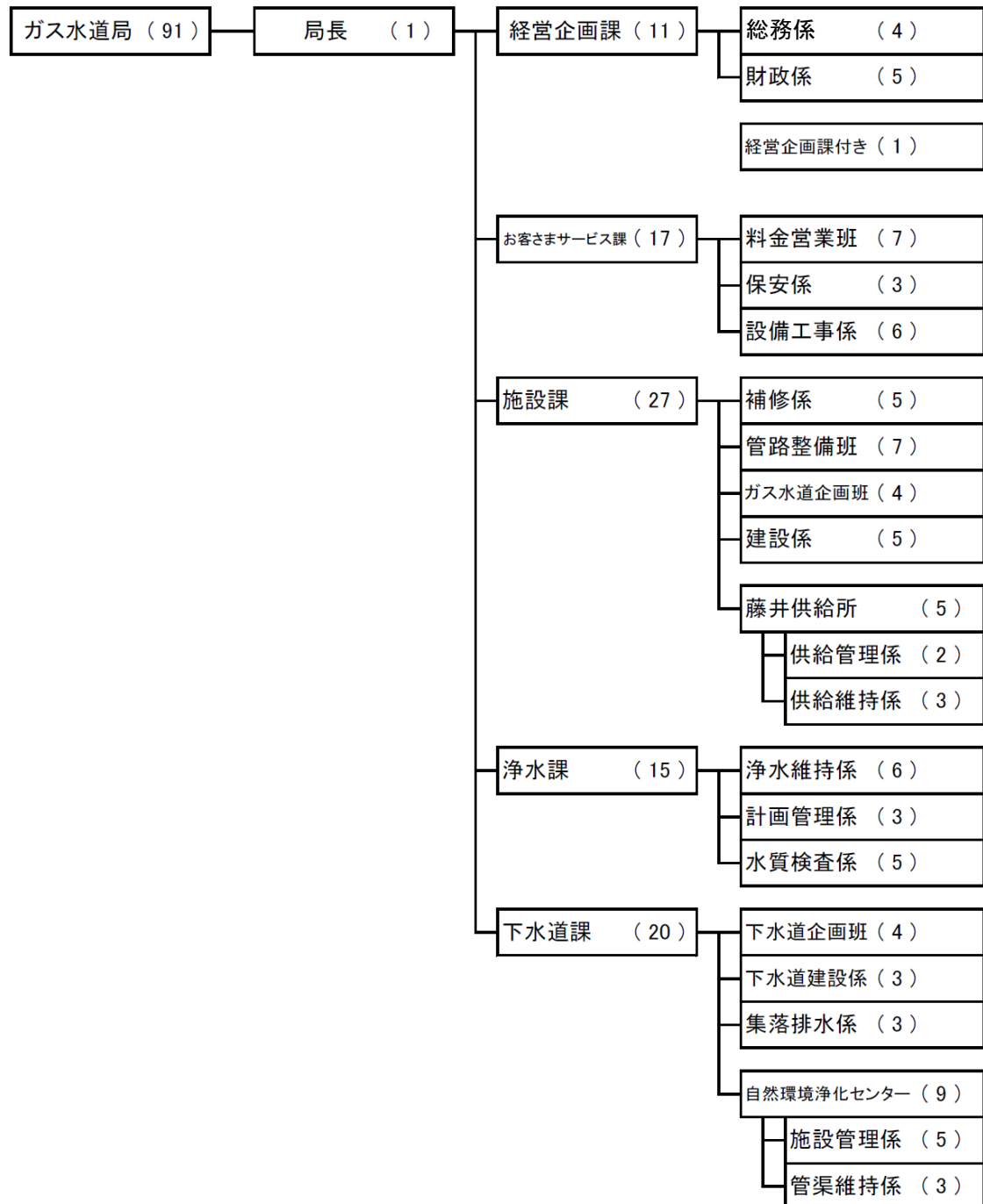
事業体名	柏崎市水道事業		
都道府県	新潟県		
事業統合の形態	水平統合：刈羽村地区の水道水源を廃止し、柏崎市の浄水場からの配水管を接続し、刈羽村地区の簡易水道を柏崎市水道事業に統合した。		
事業統合年度	平成24年10月1日		
構成団体	柏崎市水道事業（統合） （刈羽村刈羽地区簡易水道事業（廃止））		
直近の認可			
目標年度	平成27年度		
計画給水人口		91,600 人	
計画一日最大給水量		52,700 m ³ /日	
平成24年度実績			
給水人口		91,948 人	
一日最大給水量		42,020 m ³ /日	
組織部署数	（水道事業部分） 1 部 4 課		
職員数	事務職	5 人	
	技術職	32 人	
	技能職	0 人	
	計	37 人	

位置図



● 組織体制

平成 25 年 4 月 1 日現在



(出典：平成 25 年度 柏崎市公営企業の概要)

●協定書

- ・ 柏崎市の水道事業に刈羽村の水道事業を統合することに関する基本協定

柏崎市・刈羽村
給水に関する協定書

平成21年8月26日

柏崎市の水道事業に刈羽村の水道事業を統合することに
関する基本協定

柏崎市（以下「甲」という。）と刈羽村（以下「乙」という。）は、
甲の経営する水道事業に乙の経営する水道事業を統合することに関し、
次のとおり基本協定を締結する。

（統合及び給水開始の時期）

第1条 甲の経営する水道事業に乙の経営する水道事業を統合するものとし、甲から乙へ給水を開始する時期は、甲乙協議して定める日とする。

（統合の方法）

第2条 甲は、乙の地域における水道事業を甲の給水区域に統合し、
上水道事業及び簡易水道事業の経営を行うものとする。

2 乙は、乙の経営する水道事業を廃止するものとする。

（給水に係る負担金）

第3条 給水に係る負担金は32億円とし、乙は、給水開始の時期までに甲に支払うものとする。

（住民負担）

第4条 甲は、乙の地域における住民の水道料金その他の負担を甲の水道事業の給水区域における住民の負担と同一にするものとする。

（業務運営制度）

第5条 甲は、乙の地域における水道業務の運営について、甲の業務運営制度により行うものとする。

（施設の整備工事）

第6条 乙は、乙の負担により、統合時までに必要な施設の整備工事を行うものとする。

（固定資産等の引継ぎ）

第7条 甲は、乙が水道事業のために所有し、又は水道事業の経営の用に供している固定資産のうち、統合後に必要とする固定資産を無償で乙から引き継ぐものとする。

2 甲は、乙の事業廃止時において、乙が保有する企業債に係る債務を引き継ぎ、流動資産及び流動負債は引き継がないものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、次に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公営企業繰出金について（通知）に規定されている経費
- (2) 油田地区簡易水道事業区域の統合以降における収益的収支の不足額
- (3) 統合のために甲が行う事務等に関する経費
(新たな水源開発)

第9条 甲及び乙は、新たな水源開発が必要となったとき、その手法や費用の負担方法等について、誠意をもって協議するものとする。

(水道事業に対する理解と愛護)

第10条 乙は、乙の住民が甲の水源地区に対する理解を深め、施設を愛護する機運を醸成するために必要な取組を実施するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が実施する取組に協力するものとする。

(相互協力)

第11条 甲及び乙は、統合するまでの間及び統合後において、水道事業の健全な発展を図るため、常に相互協力するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定締結の証として、甲と乙は正本2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成21年8月26日

甲 柏崎市中心5番50号

柏崎市長

会田 洋



乙 刈羽村大字割町新田215番地1

刈羽村長

高田 宏夫



引 継 書

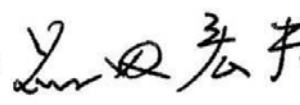
平成21年8月26日に締結した柏崎市の水道事業に
刈羽村の水道事業を統合することに関する基本協定
及び細目協定に基づき、平成24年10月1日付けで
刈羽村が柏崎市に水道事業を引き継ぎます。

引き継ぐ財産 刈羽ポンプ場施設一式
刈羽配水池施設一式
刈羽地区配水設備一式
油田地区簡易水道設備一式
詳細は別紙固定資産台帳のとおり

平成 24 年 10 月 1 日

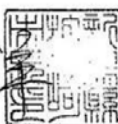
引継者

刈羽村長

引受者

柏崎市長

2. 事業の沿革

柏崎市の水道は、昭和10年の創設から原水確保（3つの水道専用ダムの構築）、浄配水能力増強、未普及地区解消等のため6次の拡張を行なっていた。そして、平成24年10月1日に刈羽村の水道事業を譲り受け、刈羽村を本市の給水区域とした。

事業体名	柏崎市		刈羽村	
	S10. 7. 12		刈羽地区簡易水道事業	その他簡易水道事業
創設認可年月日	S10. 7. 12		S28	
沿革	年月日	内容	年月日	内容
	S10. 7. 12	創設 計画給水人口30,000人 計画一日最大給水量4,500m ³ /日	S28	創設【刈羽第1水源・湧水】 計画給水人口1,200人 計画一日最大給水量188m ³ /日 (刈羽の一部・割町新田・新屋敷の一部・土丸)
	S24. 7. 30	第1次拡張 計画給水人口32,000人 計画一日最大給水量6,400m ³ /日	S33	
	S31. 7. 2	第2次拡張 計画給水人口50,000人 計画一日最大給水量12,000m ³ /日	S43	第1次拡張【刈羽第2水源・湧水】 計画給水人口3,500人 計画一日最大給水量500m ³ /日 (正明寺・下高町・新屋敷の一部・大塚・西谷・刈羽の一部・井岡・十日市・西元寺・滝谷・滝谷新田入和田)
	S39. 3. 5	第3次拡張 計画給水人口50,000人 計画一日最大給水量19,000m ³ /日	S45・47	第2次拡張【荒浜第2水源・地下水】 計画給水人口4,400人 計画一日最大給水量695m ³ /日 (枯木・赤田町方・赤田北方・大沼)
	S42. 12. 28	第4次拡張 計画給水人口58,000人 計画一日最大給水量26,100m ³ /日	S51	変更認可【荒浜第1水源・地下水】 計画給水人口4,400人 計画一日最大給水量1,144m ³ /日 刈羽地区簡易水道事業に上高町地区簡易水道事業を統合(上高町)
	S45. 3. 31	第5次拡張 計画給水人口65,000人 計画一日最大給水量55,100m ³ /日	S54	計画給水人口4,900人 計画一日最大給水量1,269m ³ /日 変更認可【荒浜第3水源・地下水】 (寺尾)
	S49. 3. 18	第5次拡張 区域変更 計画給水人口65,000人 計画一日最大給水量55,100m ³ /日	S56	計画給水人口4,950人 計画一日最大給水量3,091m ³ /日 変更認可【荒浜第4水源・地下水】 計画給水人口4,950人 計画一日最大給水量4,091m ³ /日 配水池増設 1700m ³ /日
	S50. 3. 31	第5次拡張 計画変更 計画給水人口65,000人 計画一日最大給水量55,100m ³ /日	H1	変更認可【荒浜第5水源・地下水】 計画給水人口4,950人 計画一日最大給水量4,091m ³ /日 (除鉄・除マンガン急速ろ過機 670m ³ /日)
	S56. 7. 28	第6次拡張 計画給水人口99,380人 計画一日最大給水量86,300m ³ /日	H3	変更認可【溜付水源・表流水】 計画給水人口4,950人 計画一日最大給水量4,091m ³ /日 (沈殿池・除鉄・除マンガン急速ろ過機 800m ³ /日)
	H4. 1. 24	第6次拡張 長島地区拡張 計画給水人口99,380人 計画一日最大給水量86,300m ³ /日	H5	変更認可【西浦浄水施設設置工事】 計画給水人口4,950人 計画一日最大給水量4,091m ³ /日 (沈殿池・鉛・除鉄・除マンガン急速ろ過機 1,500m ³ /日)
	H8. 3. 29	第6次拡張 野田地区拡張 計画給水人口99,380人 計画一日最大給水量86,300m ³ /日	H9	緊急時応援用水受水施設設置工事
	H19. 3. 30	第6次拡張 西山譲受変更届出 計画給水人口106,380人 (届出値 90,900人) 計画一日最大給水量90,620m ³ /日 (届出値 53,100m ³ /日)		
	H24. 9. 18	刈羽譲受変更届出 計画給水人口111,330人 (届出値 91,600人) 計画一日最大給水量94,711m ³ /日 (届出値 52,700m ³ /日)		
				上高町地区簡易水道事業 創設【高町水源・湧水】(上高町) 計画給水人口500人 計画一日最大給水量75m ³ /日 ↓ 廃止
				油田地区簡易水道事業 創設【油田水源・湧水】(黒川・油田) 計画給水人口240人 計画一日最大給水量108m ³ /日 (沈殿池・除鉄・除マンガン急速ろ過機 108m ³ /日) H5供用開始

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

- 水源の確保・多元化
- その他

(具体的理由)

刈羽村地区の水道水源が、砂丘地の地下水、湧水であったため、水量、水質ともに不安定な状況であった。

このため、刈羽村から水量、水質ともに安定している柏崎市の上水道からの配水の要請があり、平成24年10月1日から統合し給水に至った。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ その他（柏崎市水道事業）

具体的には、柏崎市ガス水道局である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H18. 6. 12	給水区域編入の要請	刈羽村長からの要請	刈羽村長、刈羽担当課長、 柏崎市長、柏崎市局長
H18. 11. 30	柏崎市議会全員協議会	刈羽村への給水の方針を 説明	柏崎市議、柏崎市長、柏崎市局 長
H19. 5. 24	県との協議	刈羽簡水を管轄している 県との協議	県水道担当主任、柏崎市課長代 理、副主幹、係長
H19. 6. 22	国との協議	刈羽給水に係る届出に関 する協議	国水道担当係長、係員、柏崎市 担当課長代理、副主幹、係長
H20. 8. 25	刈羽村との協議	刈羽給水への柏崎市の条 件提示	刈羽村長、担当課長、課長補 佐、柏崎市局長、担当課長、担 当者
H20. 12. 2	刈羽村との協議	刈羽給水協議事項の仮合 意	刈羽村長、担当課長、柏崎市局 長、担当係長
H21. 1. 20	刈羽村議会全員協議会	刈羽給水の報告	刈羽村議、刈羽村長
H21. 2. 4	刈羽村との協議	刈羽村の負担金について 協議	刈羽村長、担当課長、担当、 柏崎市局長、担当係長
H21. 4. 10	刈羽村との協議	刈羽村の負担金について 協議	刈羽村長、副村長、担当、柏 崎市局長
H21. 5. 11	刈羽村との協議	刈羽村の負担金について 協議	柏崎市長、局長、副主幹、刈羽 村長、担当課長、担当
H21. 6. 2	刈羽村との協議	刈羽村の負担金について 協議	柏崎市長、局長、副主幹、刈羽 村長、担当課長
H21. 6. 19	柏崎市議会全員協議会	刈羽給水の協議結果の報 告	柏崎市議、柏崎市長、担当課長 他
H21. 6. 19	刈羽村議会全員協議会	刈羽給水の協議結果の報 告	刈羽村議、刈羽村長、担当課長 他
H21. 8. 24	柏崎市臨時議会	基本協定の締結について 議決	柏崎市議、柏崎市長、担当課長 他
H21. 8. 26	基本協定調印式	基本協定の締結	柏崎市長、市議会議長、刈羽村 長、村議会議長他
H24. 10. 1	刈羽村水道事業引継式	刈羽村水道事業の柏崎市 水道事業への統合	刈羽村長、村議会議長、副議 長、柏崎市長、市議会議長、副 議長他

②協議会や検討会等の設置状況

今回の事業統合にあたり設置した協議会、検討会等はない。

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

柏崎市が提示した条件で統合したため柏崎市としての課題はない。

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 関係住民の理解
- 関係首長のリーダーシップ
- その他（刈羽村統合の前に、平成17年の旧西山町の市町合併で、旧西山町に柏崎から配水幹線を延伸して統合する計画があり、この実施と合わせて、途中にある刈羽村が要望を行ったため）

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
施設の統廃合・効率的な更新	刈羽村の浄水施設を廃止し、既存の柏崎市の浄水施設からの給水となり効率的な運営となった。	
通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化	刈羽村になかった緊急時体制が柏崎市の体制で対応するため強化された。	
水源の確保・多元化	不安定な刈羽村の水源から、安定した柏崎市の水源となった。	
料金格差の是正		柏崎市の料金体系に統一したため、刈羽村地区の料金が値上げとなり、需要家の負担が増えた。
利用者の利便性向上	料金収納窓口の多様化	

(2) 広域水道事業の課題と対策

刈羽村から統合前に配水池、ポンプ場の新設を実施してもらったので、現時点では大きな課題はないが、災害などの復旧にあたっては、困難さがうかがえる。

統合した刈羽村地区は、将来の大きく需要の増加が見込める地域ではないため、施設・設備の維持管理費のスリム化に努める必要がある。

東部地域広域水道企業団

1. 事業の概要

水源水質等課題のある構成２市の水源の統廃合を含め、将来の水需要に対応するため末端給水事業の一元化を行った。

事業の概要は、次のとおりである。

事業体名	東部地域広域水道事業		
都道府県	山梨県		
事業統合の形態	水平統合		
事業統合年度	平成18年4月1日		
構成団体	大月市水道事業 上野原市水道事業		
直近の認可			
目標年度	平成31年度		
計画給水人口	45,890 人		
計画一日最大給水量	29,620 m ³ /日		
平成24年度実績			
給水人口	38,741 人		
一日最大給水量	m ³ /日		
組織部署数	4担当2所		
職員数	事務職	8 人	
	技術職	4 人	
	技能職	人	
	計	12 人	

位置図



●施設概要



(出典:東部地域広域水道企業団水道ビジョン 平成 25 年 3 月 東部地域広域水道企業団)

2. 事業の沿革

両市の水道事業は明治 41 年に上野原市、昭和 3 年に大月市が創設し、人口の増加や水道普及率の向上に対応するために施設・管路の整備を続けてきた。

しかし、山間部に位置するという両市の地域の特徴等の理由から、小規模水道や水道の未普及地域が多く残り、また、健全な経営を維持するには施設整備や事業経営の効率化が必要な状況にあった。

そこで、東部地域における安全な水の安定供給が継続できる水道のあり方について検討した結果、昭和 54 年度に山梨県が策定した「山梨県水道整備基本構想」にもとづいて、簡易水道事業の統合や未普及地域の解消等による上水道事業の広域化を進めることが、効率的な施設整備と維持管理水準の向上につながると判断し、末端給水型の広域水道事業である本企业団を創設するに至った。

その後、本企业団は平成 7 年 2 月 8 日に創設認可を取得して、両市の水道事業を引き継ぐとともに、深城ダムを新たな水源とした百蔵浄水場系統を新設し、平成 18 年度より両市への給水を開始した。また、平成 18 年 6 月と平成 24 年 3 月に 2 回の変更認可を取得して現在にいたっている。

事業体名		大月市	上野原市
創設認可 年月日		S3	M41
沿革	年月日	内容	内容
	M41.8		創設
	T1.1		創設 (3,500人、350m ³)
	T11.6		第1次拡張事業 (4,000人、700m ³)
	S3	創設 (3,000人、240m ³)	第2次拡張事業
	S28.8	第1次拡張事業 (11,000人、2,200m ³)	↓
		第2次拡張事業	上野原浄水場(北系)の新設
	S45	↓	↓
	H6	第6次拡張事業	第9次拡張事業
	H7.2	東部地域広域水道事業 創設 (70,460人、42,950m ³)	上野原浄水場(南系)の新設
	H9		上野原浄水場(北系)の主要設備更新
	H13	田野倉浄水場の更新	
	H15.3		第9次拡張事業第2回変更認可の変更届出 (27,500人、17,900m ³)
	H16.4	第6次拡張事業変更認可の変更届出 (29,800人、18,070m ³)	
		東部地域広域水道企業団	
	H18.4	水道事業の統合および給水開始	
	H18.6	第1回変更 (45,890人、29,620m ³) 【給水区域の拡張、配水量の増加、浄水方法の変更】	
	H18.9	百蔵浄水場の供用開始	
	H24.3	第2回変更 (45,890人、29,620m ³) 【給水区域の拡張、浄水方法の変更】	

*認可名称（給水人口、1日最大配水量）、【】は認可要件

*赤枠は主要浄水場の更新時期（ただし、複数年にわたっている事業もあり、おおよその年度）

（出典：東部地域広域水道企業団水道ビジョン 平成25年3月 東部地域広域水道企業団）

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

- 施設の統廃合・効率的な更新
- 水源の確保・多元化

(具体的理由)

山梨県水道整備基本構想に基づき、将来に渡ってより安全で安定的に給水できる水道事業を目指して、水道事業の広域化、統合整備及び未普及地域の解消を推進し、効率的な施設整備及び維持管理水準の向上を図ることを目標として統合した。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

- 中核となった規模の大きい水道事業体

具体的には、大月市水道事業並びに上野原市水道事業である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
S55. 3 S60. 5 S61 H4 H6. 12 H7 H18. 4	山梨県水道整備基本構想 「深城ダム建設工事に関 する 基本協定」(県・大月・ 上野原) 東部地域広域水道整備計 画 策定(県) 企業団設立 両市議会で設立議案可決 企業団経営認可 幹事会 専門部会 部門ごとに多数回開催 事業統合	認可申請書で計画年度を H18とする	副市長・課長 係長・リーダー

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況の詳細は不明。

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、次のとおりである。

【分業別検討内容及び調整方法】

No.	事務分掌番号	分掌事務	内容	現 況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事 (赤字) 統合までに必ずする事		
				大月市	上野原市			東部地域広域水道企業団	大月市	上野原市
1	①	文書の取替及び整理保存に関すること	・文書事務(文書管理・受付発送)	・文書は、倉庫に保管	・文書は、倉庫に保管	・特別な差異は認められない	・統合時に再編する、文書管理規定により一元化を図る。 ・大月水道事務所の文書の内、保管すべき物は全て企業団に移す。上野原水道職の文書は15年度以降の物を全て移す、それ以前は手元に置く必要の有無により判断する。	・文書管理規定に基づき保存文書を整理し、企業団に運搬する準備をする	・文書管理規定に基づき保存文書を整理し、企業団に運搬する	・文書管理規定に基づき保存文書を整理し、企業団に運搬するもの、上野原事務所に保管する物を種別する
2	②	職員の身分、給与、研修及び労働条件に関すること	・職員の勤務条件、給与、手当等の支給条件	所長 1名 所長補佐 1名 管理担当 4名 浄水場担当(兼務) 0名 施設担当 6名 浄水担当 5名 計 17名	課長 1名 課長補佐 2名 庶務担当(兼務) 3名 工務担当(兼務) 2名 浄水担当 3名 計 11名	・面市を再確認 ・職員の身分切替(本人の意向考慮) ・退職金、年金等の積み立て制度を確認	・統合時に再編する、人事条例、規程等により一元化を図る ・統合時に再編する、人事条例、規程等により一元化を図る	・企業団への身分切替が必要か大月市と協議する ・水道関係各種資格取得者状況	・企業団への身分切替が必要か大月市と協議する ・水道関係各種資格取得者状況	・企業団への身分切替が必要か大月市と協議する ・水道関係各種資格取得者状況
3	③	条例・規則、規程等の制定及び改廃の手続に関すること	・条例・規則等の改廃等の事務を行う	・改廃案等条例関係は議会の議決	・改廃案等条例関係は議会の議決	・面市ほぼ同じ内容	・統合前に再編とする	・17年業務委託で作成、11月議案に提案する	・企業団が実施する例規集作成業務委託に協力する ・簡水の条例、規則の変更	・企業団が実施する例規集作成業務委託に協力する ・簡水の条例、規則の変更
4	④	公印の管理に関すること	・公印の管理(企業長印等) ・必要時に応じ、面市広報紙に掲載している	・公印管理規定	・公印管理規定	・面市を再確認	・統合時に再編する、公印規程により一元化を図る	・例規集作成(公印規程)		
5	⑤	広報に関すること	・広報紙活用 ・ホームページの活用	・広報紙活用 ・ホームページあり	・広報紙活用	・面市ほぼ同じ内容	・現行のままで継続し、統合後検討していく ・情報提供すべき内容を中心に新たな情報提供としてホームページの検討	・供用開始に向け、ホームページの開設を検討	・水質検査計画の広報が17年度より義務づけられている	・水質検査計画の広報が17年度より義務づけられている
6	⑥	議会の庶務に関すること	・定例会、臨時会における対応	・議会対応	・議会対応	・面市を再確認	・3月会議、7月会議、11月会議の実施(当初予算書)(決算報告)(補正予算書)(他条例改正案等) ・統合時に再編する、監査委員条例により一元化を図る	・例規集作成(議会条例、規程等)		
7	⑦	監査の庶務に関すること	・定例、例月監査における対応	・定例、例月監査対応	・定例、例月監査対応	・面市を再確認	・統合時に再編する、監査委員条例により一元化を図る	・例規集作成(議会条例、規程等)		
8	⑧	予算、決算及び業務の状況報告に関すること	・予算、決算に関する水道運営委員会に図っている	・予算、決算書を作成し水道運営委員会に図っている	・予算、決算書の作成	・財務会計システムの統一	・統合時に財務会計システムの一元化を図る(大月市仕様)	・財務会計システム		
9	⑨	財政計画に関すること	・将来の財政予測(料金値上げ、起債、借入金)			・面市の資産、資本、負債の把握	・財務状況を見ながら将来計画策定	・財政状況の整理	・統合直前の決算事務で引き継ぐので、資産総括表に資産別に記載し準備 ・統合する簡易水道等も含む	・統合直前の決算事務で引き継ぐので、資産総括表に資産別に記載し準備 ・統合する簡易水道等も含む
10	⑩	資産の取得、処分及び固定資産の評価、減価償却に関すること	・資産台帳システムの構築	・資産台帳システムによる管理	・台帳にて管理	・システムの統一	・資産台帳システムにより管理(大月市仕様)	・資産台帳システムをバージョンアップし、両市を追加準備	・企業団の資産台帳システムに追加できるようデーターを整える	・企業団の資産台帳システムに追加できるようデーターを整える
11	⑪	庁舎の維持管理に関すること	・管理本館・大月市水道事務所・上野原市水道課	・水道事務所(御太刀2-14-24)	・水道課(上野原3405)	・老朽化事務所の管理方法	・統合時に企業団で一括管理 ・備品の確認及び収納場所の確保	・統合に向け両市職員の見直し(改修工事)	・統合後既存の事務所は解体	・改修が必要か調査、検討
12	⑫	物品の購入及び出納に関すること	・物品購入等	・材料等の契約は施設担当	・メーカー、ボックスの購入	・メーカー、ボックス等の用品契約が必要か ・貯蔵品を確保するの	・統合時に再編する、財務規則により一元化を図る ・17年11月には発注する	・購入業者及び金額の決定(メーカー、ボックス等)		
13	⑬	諸契約に関すること	・工事等の入れ及びリース等 ・リース(別添一覧表のとおり)	・リース	・リース	・契約関係の把握	・統合後企業団にて変更契約	・パソコン等の機器のリース状況を整理し、企業団に引き継ぐ	・パソコン等の機器のリース状況を整理し、企業団に引き継ぐ	・パソコン等の機器のリース状況を整理し、企業団に引き継ぐ

No.	事務分番号	分掌事務	内容	現 況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事 (赤字) 統合までに必ずする事	
				大月市	上野原市			大月市	上野原市
14	⑭	公用車の維持管理に関する事	・公用車の管理 ・2tトラック(給水車)1台 ・軽貨物車 3台 ・軽タンク 1台 ・軽乗用車 1台 ・普通乗用車 1台 ・特そう車 1台	・車両 8台 (内訳) ・2tトラック(給水車)1台 ・軽貨物車 3台 ・軽タンク 1台 ・軽乗用車 1台 ・普通乗用車 1台 ・特そう車 1台	・車両 4台 (内訳) ・1.5tトラック 1台 ・軽タンク 1台 (R) ・軽乗用車 2台 (R) ・オートバイ 1台	・統合時に企業団で一括管理 ・名義、保険の変更手続きについて両市に協議 ・防災無線機の取扱について両市に協議	・車両 4台 (内訳) ・軽乗用車 2台 (1台リース) ・軽貨物車 1台 ・小型乗用車 1台		
15	⑮	財政に属する事務に関する事	・現金及び有価証券(手形、小切手)の保管・資金の運用 ・会計処理			・特別会計、企業会計の異なる会計がある。 ・異なるシステムを利用	・企業会計に移行し、運転資金として事業継続に使用 ・大月市仕様の会計システムで統一	・現金(通帳等)、有価証券(手形、小切手)の引継準備 ・企業債の名義の書き換え	・現金(通帳等)、有価証券(手形、小切手)の引継準備 ・企業債の名義の書き換え
16	⑯	その他及び他の担当所管に属さない事務に関する事	・水道料金審議委員会 ・職員の安全衛生管理(健康診断等)	大月市水道運営委員会 ・人数 人 ・報酬 円	上野原市上水道委員会 ・人数 15人 ・報酬 3,500円/1回 上水区域内議員 4名 上水区域外区長 9名 学識経験者 1名 上野原土地改良区 1名	・委員の選任方法	・水道料金審議委員会規程を設ける ・統合時に一元化を図る	・例規集作成(審議会規程等)	

2) 営業担当

No.	事務分番号	分掌事務	内容	現 況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事 (赤字) 統合までに必ずする事	
				大月市	上野原市			大月市	上野原市
17	⑰	上水道使用料、その他収入金の徴収及び調整に関する事	・水道使用料 ・加入金	・水道使用料(資料1) ・加入金(資料2)	・水道使用料(資料1) ・加入金(資料3)	・水道使用料の一元化 ・下水道料金との調整	・水道使用料、加入金の一元化を図る	・例規集作成(給水条 例規程等)	
18	⑱	上水道使用料の現地精算に関する事	・中止精算	・後日納付書発行とし、現地精算は行っていない	・現地精算	・土日祭日対等 ・現金取扱員	・統合時に再編する、会計規程により一元化を図る ・現地精算は行わない(委託員のみ)	・現地精算をするか協議	
19	⑲	水道使用に関する諸届の受付及び処理に関する事	・所有者変更、一時給水等	・事務所に来所し、手続きを実施		・手続き方法	・給水条例により統合時に一元化を図る	・例規集作成(給水条 例規程等)	
20	⑳	メーターの検針及び取締並びに検針員に関する事	・検針の委託 ・毎月検針(ハンディターミナル使用)	委託済み	委託済み	・検針委託業務内容の統一 ・メータ規格(刻印・色・再生利用等)の見直し及び統一 ・指定工事店に交換業務委託	・統合時に一元化を図る ・検針委託用のマニュアル作成	・民間委託(委託契約の締結) ・検針票は、例規集作成(給水条例規程等)	
21	㉑	メーターの維持管理に関する事	・計量法に基づき交換			・統合後一元化 ・17年11月に発注	・給水条例により統合時に一元化を図る		
22	㉒	給水の開閉栓に関する事	・開始、中止届、使用者変更	・事務所に来所し、手続きを実施 ・開始、中止手数料(500円)	・開始、中止手数料なし	・受付窓口をどこで行うか(電話対応可能か) ・中止、開始手数料は無料	・企業団事務所・上野原事務所共に受付窓口とする ・電話対応可能とする ・中止、開始手数料は無料	・例規集作成(給水条 例規程等)	
23	㉓	水道料金納入に関する事	・水道料金納入方法 ・消し込み・取締処理・収入日報・月報・年報作成			・水道使用納付書の統一 ・指定銀行の一本化 ・料金納付場所の統一 ・郵便局、コンビニ等	・給水条例により統合時に一元化を図る	・例規集作成(給水条 例規程等) ・隔金融機関との協議 ・コンビニ対応	

No.	事務分番号	分掌事務	内容	現況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事（赤字）統合までに必ずする事	
				大月市	上野原市			大月市	上野原市
24	⑧	その他料金に関する こと	・各種手数料等（分岐、検査等） ・減免水量の算出基準	ア 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1,000円 イ 工事指定店の登録料 20,000円 ウ 管理者の設計審査 500円 エ 工事検査 500円 オ 私設消火栓を使った演習立会 500円 カ 水道法に適合する構造の確認 2,000円 キ 新設工事の分岐立会 5,000円 ク 閉栓、開栓 500円	ア 管理者が給水装置工事の設計をするとき 30,000円 イ 工事指定店の登録料 10,000円 ウ 管理者の設計審査 2,000円 エ 工事検査 3,000円 オ 私設消火栓を使った演習立会 3,000円 カ 水道法に適合する構造の確認 50,000円	・手数料区分及び料金の統一 ・取り扱い等の基準を確立 ・私設消火栓を使った演習立会 ・水道法に適合する構造の確認	金額表示は消費税抜きなのでこれに100分の105を乗する ア 管理者が給水装置工事の設計をするとき 30,000円 イ 工事指定店の登録料 20,000円 18年4月1日以前から大月または上野原に登録してある場合申請のみで登録料は無料、それ以外は登録料20,000円（登録店の表示は費用をかけずに紙とする） ウ 管理者の設計審査 500円 エ 工事検査 500円 オ 私設消火栓を使った演習立会 3,000円 カ 水道法に適合する構造の確認 50,000円 キ 新設工事の分岐立会 5,000円	東部地域広域水道企業団	統合までに必ずする事
25	⑨	上水道料金の未収金の徴収に関する こと	・未収金の徴収・滞納整理 ・委託で対応するか（現金取扱員）			・滞納者に対する対処の方法 ・実施する ・1年以上の滞納者を訪問し支払に向けて警告書を取る。警告書も取れずまたを会えない人に対して思慮を思われる者に対し給水停止予告を行い後に停止とする	・未納者等への電話による催告、訪問徴収等 ・納入相談の内容によっては納入計画書（誓約書）の提出を求め分割納入を行う	・滞納整理の民間委託検討	・滞納整理の実施
26	⑩	給水の停止処分に 関すること	・納付書・未納のお知らせ・督促状・給水停止予告、執行	・実施していない	・実施している		・給水条例により統合時に一元化を図る	・滞納整理と合わせ民間委託するか検討	
27	⑪	不納欠損の処分に 関すること	・地方自治法第236条第1項により不納欠損処理を行う			・水道料金は簡法に該当するので2年間のみ請求できる。条例で課せば2年以前は債権放棄となるので条例には出さずに、2年経ったら薄外整理をし債権はそのまま3年間残す。支払に応じたら薄外部分から埋めていく。	・規則等を整備し統合には同じ基準で実施する	・例規集作成（会計規程）	

3) 施設担当

No.	事務分番号	分掌事務	内容	現況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事（赤字）統合までに必ずする事	
				大月市	上野原市			大月市	上野原市
28	①	水道施設の占有に 関すること	・道路河川等占用申請 ・管網図(大月市全図、公図)	・道路、河川等関係機関に指定様式で申請	・道路、河川等関係機関に指定様式で申請	・占有台帳不備による更新作業の未実施 ・国道の拡張等により、新たな占有物件の申請 ・総合的な管理システムの構築(更新が必要)	・更新に備えて現況の占有台帳の整備 ・関係機関の規定に基づき企業団で申請する	・統合までに占有台帳を整備する（申請一覧表、占有申請書）	・統合までに占有台帳を整備する（申請一覧表、占有申請書）
29	②	地図情報システムの 整備に関する こと	・管網図(大月市全図、公図)	・未開発	・未開発	・管網図の統一	・地図情報システムの構築の検討		
30	③	配水施設・給水台帳 の管理保管に 関すること					・現行のまま継続し、統合後調整する		
31	3-1	導水・送水・配水管 路図	・導水・配水管路台帳の整備	・1/1,000の図面	・導水管、送水管 1/5,000の図面 ・配水管1/500及び 1/2,500の図面	・管網図が未整備（不明箇所がある）	・現状を把握し、当面現況管路図を利用	・現状のとおり整備を進める	・現状の管路図出たるだけ整備しておく

No.	事務分番号	分掌事務	内容	現 況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事 (赤字) 統合までに必ずする事		
				大月市	上野原市			東部地域広域水道企業団	大月市	上野原市
32	3-2	給水台帳に関すること	・給水管路台帳の整備	・給水装置工事申込に伴う竣工検査申請書の受付、審査、処理(整理保管)等を行っている。 この申請書の提出は申込書と同一事業者が行っている	・竣工検査は行っていない	・給水台帳の作成 ・事務のマニュアル化 ・様式の統一	・統合後は申請日付で保管をし、申請日の検索は上野原方式による ・統合以前のものはそれぞれの保管方法及び検索方法とする ・新設工事の分岐立合いを行う		・現況の給水台帳を整理	・現況の給水台帳を整理
33	④	所管用地の取得に関すること	・用地取得(取得できない用地は賃貸借契約)	・整備計画に基づき購入している ・借地は、別表一覧表のとおり	・整備計画に基づき購入している	・借地の借り換えを企業団名義で行う	・整備計画に基づき購入し、借地については借り換えを行う	・現状のとおり整備を進め、面市の契約書を追加する	・土地賃貸借一覧表を整理する ・土地賃貸借契約書を企業団で一括保管するので整理しておく	・土地賃貸借一覧表を整理する ・土地賃貸借契約書を企業団で一括保管するので整理しておく
34	⑤	断水の広報に関すること	・広報車、防災無線で対応	・広報車、防災無線で対応 ・緊急時以外は、チラシの配布	・広報車、防災無線で対応 ・緊急時以外は、チラシや回覧板で対応	・管轄図が不備な地区は断水エリアが把握できない ・指定工事店以外の業者が工事を行っている ・指定工事店が名義貸しをしていることもある	・現行のまま存続し、統合後調整する	・断水対応マニュアル作成		
35	⑥	給水条例違反の取締に関すること	・パトロールの実施	・年0回パトロールを実施	・日を決めてパトロールは実施していない ・外回りの際には、違反はないかどうか心にかけている	・定期的なパトロールの実施		・パトロールのマニュアル作成		
36	⑦	給水装置に関すること						・給水装置工事設計 ・施工指針を作成する	・給水装置工事設計 ・施工指針作成に協力	・給水装置工事設計 ・施工指針作成に協力
37	7-1	給水装置工事業者の指導及び調査に関すること		・申請、立ち会い等の際の実施	・申請、立ち会い等の際の実施	・指導要綱の策定	・指導要綱に基づき指導			
38	7-2	給水装置工事の受付及び審査に関すること	・新設、改造、廃止	・給水工事申請書の受理、審査し許可 ・給水台帳の整備	・給水工事申請書の受理、審査し許可 ・給水台帳の整備	・事務のマニュアル化 ・様式の統一 ・改造による提出がない場合が多い	・給水条例により審査、分岐立合い、検査を行う(大月方式)			
39	7-3	給水装置工事に係る道路占用許可申請書等に関すること		・個人給水管の占用申請は水道事務所名で申請 ・提出された申請書を各戸ごとにファイルし、戸別に整理番号を付したうえで地区別、番号順に整理	・国道、県道等は水道課で申請 ・市道等は個人で申請 ・提出された申請書を各戸ごとにファイルし、戸別に整理番号を付したうえで地区別、番号順に整理	・個人給水管の占用許可申請者 ・保管方法、保管場所	・水道の利用者が給水装置工事等により道路・河川等の占用が必要となった場合、企業団で申請する(大月方式)			
40	7-4	給水装置工事台帳及び竣工図の保管に関すること					・過去の資料等はそのままの方法で保管し、統合後は上野原方式の申請日付による保管とし検査はパソコンによる			
41	7-5	給水装置工事の監督及び検査に関すること		・中間、竣工検査の実施	・中間、竣工検査の実施	・検査を受けないで、入居している事がある ・工事期間中は業者が水道料の請求をしない ・その他は実施していない	・全ての申請について分岐立合いと竣工検査を行う			
42	7-6	給水装置の構造及び材質の基準に関すること		・給水装置工事設計施工指針(1994年版)	・仕様書のとおり	・仕様書作成(指針)	・給水装置工事設計施工指針により一元化を図る(企業団で作ったものを使う)			
43	7-7	給水装置の穿孔及び立合い等に関すること		・給水管分岐立ち合いの実施	・開発行為による分岐立会の実施 ・その他石綿管(ADP)など危険性の多い所は、立会の実施	・現状のまま存続し、統合後は全て立合いをする				
44	7-8	給水装置工事業者の指定に関すること		・給水装置工事事業者認定(新規・変更等)	・給水装置工事事業者認定(新規・変更等) ・63者認定済み	・面市町を再確認	・指定給水装置工事業者に關する規程により一元化を図る。大月・上野原のみに登録してある業者については申請のみで登録料は無料。まいったくの新規登録は登録料20,000円とする。			

No.	事務分番号	分掌事務	内容	現 況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事 (赤字) 統合までに必ずする事		
				大月市	上野原市			東部地域広域水道企業団	大月市	上野原市
45	⑧	修繕工事の実施に関すること	・指定工事店で実施	・指定工事店で実施(協力指定工事店5店) ・敷地内漏水は、組合が自主的に当番を決めて実施	・道路敷内の漏水は、状況に応じて指定工事店に依頼(協力指定工事店5店) ・敷地内漏水は、組合が自主的に当番を決めて実施	・指定工事店組合との協議	・緊急工事実施承諾指定工事店との委託契約を結ぶ(当番制)	・指定工事店と協議し委託契約の締結(修繕、漏水、突発的事故等の対応) ・緊急工事実施業者の募集を行い組織を作る。連絡事務員等は浄化施設管理者を統括する。		
46	⑨	給水装置の漏水調査及び指導に関すること	・検診結果に基づき実施	・検針により発見された漏水は、指定工事店で修理するよう指導	・検針により発見された漏水は、指定工事店で修理するよう指導		・指定工事店で修理			
47	⑩	送配水管の管理に関すること	・漏水、突発的な事故対策			・指定工事店との委託契約 ・祝祭日等含め当番制の確保	・緊急工事実施承諾指定工事店との委託契約を結ぶ(当番制)	・指定工事店と協議し委託契約の締結(修繕、漏水、突発的事故等の対応) ・緊急工事実施業者の募集を行い組織を作る。連絡事務員等は浄化施設管理者を統括する。		
48	10-1	送配水管の管理に関すること		・漏水が見つかり次第、指定工事店の当番業者が修理 【漏水当番】待機料を組合に支払う 【漏水修理】修理業者に修繕費を支払う	・漏水が見つかり次第、指定工事店で修理 【漏水当番】決めている。待機料なし。 【漏水修理】その都度状況に応じて依頼し支払う	・漏水当番業者の扱い及び調整(助成金50万円) ・仕療書の統一(水道工事標準仕療書)	・緊急工事実施承諾指定工事店との委託契約を結ぶ(当番制)	・指定工事店と協議し委託契約の締結(修繕、漏水、突発的事故等の対応) ・緊急工事実施業者の募集を行い組織を作る。連絡事務員等は浄化施設管理者を統括する。		
49	10-2	突発的事故に対応する当番業者措置		・漏水・配水・給水管の事故については、指定工事店に依頼(組合に業務委託はしていない) ・浄水・取水場施設事故については、随時設置業者及びメーカーに依頼	・漏水・配水・給水管の事故については、指定工事店に依頼(組合に業務委託はしていない) ・浄水・取水場施設事故については、随時設置業者及びメーカーに依頼	・全施設の維持管理計画(定期・保守計画)作成 ・組合及びメーカーの扱い	・緊急工事実施承諾指定工事店との委託契約を結ぶ(当番制)	・指定工事店と協議し委託契約の締結(修繕、漏水、突発的事故等の対応) ・緊急工事実施業者の募集を行い組織を作る。連絡事務員等は浄化施設管理者を統括する。		
50	⑪	貯蔵品の出納に関すること	・貯蔵品管理	・出庫表で日々管理し、毎月パソコン及び帳簿管理 ・実施した額は、9月末日及び3月末日で管理	・量水器、量水器ボックス購入し、出庫の都度出入庫に記入し、在庫を確認 ・その他の貯蔵品は、漏水修理の都度材料込みで依頼 ・通商材料店で置いていない本管継手のみ貯蔵	・窓材販売を今後どうするか ・漏水対応材料等をどこまで(何組)貯蔵するか ・貯蔵品保管期間及び廃棄期間 ・消火栓材料も同じ ・たな卸の統一 ・保管倉庫位置 ・システム導入、統一	・石綿管等特殊な資材の確保及び保管 ・一般的な修理資機材について材料店との協力体制の確保 ・管理面は合併時に統合	・貯蔵品システムは構築しない方向で調整する		
51	⑫	臨時給水に関すること	・祭り、イベント等への臨時的給水	・理地事務所、新設等で工事期間中は、臨時給水を受ける場合もある ・許可期限は6ヶ月以内(1回の更新あり)	・住宅建設のための現場事務所、新設等で給水を受ける場合、加入して使用する ・臨時給水は、行っていない	・料金、申し込み方法	・大月の制度に統一をする。ただし、分岐立会い及び取り外し立会いをする。各5,000円手数料を取る ・給水装置工事設計施工指針に手続き方法及び基準等について企業団で決定した指針による	・臨時給水に関する大月市の料金を調査し金額の決定をする		

No.	事務分番号	分掌事務	内容	現 況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事 (赤字) 統合までに必ずする事	
				大月市	上野原市				
52	⑬	電気工作物の維持管理に関する事	・定期点検の実施	・ポンプ室の点検(19箇所) (葛野・大島・下和田・鶴 浄水場内、八ツ沢・鶴 島・仲山・コモア四方 津・野田所) ・企業団より借用ポンプ 場2箇所 ・鶴島浄水場 平成17年 度完成予定	・ポンプ室の振津箇所(7 箇所) (上野原浄水場内、新田 浄水場内、八ツ沢・鶴 島・仲山・コモア四方 津・野田所) ・企業団より借用ポンプ 場2箇所 ・鶴島浄水場 平成17年 度完成予定	・自家発電設備、各ボ ンプ室の保守管理	・各施設年2回程度の委託契約で、維持 管理 ・各施設に関する点検マニュアルをつく り、そのマニュアルに基づいた委託を行 う	・各施設ごとのマ ニュアルをつくる	上野原市
53	⑭	所管事務に係る諸統 計に関する事	・決算統計、業務統 計、水道統計等	・水道統計調査等	・水道統計調査等		・統合時にデータベースの一元化を図る		
54	⑮	水源及び浄水場施設 の維持管理に関する こと	・百蔵浄水場・田野 食浄水場・上野原浄 水場の維持管理方法	・職員による水源点検 (12箇所) 【田野食浄水場の管理 民間委託対応、6名体制 委託料 26,000千円 等】	・鶴川水源取水口点検(4 月～9月改良区、10月～3 月水道課で民間委託) ・土日祭日は、シルバ に当番委託(1日4回見 り重施) ・平日は、職員が点検 (寒冷地用を使用) ・次亜塩素酸ナトリウム (12%でVCLL2.5%以下の 製品 ・苛性ソーダ(25%使用) ・年間合計200万円程度	・百蔵浄水場・田野食 浄水場・上野原浄水場 の維持管理方法 ・浄水場の無人化が可 能か	・百蔵浄水場民間印 名の検討 ・田野食浄水場民間 委託 ・上野原浄水場無人 化検討	・田野食浄水場民間 委託(継続) ・定期的に部品の交 換オーバーホールが 必要	
55	⑯	浄水用薬品の使用及 び管理に関する事	・次亜塩素酸ナトリ ウム、ポリ塩化アル ミニウム(PAC)の管理	・ポリ塩化アルミニウム (年間150万円程度) ・次亜塩素酸ナトリウ ム(年間110万円程度)	・ポリ塩化アルミニウム (寒冷地用を使用) ・次亜塩素酸ナトリウム (12%でVCLL2.5%以下の 製品 ・苛性ソーダ(25%使用) ・年間合計200万円程度		・浄水場管理委託業者に薬品使用も委託 する ・各配水池での薬品使用も併せて委託す る	・委託マニユアルの 作成	
56	⑰	水質の試験及び検査 に関する事	・水質検査は、水道 法に基づく水質基準 項目	水質検査 委託先 南山 県環境科学検査セン ター 17年度は南マイキョー ・浄水全項目検査(50項 目 12箇所)年1回 ・浄水毎月検査(9項目 12箇所)年8回 ・浄水検査(24項目+pH 箇所)年3回 ・浄水検査(24項目+pH+ 硝 2箇所)年3回 ・浄水検査(24項目+pH+ 硝酸等 4箇所)年3回 ・浄水検査(24項目+pH+ 硝酸等 4箇所)年3回 ・浄水検査(24項目+pH+ 硝酸等 4箇所)年3回 ・浄水全項目検査(40項 目 12箇所)年1回 ・カドミウム等の指標	水質検査 委託先 南山 県環境科学検査セン ター 17年度は南マイキョー ・浄水全項目検査(50項 目 12箇所)年1回 ・浄水毎月検査(9項目 12箇所)年8回 ・浄水検査(24項目+pH 箇所)年3回 ・浄水検査(24項目+pH+ 硝 2箇所)年3回 ・浄水検査(24項目+pH+ 硝酸等 4箇所)年3回 ・浄水検査(24項目+pH+ 硝酸等 4箇所)年3回 ・浄水全項目検査(40項 目 12箇所)年1回 ・カドミウム等の指標	・浄水毎月検査(9項目 3箇所)年8回 ・浄水検査(24項目 1箇 所)年3回 ・浄水検査(24項目+硝酸 等 2箇所)年3回 ・浄水検査(24項目+硝 酸等 2箇所)年3回 ・浄水全項目検査(40項 目 3箇所)年1回 ・水質管理項目 1箇所 年1回 ・水質管理項目(24項目 他 1箇所)年1回 検査料金 3,025,050円	・水質検査は、水道法に 基づく水質基準 項目で委託実施	・委託マニユアルの 作成	
57	⑱	水源、浄水及び配給 水等の水質監視に関 すること	・電機業注権に監視 システムを置き、各 施設の監視(配水池水 位確認)が行う	・寺向、下和田に整備 (配水池の水位と流量、 ポンプ稼働状況)	・上野原浄水場ですべて の配水池の水位、流量、 ポンプ稼働状況、故障等 すべて監視できる(鶴川 水源状況以外)	・電機業注権に監視シ ステムを置き、各 施設の監視(配水池水 位確認)が行えるよう 準備	・電機業注権に監視シ ステムを置き、各 施設の監視(配水池水 位確認)が行えるよう 準備	・電機業注権に監視シ ステムを置き、各 施設の監視(配水池水 位確認)が行えるよう 準備	
58	⑲	水質試験用機器類の 管理に関する事	・水質試験用機器の 維持管理				・簡易な検査機器は購入する ・水質試験用機器の購入は、17年度予算 で対応	・水質試験用機器の 購入は、17年度予算 で対応	

4) 建設担当

No.	建設担当	分掌事務	内容	現 況		課題	調整方法	統合に向けて今後すべき事（赤字）統合までに必ずする事	
				大月市	上野原市			大月市	上野原市
59	①	水道施設の整備計画策定及び事業認可申請に関すること	・老朽管、石綿管布設費、変更認可申請	・事業の変更が生じた時、変更認可申請を実施すべき実施 ・国庫補助金交付要綱に基づき実施	・事業の変更が生じた時、変更認可申請を実施すべき実施 ・国庫補助金交付要綱に基づき実施 ・平成15、16、17年度鶴島浄水場建設	・水道事業については、全体の施設整備計画の作成（老朽管の布設）	【変更認可】給水区域、人口、給水量、水源の種類、取水地点、浄水方法を変更しようとするとき必要	・認可申請書、水道台帳、水利権の整備をしておく ・変更認可申請を提出	・認可申請書、水道台帳、水利権の整備をしておく
60	②	補助事業に関すること					・特定広域化整備事業を推進（平成21年度まで）	・現状のとおり推進する	
61	③	拡張、改良事業の施行に関すること	・附属施設の維持管理、整備計画及び工事に関すること	・整備計画に基づき実施	・整備計画に基づき実施	・各施設の減価償却年度等確認し、老朽化及び施設の状況確認	・開発行為指導要綱等を取り決めて運用していく	・整備計画策定	
62	④	開発行為に関すること	指導	・開発行為に対する指導	・開発行為指導要綱による	・開発行為指導要綱の統一を図る		・開発行為指導要綱等を取り決めて運用していく	
63	⑤	消火栓に関すること	・消防栓からの依頼により申請、修繕を行う ・新設及び移設 ・消防署と協議し、配水管敷設工事に伴い設置する ・設置費は、一般会計負担金として請求する 【点検】 ・消防署に置いて、点検する 【修理】 ・消防署からの依頼により、水道事務所で修理する	【新設】 ・消防署と協議し、新設250万円まで一般会計負担とし請求する(5基分) 【移設及び修理】 ・配水管の布設替え等により既設消火栓を取り替えるとき及び移設や修理する時は、2,415千円で一般会計負担とし、それ以上は水道課負担とする 【点検】 ・消防署に置いて、点検する	・一般会計繰出金にて対応 ・管理する係り費用負担の統一を図る	・企業団で新設、修理し出資金で請求 ・防災、防火水槽への給水費用も出資金で請求	・防災、防火水槽への給水費用も出資金で請求でよいか確認		
64	⑥	補償工事にすること	・下水道工事等の移設工事 ・県発注の河川工事に伴う移設補償	・下水道工事に伴う移設工事等は、補償協定内容による ・道路工事等に伴う移設工事は、水道課負担とする	・事務費の確保が出来ない ・老朽管が対象となる経過年数による補償のみである ・立会時期が年度当初、年度末に集中している ・他事業と協力し、無駄な投資は避ける	・事務費も併せて請求する			
65	⑦	他事業者工事に伴う改良工事に係る協議及び立会いに関すること	・立ち会いの実施	・事前協議を受け、立ち会いを実施	・事前協議を受け、立ち会いを実施				
66	⑧	漏水防止対策の計画及び実施に関すること	・耐震性整備計画		・老朽管と経年管の布設替え及び給水管をダブル管に取り替える漏水を防ぐ	・整備計画に基づいた整備計画	・整備計画に基づき実施		
67	⑨	その他施設の建設に関すること	・整備計画に基づき実施	・整備計画に基づき実施	・整備計画に基づき実施	・整備計画に基づいた整備計画	・整備計画に基づき実施		

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 活用できる補助メニューなどの存在
- 事業体の管理者や職員の理解

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューあり。

特定広域化施設整備事業

※確認

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
水需給の不均衡解消	多数存在した、小規模施設を廃止し、設備の整った施設に集約したために管理が容易になり供給が安定した。	
施設整備水準の向上	管理する箇所が減ったため、施設整備が行い安くなり設備が整い水準が向上した。	
施設の統廃合・効率的な更新	効率を重視し、施設の統廃合を積極的に進めた。	
人材確保・技術力の確保	業務内容を精査し、民間への業務委託を拡大した。	
水源の確保・多元化	浅井戸利用の水源を廃止し、ダム放流による表流水を取水する水源に変更することにより、安定した水源の確保ができています。	
料金格差の是正	統合に伴い構成市の料金を統一した。	
未給水地域の解消	浄水能力が増えたことにより、給水区域内の未給水区域を取り込むことができた。	

(2) 広域水道事業の課題と対策

老朽管の更新事業については、統合した水道管に老朽管が多く、財政面で資金確保ができずに更新事業が遅れている。

淡路広域水道企業団

1. 事業の概要

安定給水を継続し、将来の水需要に対応するため、淡路広域水道企業団（用水供給事業）を軸に受水市を全区域とした末端給水事業の一元化を行った。

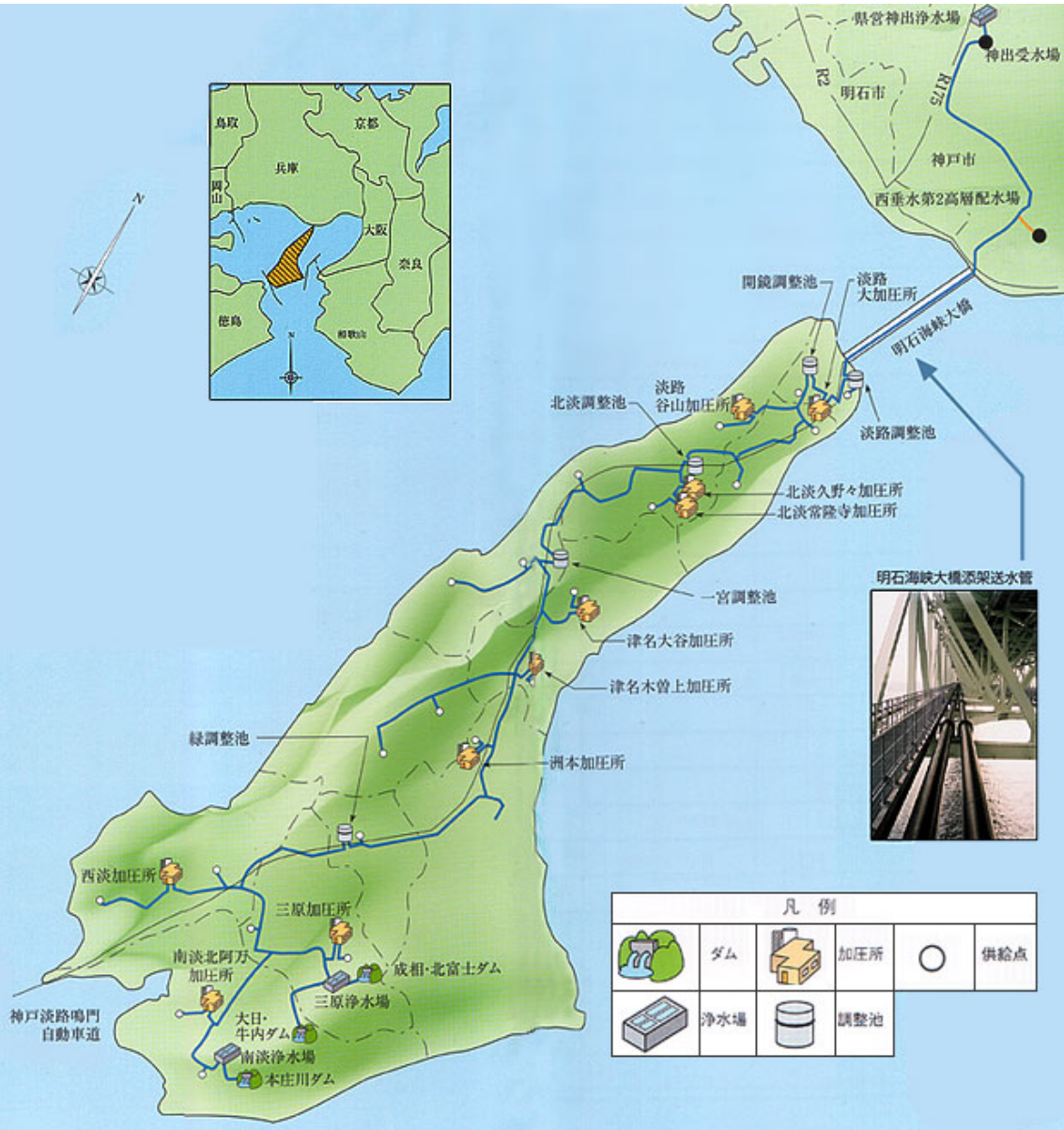
事業の概要は、次のとおりである。

事業体名	淡路広域水道事業		
都道府県	兵庫県		
事業統合の形態	垂直統合		
事業統合年度	平成22年4月1日		
構成団体	淡路市水道事業 洲本市水道事業 南あわじ市事業 淡路広域用水供給事業		
直近の認可			
目標年度	平成32年度		
計画給水人口	150,800 人		
計画一日最大給水量	96,800 m ³ /日		
平成24年度実績			
給水人口	133,258 人		
一日最大給水量	60,014 m ³ /日		
組織部署数	2課4所		
職員数	事務職	28 人	
	技術職	45 人	
	技能職	人	
	計	73 人	

位置図

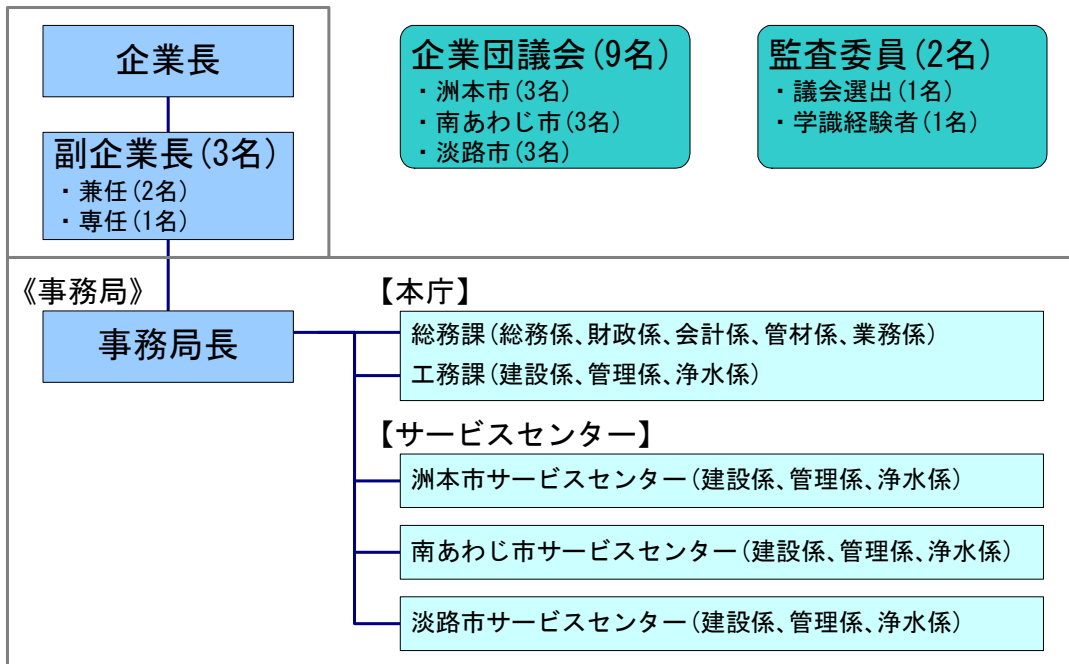


● 施設概要



(出典：淡路広域水道企業団 ホームページ 企業団概要－施設について－全体位置図)

● 組織体制



(出典：淡路広域水道企業団 ホームページ 企業団概要－事業について－組織図)

2. 事業の沿革

淡路地域では、かねてより、その気候、地形から水道水源を小河川の表流水や伏流水、小規模なダム、ため池、深井戸等に求めてきた。しかし、単独事業体規模での水源開発は限界に達しており、島内では慢性的で深刻な水不足に悩まされてきた。

そこで、昭和 54 年に淡路地域（当時 1 市 10 町）は、水不足に対処するために、淡路広域水道協議会を設立し、島内ダム開発と併せて島外からの導水について検討するとともに、企業団の設立について協議を進め、昭和 57 年に島内各市町へ水道用水を供給する一部事務組合として淡路広域水道企業団が誕生した。

その後、水道用水供給事業の創設認可を受け、昭和 59 年度から大日・牛内ダムの建設に着手する一方で、ダム建設の推進と並行して、明石海峡大橋の事業化決定に伴い島外の水源地を本土導水にも委ねることになった。そして平成 11 年 12 月、これらの施設が完成し、淡路全島一斉給水開始により慢性的な水不足が解消され、安全で安心な水を安定してお届けできるようになった。

事業体名	淡路市		洲本市	
創設認可 年月日	H17. 4. 1		H18. 2. 11	
沿革	年月日	内容	年月日	内容
	S33. 6 S34. 1 S34. 10 S40. 2 S44. 8 S33～H14	津名町水道事業創設 淡路町水道事業創設 北淡町水道事業創設 一宮町水道事業創設 東浦町水道事業創設 ※各町拡張事業 津名町第1次～第7次 淡路町第1次～第4次 北淡町第1次～第8次 一宮町第1次～第5次 東浦町第1次～第6次	S9. 4 S34～41 S42. 3 S43～H15	洲本市水道事業創設 洲本市第1次第2次拡張事業 五色町水道事業創設 洲本市拡張事業第3次～第8次 五色町拡張事業第1次～第6次
	H17. 4	津名町・淡路町・北淡町・一宮町・東浦町が合併 淡路市が発足	H18. 2	洲本市・五色町が合併新洲本市が発足
	H22. 4 淡路広域水道企業団統合			

事業体名	南あわじ市		淡路広域水道企業団	
創設認可 年月日	H17. 1. 11		S59. 2. 10	
沿革	年月日	内容	年月日	内容
	S13. 3 S29. 12 S41. 10 S43. 3 S32～H13	南淡町水道事業創設 西淡町水道事業創設 三原町水道創設事業 緑町水道事業創設 ※各町拡張事業 緑町第1次～第6次 西淡町第1次～第9次 三原町第1次～第3次 南淡町第1次～第7次	S57. 2 S58. 3 S59. 2 S60. 12 S62. 9 S63. 6 H1 H2. 3	企業団設立の認可 大日・牛内ダム基本協定締結 用水供給創設事業認可 明石大橋の事業化に伴い島外導水を本土導水に決定 本庄川ダム基本協定締結 成相・北富士ダム基本協定締結 淡路地域広域的水道整備計画第1次拡張事業認可
	H17. 1	緑町・西淡町・三原町・南淡町が合併南あわじ市が発足	H11. 12	全島一斉給水開始
	H22. 4 淡路広域水道企業団統合			

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

■ その他

(具体的理由)

兵庫県水道用水供給事業から用水を受けるため、企業団は、用水供給事業として事業認可を受けた。しかし、用水供給事業から用水供給事業への分水にあたるため、3市の水道事業と統合をし、企業団が水道事業になることを許可条件とされていた。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ 中核となった規模の大きい水道事業体

具体的には、淡路広域水道企業団である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H20. 11. 20	淡路島副市長会	統合スケジュール 「淡路地域水道事業統合 懇話会」の設置について 水道事業創設認可申請に ついて	
H20. 12. 3	淡路島市長会	統合スケジュール 創設認可申請について 「淡路地域水道事業統合 懇話会」の設置について	
H20. 12. 18	第1回懇話会	淡路地域における水道事 業の沿革と概要説明	
H21. 1. 14	淡路島副市長会	第2回淡路地域水道事業 統合懇話会について	
H21. 1. 20	第2回懇話会	水道事業統合に係る意見 交換	
H21. 2. 24	淡路島副市長会	淡路地域水道事業統合懇 話会提言書(案)につい て	
H21. 3. 3	第3回懇話会	水道事業統合に係る提言 のとりまとめ	
H21. 6. 22	淡路地域正副議長会	財政計画について 組織体制の検討について	
H21. 6. 24	淡路島市長会	水道事業統合の現状報告 について	
H21. 8. 5	淡路島市長会	水道事業統合について	
H21. 10. 30	淡路島副市長会	水道事業統合に係るスケ ジュールについて	
H21. 11. 20	淡路島副市長会	水道事業統合に係るスケ ジュールについて 統一料金、福祉料金につ いて	
H21. 12. 2	淡路島市長会	基本計画骨子(案)につ いて	
H21. 12. 25	淡路広域水道企業団議員 協議会	基本計画骨子(案)につ いて	
H21. 12. 25	議会臨時会	水道事業条例の制定 給水条例の制定	
H22. 1. 15	淡路島副市長会	統合時の組織体制	

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況は、段階別に次のとおりである。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	水道担当課長会	1市10町が統合するにあたり、全体の枠組みの検討	1市10町の水道事業の課長
2. 構想・検討段階	事務、技術調整会議	3市1企業団が統合するにあたり、事務の統一化を図るため。	
	水道担当部課長会	1元化連絡調整会議での決定事項の報告	
3. 調整段階	事務、技術調整会議	3市1企業団が統合するにあたり、事務の統一化を図るための下部組織。	3市水道事業の担当者
	一元化連絡調整会議	3市1企業団が統合するにあたり、事務の統一化を図るため。	3市水道事業の担当責任者
	水道担当部課長会	1元化連絡調整会議での決定事項の報告	3市水道事業の部長、課長

※段階の説明

1. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
2. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
3. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、次のとおりである。

課題	内容	解決策
統合形態・事業形態	調整方針としては、島内の水道事業統合時に上水事業に統合することになっていたが、事業統合時に間に合わない簡易水道事業があった。	市の簡易水道事業として残し、可能な限り早い時期に上水道への統合を目指すことになった。
事業体格差の扱い (財政水準)	・水道料金の格差 13mmの基本料金が最低700円、最高1,300円と1.86倍の格差、口径13mm20m ³ /月で最低4,000円、最高4,700円と1.18倍の格差があった。	・水道料金の格差 家庭用の13mm、20mmは、負担を軽減するため、低廉し、大口径になるほど負担を増やすことで最終的に統一した。
統合事務	合併の意思統一が遅かったため、条例等の制定の業務が過密だった。	統合後も事務調整を行った。

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 関係首長のリーダーシップ
- 国や都道府県の主導
- 事業体の管理者や職員の理解

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
水需給の不均衡解消	緊急連絡管を整備し、解消されつつある。	市境等を緊急連絡管で結ぶため、配水管等の口径が小さく、完全な解消までは、いかない。
施設の統廃合・効率的な更新	県水の受水地点が市ごとに決まっていたが、受水地点を増やすことが可能となり、小さな浄水場等の廃止が可能になった。	
料金格差の是正	料金が統一されたため、解消した。	

（２）広域水道事業の課題と対策

施設管理等、本庁を含め、４か所で管理しているため、災害時等の対応については、迅速に行える体制であるが、更新計画等、全体計画を立てることが難しく、意思統一が困難である。

宗像地区事務組合

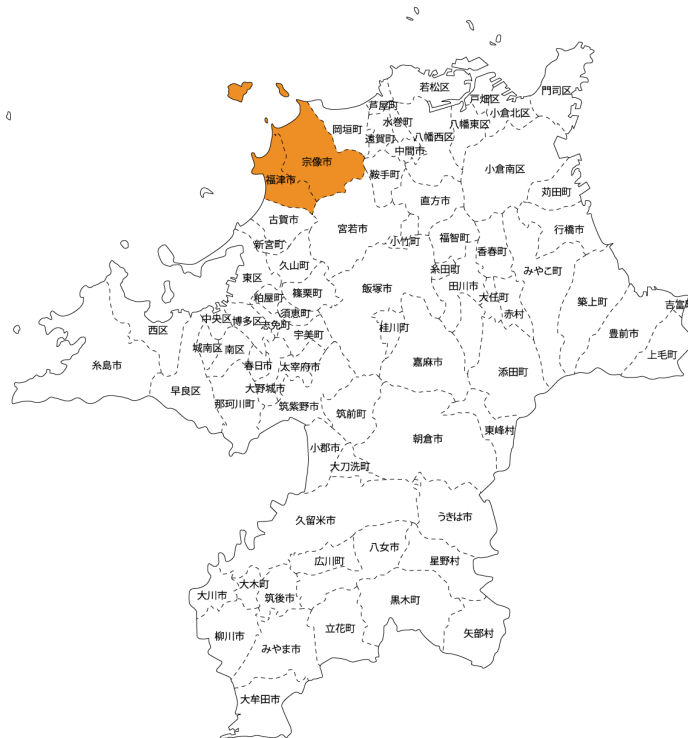
1. 事業の概要

経営の効率化を図るため、旧宗像地区事務組合（用水供給事業）を軸に構成団体である宗像市、福津市と統合し末端給水事業の一元化を行った。

事業の概要は、次のとおりである。

事業体名	上水道事業
都道府県	福岡県
事業統合の形態	垂直統合
事業統合年度	平成22年4月1日
構成団体	宗像地区事務組合（宗像地区水道企業団） 宗像市水道事業 福津市水道事業
直近の認可	
目標年度	平成32年度
計画給水人口	147,920 人
計画一日最大給水量	51,000 m ³ /日
平成24年度実績	
給水人口	130,888 人
一日最大給水量	39,045 m ³ /日
組織部署数	
職員数	20(内3人 一般会計職員) 人
事務職	
技術職	15 人
技能職	0 人
計	35 人

位置図



● 施設概要

宗像地区事務組合の水道施設は、5 箇所の取水地点、3 箇所のダム、2 箇所の浄水場、13 箇所の配水池で構成され、ダム等から取水した原水を浄水処理して配水する自己水源の系統と、配水池で受水する系統に大別される。

自己水源の系統は、吉田・多礼ダムから取水し多礼浄水場にて浄水処理を行う系統と、久末ダムから取水して東部浄水場で浄水処理を行う系統がある。

受水の系統は、福岡地区水道企業団からの送水を多礼浄水場で受け、同浄水場の浄水と混合、配水する系統と、北九州市から送水された浄水を配水池で受けて配水する系統がある。

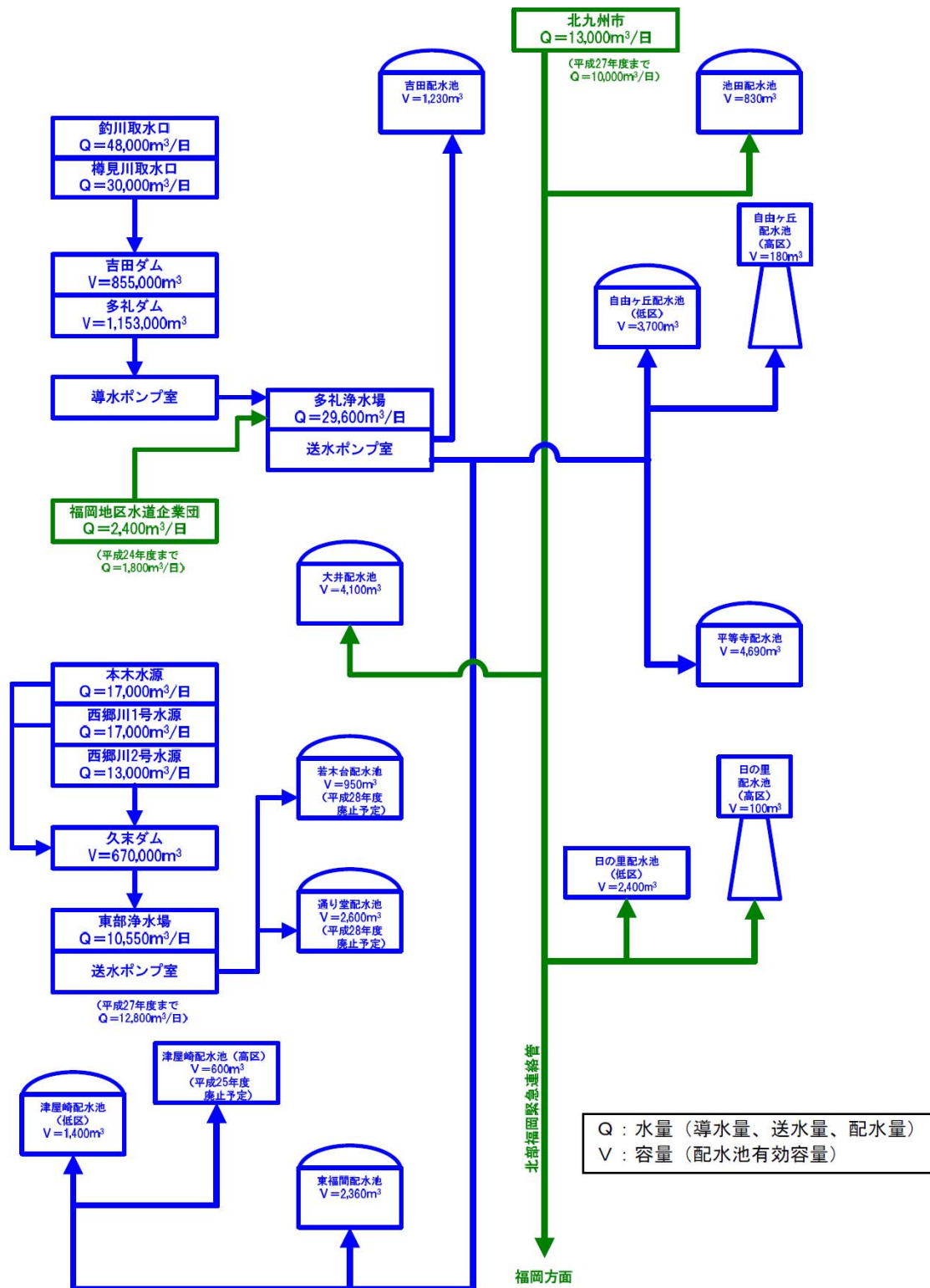


図 2-1 施設フロー図

宗像地区事務組合 水道施設 配置図



吉田ダム（奥）・多礼ダム（手前）



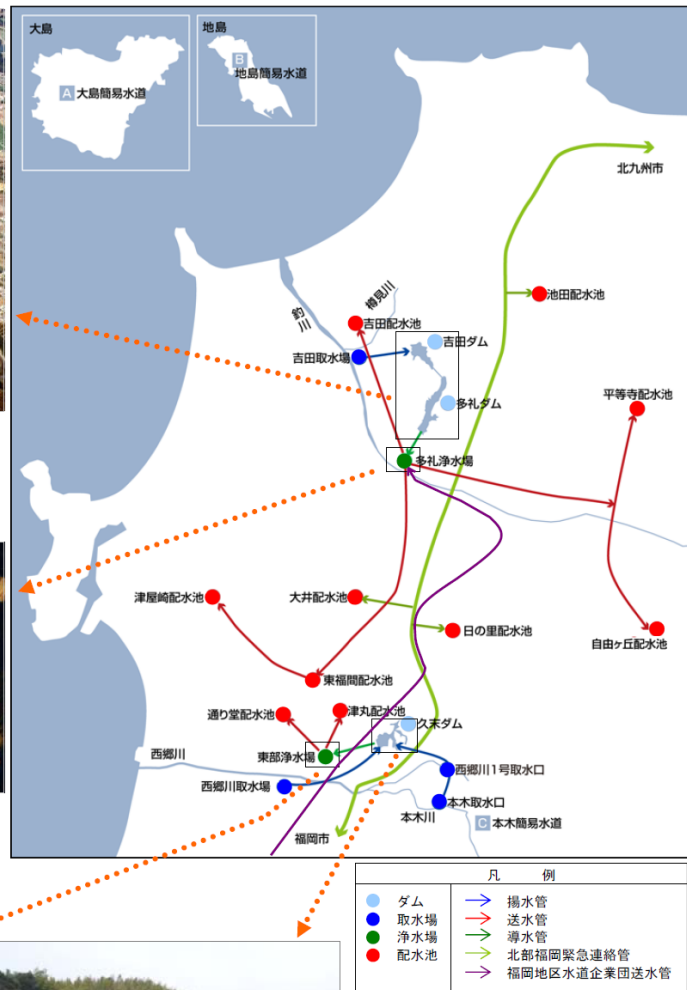
多礼浄水場



多礼浄水場

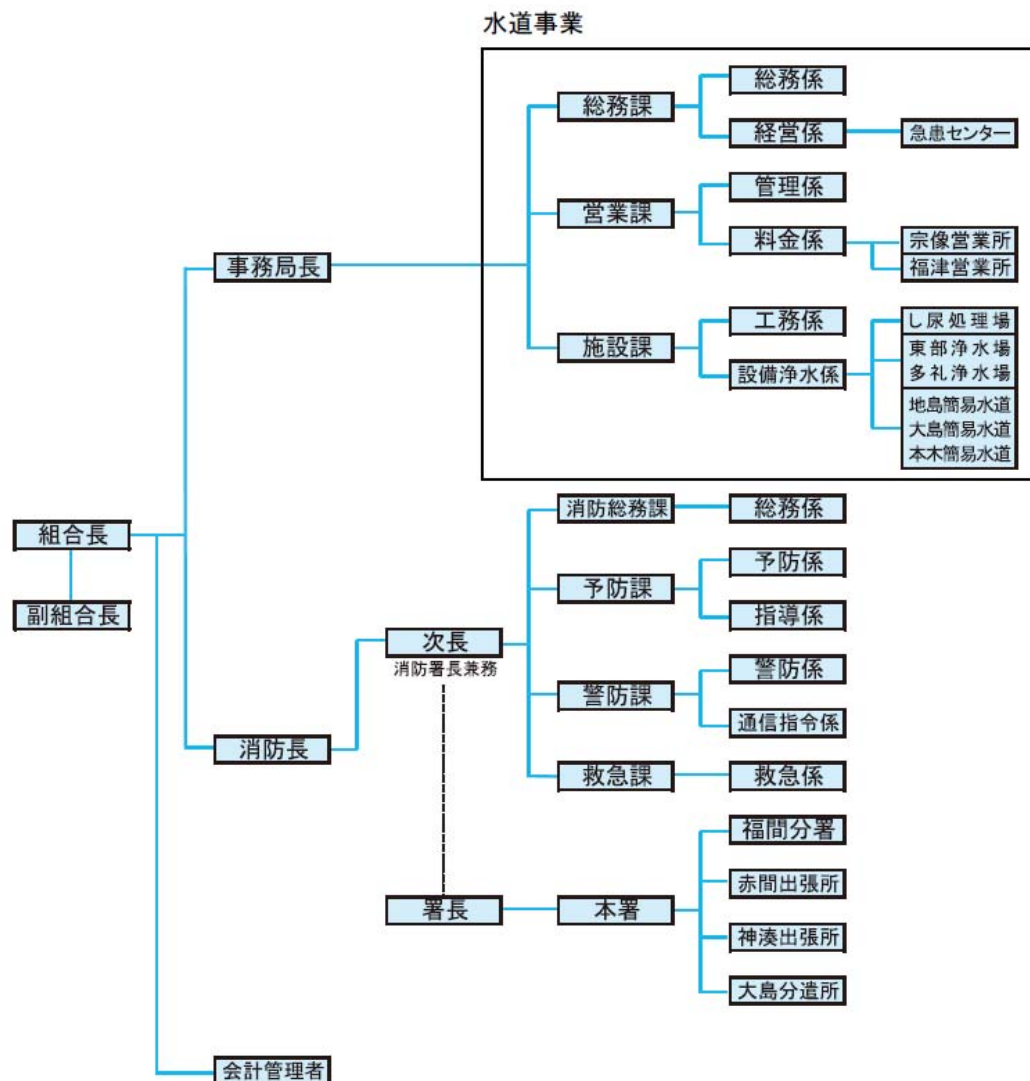


久末ダム



(出典：宗像地区事務組合水道ビジョン 2020)

●組織体制



(出典：宗像地区事務組合ホームページ 宗像地区事務組合について＞組織図)

● 協定書等

- ・ 宗像地区における水道事業の統合に関する基本協定
- ・ 宗像地区水道事業等の統合に関する協定
- ・ 水道用資産等の引継要領
- ・ 宗像地区事務組合施設の緊急時における関係市の応援に関する協定

【資料4 - 1】



宗像地区における水道事業の統合に関する基本協定

宗像地区事務組合（以下「事務組合」という。）と宗像市及び福津市（以下「関係市」という。）は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則及び平成20年度に作成した「宗像地区水道事業広域化基本計画」に基づき、水道事業等を統合するにあたり次のとおり基本的事項を協定する。

（統合の目的）

第1条 水道事業等における経営の合理化及び業務の効率化を推進することにより、給水サービスの向上を図り、市民に対し清浄で豊富低廉な水道水を供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものとする。

（統合の時期）

第2条 統合の時期は、平成22年4月1日とする。

（統合の方法）

第3条 宗像地区事務組合水道用水供給事業、宗像市水道事業、福津市福岡地区水道事業、福津市津屋崎地区水道事業を廃止し、宗像地区事務組合水道事業を創設するものとする。

2 宗像市大島簡易水道事業、宗像市地島簡易水道事業及び福津市簡易水道事業は、事務組合に引き継ぐものとする。

3 事務組合は、平成22年度の事業については、統合前の事務組合及び関係市の計画をそれぞれ引き継ぐものとするが、平成23年度以降の事業については、速やかに宗像地区事務組合水道計画を作成し、それを推進するものとする。

（水道料金）

第4条 統合時の水道料金は、統合前の関係市の料金体系によるものとし、統合後、3年以内に料金の統一を行うものとする。

（水道用資産）

第5条 関係市は、統合時において、水道事業の用に供しているすべての資産等を事務組合に引き継ぐものとする。

2 引き継いだ水道用資産の内、水道事業の用に供しなくなった固定資産は、速やかに用途廃止を行い関係市へ返還するものとする。

（水道施設の建設及び更新）

第6条 事務組合は、給水サービスの向上を図るため、水道施設の建設及び更新を推進するものとする。特に、老朽管更新事業については、特別な事情がない限り、他の事業より優先してこれを行うものとする。

【資料4 - 1】

- 2 浄水施設等の大規模な改修及び更新は、原則として行わないものとする。
- 3 送水及び配水施設等については、統合後、速やかに整備計画を作成し、それを推進するものとする。

(財政調整)

第7条 事務組合は、関係市の長と協議のうえ、事業経営に支障をきたさない範囲において、財政調整措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項または、本協定の内容に疑義が生じたときは、必要に応じて、事務組合及び関係市の長が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 9 月 1 1 日

宗像市東郷五丁目5番3号
宗像地区事務組合 組合長

谷井 博美 

宗像市東郷一丁目1番1号
宗 像 市 長

谷井 博美 

福津市中央1丁目1番1号
福 津 市 長

小山 達生 

【資料4 - 2】

宗像地区水道事業等の統合に関する協定

宗像地区事務組合（以下「事務組合」という。）と宗像市及び福津市（以下「関係市」という。）は、宗像地区の水道事業等を統合するにあたり、関係する基本的事項について次のとおり協定する。

（統合の目的）

第1条 水道事業等における経営の合理化及び業務の効率化を推進することにより、給水サービスの向上を図り、関係市の市民に対し清浄で豊富低廉な水道水を供給することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものとする。

（統合の時期）

第2条 統合の時期は、平成22年4月1日とする。

（統合後の水道事業等）

第3条 統合後の事務組合が経営する水道事業等は、宗像地区事務組合水道事業、宗像地区事務組合地島簡易水道事業、宗像地区事務組合大島簡易水道事業、宗像地区事務組合本木簡易水道事業とする。

（事務組合の組織）

第4条 事務組合の統合時における組織は、宗像地区事務組合機構図（別紙1）のとおりとする。

2 前項の組織の見直しについては、必要に応じて、事務組合と関係市で協議するものとする。

（職員構成）

第5条 統合後の事務組合の職員構成は、事務組合職員及び関係市からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）をもって構成する。

2 派遣職員数の割合は、原則、前々年度の有収水量を基本に事務組合と関係市で協議のうえ、決定するものとする。

3 派遣職員の身分、職等については、事務組合と関係市協議のうえ、定めるものとする。

4 派遣職員の給与等の支給については、派遣協定により、別に定めるものとする。

（経費の負担）

第6条 宗像地区事務組合水道事業及び宗像地区事務組合簡易水道事業に要する経費の負担は、交付税繰出基準等に基づくものとする。

2 宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計及び宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計に係る収支不足額については、関係市が負担するものとする。

【資料4 - 2】

(水道用資産等の引継)

第7条 関係市から事務組合に引き継ぐ水道用資産等は、水道用資産等の引継要領（別紙2）により引き継ぐものとする。

(財政調整)

第8条 宗像地区における水道事業統合に関する基本協定書第7条に規定する財政調整は、事務組合及び関係市の平成20年度決算における数値を基に有収水量1㎡あたりの固定資産のうち自己形成資産額及び補てん財源をもとに算出した額710百万円を基本に行うものとする。

2 財政調整の手法は、平成21年度福津市水道事業会計において、処理できるものは、これを行い、残余の額が生じた場合は、平成22年度宗像地区事務組合水道事業会計に基金等を設け、財政調整に有効な事業の遂行に充てるものとする。

(緊急時の対応)

第9条 事務組合の施設が事故等により被災し、給水が滞った場合の応急給水等については、関係市と事務組合との応援協定により対応するものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は、本協定の内容に疑義が生じたときは、必要に応じて、事務組合及び関係市の長が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月26日

宗像市多禮298番地
宗像地区事務組合 組合長

谷井 博



宗像市東郷一丁目1番1号
宗 像 市 長

谷井 博



福津市中央1丁目1番1号
福 津 市 長

小山 達



【資料 4-7】

水道用資産等の引継要領

水道事業の統合に関する協定書第7条に規定する水道用資産等の引継は、次によるものとする。

1 固定資産について

- (1) 関係市の水道用固定資産は、無償ですべて事務組合に引き継ぐものとする。ただし、統合後、必要と認められないものは、関係市と事務組合の協議により引き継ぎをしないことができる。
- (2) 事務組合は、前号により引継いだ固定資産のうち土地等については所有権移転登記を行うものとし、その他名義変更を要するものも同様とする。
- (3) 事務組合は、関係市が水道用施設用地として賃貸借している個人等所有の土地については土地賃貸借契約を締結する。(ただし、契約書の内容については、現在関係市が締結しているものを基本とする。)この場合において、関係市は当該土地所有者との賃貸借契約を解除するものとする。

2 流動資産について

- (1) 関係市の現金及び預金については、平成22年3月31日現在の日計表に記載された金額を事務組合に引き継ぐものとする。
- (2) 水道料金等の未収金の引継ぎにあたっては、未収金台帳等により内訳(年度、住所、氏名、金額)を明記し、事務組合に引き継ぐものとする。
- (3) 前2号以外の流動資産については、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

3 繰延勘定について

繰延勘定については、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

4 固定負債について

固定負債については、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

5 流動負債について

流動負債については、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

6 資本金について

資本金について、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

7 剰余金について

剰余金について、すべて事務組合に引き継ぐものとする。

8 資産の引継日

事務組合への資産引継ぎは、平成22年4月1日とする。

9 その他

関係市が水道事業に関して締結している協定等について、継続が必要なものは事務組合が引き継いで協定等を締結するものとする。この場合において、関係市は当該協定等により離脱し、又は当該協定等を解除させるものとする。

【資料 4-8】

宗像地区事務組合施設の緊急時における関係市の応援に関する協定

宗像地区事務組合（以下「事務組合」という。）の施設が事故等により被災し、給水が滞った場合の応急給水等に関し、宗像市及び福津市（以下「関係市」という。）の応援について、次のとおり協定する。

- 1 関係市は、応援の連絡窓口（以下「担当課」という。）を定め、事故等が発生したときの連絡及び応援の要請等は、当該担当課を通じて行うものとする。
- 2 関係市は、前項に定める担当課について緊急時連絡表（別記様式）を作成し、事務組合に送付するものとする。なお、その内容に変更が生じたときは、その都度事務組合に連絡するものとする。
- 3 関係市の事務組合への応援は、次に掲げるとおりとする。
 - （１）応急給水及び施設の応急復旧に必要な資機材、物資、車両等の提供
 - （２）応急給水及び施設の応急復旧に必要な職員の派遣
 - （３）前２号に掲げるもののほか、必要と認めるもの
- 4 事務組合は、法令その他に特別の定めがあるものを除き、関係市に応援を要請するものとし、要請を受けた関係市はこれに応じるものとする。
- 5 応援要請の手続は、事務組合が次の各号に掲げる事項を口頭、電話その他の情報伝達手段により行い、後日、速やかに応援要請した関係市に文書を送付するものとする。
 - （１）被災状況
 - （２）応援に必要な資機材、物資及び車両並びに人員
 - （３）応援を受ける場所
 - （５）応援を受ける期間
 - （６）前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項
- 6 この協定に基づく応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがあるものを除き、原則として事務組合が負担するものとし、負担区分は別表のとおりとする。
- 7 前項の規定により難しいときは、事務組合と関係市が協議して定めるものとする。
- 8 本協定に定めのない事項又は、本協定の内容に疑義が生じたときは、必要に応じて、事務組合及び関係市の長が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書３通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

【資料 4-8】

平成 2 2 年 4 月 1 日

宗像市多禮 2 9 8 番地

宗像地区事務組合

組合長 谷 井 博 美

宗像市東郷一丁目 1 番 1 号

宗像市長 谷 井 博 美

福津市中央 1 丁目 1 番 1 号

福津市長 小 山 達 生

2. 事業の沿革

宗像地区事務組合は、関係市（宗像市及び福津市）が行う事務の一部を共同処理する目的で、宗像地区の一部事務組合である宗像地区水道企業団、宗像地区消防組合、宗像自治振興組合及び宗像清掃施設組合を統合し、平成 19 年 4 月 1 日に設立された。

事業体名	宗像市		福津市	
創設認可年月日	S41. 1			
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S41. 1	上水道創設事業認可 計画給水人口35,000人 給水能力9,870m ³ /日	S32. 7	福岡地区花見第1簡易水道開設 計画給水人口 1,850人 給水能力 277.5m ³ /日
	S44. 9 S45. 5	大井浄水場完成 給水人口35,000人 大井ダム完成 有効貯水量1,038,000m ³	S36. 4	福岡地区花見第2簡易水道開設 計画給水人口 4,000人 給水能力 600m ³ /日
	S58. 4	第1期拡張事業完成 計画給水人口42,100人 給水能力 15,570m ³ /日	S38. 7	桶の口上水道開設 計画給水人口 5,200人 給水能力 780m ³ /日
	S58. 4	第2期拡張事業着工 計画給水人口68,500人 給水能力 33,700m ³ /日	S41. 4	本木簡易水道開設 計画給水人口 700人 給水能力 150m ³ /日
	H15. 4	新宗像市誕生 旧宗像市と旧玄海町の合併		津屋崎地区五反田簡易水道開設 計画給水人口 700人 給水能力 150m ³ /日
	H17. 3	宗像市編入合併 大島村平閉村		
	H22. 3	宗像市水道事業廃止	S41. 4 S41. 5	久末ダム完成 有効貯水量175,000m ³ 東部浄水場完成 計画給水人口 10,000人 給水能力 2,500m ³ /日
			H22. 3	福津市福岡地区水道事業及び 福津市津屋崎地区水道事業廃止

事業体名	宗像地区事務組合 (H18まで宗像地区水道企業団)			
創設認可年月日	S53. 2			
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S49. 6	宗像郡水源開発委員会を4町（宗像町、福岡町、津屋崎町、玄海町）で発足	H17. 5. 20	宗像地区共同配水池受水に関する管理協定書の締結（宗像地区水道企業団、宗像市、福津市）
	S51. 5. 6	福岡県知事から宗像地区水道企業団設置の許可	H17. 6. 15	海水淡水化事業、宗像地区へ供給開始
	S53. 2. 25	厚生大臣から水道用水供給事業の経営を認可	H18. 2. 22	「宗像地区水道企業団と宗像市・福津市の末端給水一元化の推進に関する決議」が議会にて承認
	S55. 2 S55. 12. 10	関係水利権者と協定を締結 二級河川釣川水系、釣川、樽見川、四十里川、吉田及び山田川の流水占用許可（河川管理者：福岡県知事） （河川法第23条、第24条及び第26条による 年間総取水量：9,063,000m ³ ）	H19. 4. 1	宗像地区事務組合が誕生（宗像地区の一部事務組合である宗像地区水道企業団、宗像地区消防組合、宗像自治振興組合及び宗像清掃施設組合を統合するため、宗像地区消防組合、宗像自治振興組合及び宗像清掃施設組合を解散し、宗像地区水道企業団の名称及び共同処理する事務を変更しました。）
	S58. 5. 30	釣川取水堰新設工事竣工		
	S58. 10. 30	多礼ダム、吉田ダム竣工		
	S58. 11. 14	多礼浄水場管理本館新築工事竣工	H21. 4. 8	宗像地区歯科休日急患センター開設
	S59. 2. 10	取水場建設工事竣工	H21. 9. 11	宗像地区事務組合 組合長、宗像市長及び福津市長で「宗像地区における水道事業の統合に関する基本協定」を締結
	S59. 10. 1	供給開始（宗像市、福岡町、津屋崎町、玄海町）		
	S59. 10. 20	送水管新設工事竣工		
	H1. 3	浄水場全系列完成	H21. 12. 10	厚生労働大臣から宗像地区事務組合の水道事業の創設の認可
	H8. 3. 21	高度浄水処理施設竣工	H22. 3. 26	「宗像地区水道事業等の統合に関する協定」を締結
	H11. 6. 11	宗像地区共同配水池受水に関する基本協定書の締結（福岡地区水道企業団、宗像地区水道企業団、宗像市、福岡町、津屋崎町、玄海町）	H22. 4. 1	宗像市と福津市の水道事業を統合し、宗像地区事務組合が経営
			H22. 4. 1	北九州市水道用水供給事業、宗像地区へ供給開始

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

- 施設の統廃合・効率的な更新
- 人材確保・技術力の確保
- 水源の確保・多元化
- 更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

- その他〔3団体の内、構成市で作った一部事務組合である宗像地区事務組合（旧宗像地区水道企業団）を主体とした〕

具体的には、宗像地区事務組合である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H16. 2. 19	議会定例会 (平成16年第1回)	末端給水一元化検討特別委員会設置 ・議会において、水源開発、広域化等の問題を検討してきたが、近年海水淡水化の導入や北部福岡導水事業の検討が進められるため、水道事業の拡張は中断の取り扱いとなる。 ・構成市においては合併により2市となる中、水道財政の健全化のため、末端給水事業の検討をし、経営基盤の強化、水道料金の平準化、維持管理体制の合理化をはかるため末端給水一元化検討委員会を設置する。	
H16. 9. 1	議会定例会 (平成16年第2回)	「末端給水一元化検討特別委員会委員長報告」承認される 1) 末端給水一元化について、全委員がその必要性を認める ① 将来人口の推計を明確にし、将来の水需要予測をたてる ② 第一次拡張事業(現在中断)を中断か中止かを明確にして、その理由を明らかにする。 ③ 北福岡導水の必要性の明確な理由付け及び必要量を確定する。 2) 財政面について ① 全体的な施設整備計画を検討する。 ② 長期的な財政予測と、コスト削減見通しを明示する。 ③ 住民サービスへの影響(メリット・デメリット)を幅広く検討する。 3) その他の意見 ① 他の一部事務組合も含め、複合組合の検討 ② 企業団職員と一般行政職員との人事交流	
H18. 2. 22	議会定例会 (平成18年第1回)	議会決議案第1号「宗像地区水道企業団と宗像市・福津市の末端給水一元化の推進に関する決議について」提出、承認される 宗像地区水道企業団議会は、平成16年9月の末端給水一元化検討特別委員会で末端給水事業の一元化の推進について報告書を提出し、具現化を検討するように求めてきた。 今後、宗像地区水道企業団は、利用者サービスの向上と水道事業の経営基盤の確立を図るとともに体質強化策を経営の基本方針に明記し、末端給水の一元化に向けた行動を早急に起こすことを求める。	

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H19. 4. 1	宗像地区事務組合発足	宗像地区水道企業団は、名称を改め、共同処理する事業を変更する宗像地区の一部事務組合である宗像地区水道企業団、宗像地区消防組合、宗像自治振興組合、宗像清掃施設組合を統合する	
H19. 8. 22	宗像地区水道事業広域化検討委員会（第1回） (H19. 8. 22～ H20. 3. 26：計9回開催)	宗像地区事務組合、宗像市、福津市の水道事業統合のため検討委員会を設置する ①宗像地区水道事業広域化検討委員会の設置及び検討委員について ・「宗像地区水道事業検討委員会設置要綱」 ②宗像地区水道事業広域化基本計画作成業務委託について ③基本計画作成業務スケジュールについて ④ 議会報告等について	
H20. 3. 26	宗像地区水道事業広域化検討委員会（第9回）	宗像地区水道事業広域化基本計画報告書作成 ・計画書のまとめ、「総合考察」について 統合の目標年次を平成22年4月1日とする	
H20. 6 H20. 8. 7	※水道事業統合にかかる厚生労働省報告	宗像地区事務組合、宗像市、福津市の担当部署の会議を開催 宗像地区水道事業広域化について説明「宗像地区水道事業広域化基本計画」	
H20. 10. 1 H21. 9. 11	宗像地区水道事業統合事務局設置 宗像地区における水道事業の統合に関する基本協定締結	水道事業創設の認可について	宗像地区事務組合組合長、宗像市長、福津市長
H21. 12. 10 H22. 3. 26	厚生労働大臣認可 宗像地区水道事業等の統合に関する協定締結		宗像地区事務組合組合長、宗像市長、福津市長
H22. 4. 1	宗像地区水道事業統合：統合式典		

詳細は、「宗像地区事務組合ホームページ 情報コーナー＞経営情報＞水道事業広域化関連＞2 水道事業広域化までの経緯について」参照

なお、事業統合までのスケジュールを次に示す。

【資料7】

宗像地区水道事業統合までの主要なスケジュール

[illegible]

【資料7】

項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	課題等
9 契約事務 ・指名額受付	・指名額について、宗像市、両市の受付時期に合わせ追加受付を行う		事務委託に関する規約(又は委託契約書の作成)		①H22年度契約準備 ・2/3水道事業委員会にH23年度の契約プランを提出 【例】H24.4(付契約) 設計・取付へ協力依頼 取付・事務組合 入札・事務組合	②契約事務マニュアル整備 ③契約関係整理、契約書整備 ④関係関係整理、契約書整備 【例】H24.4(付契約) 設計・取付へ協力依頼 取付・事務組合 入札・事務組合	④4月～5月は両市を登録業者も登録業者も ①4月中指名額追加受付 ②5月中指名額追加受付 ③6月中整理期間 ④H22年7月1日～H24年6月30日までの期間を、年度末、H24.6/30までとする ※電算業者とスケジュールの調整 ・各種システム移行(会計、料金、入札、印刷)検討	
10 電算統合	・10.6企業会計システム導入 ・料金システムカスタマイズ等開始		・企業会計科目調整作業 ・料金システム納付書調整作業			・両市料金システムカスタマイズ終了 ④4/1本稼働		
11 事務所移転計画	多乳浄水場庁舎改修の発注		浄水場内及び近隣整備 (区画線、防護柵、看板設置)	・OAフロア・工事等 (1/20、1/31) 自治会館から多乳浄水場へ引越し	2/1事務組合移転 多乳浄水場本部3期にて業務開始	3/26.3/27引越し作業完了 ・宗像市から多乳浄水場本部3期へ ・宗像市から多乳浄水場本部3期へ		
12 住民周知	パンフ・広報・HP等検討・準備 →→→→→	12/21チラシ入稿	12/21チラシ入稿	★2月1日チラシ作成着手 ★2月10日チラシ印刷完了 ★2月22日印刷完了				

(出典：宗像地区事務組合ホームページ 情報コーナー＞経営情報＞水道事業広域化関連＞8 統合までの主要スケジュール)

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況は、段階別に次のとおりである。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	宗像地区水道事業広域化研究会設置 平成18年10月～平成19年3月7まで計7回開催	3団体の水道事業の現況調査及び水需要予測等研究する 議会報告：統合目標年次を平成21年4月1日とする	宗像地区水道企業団 宗像市 福津市 の水道担当課長及び係長
	宗像地区水道事業広域化検討委員会設置 平成19年8月～平成20年3月まで計9回開催	宗像地区水道事業広域化基本計画策定 議会報告：統合の目標年次を平成22年4月1日とする	宗像地区事務組合 宗像市 福津市 の水道担当課長及び係長
2. 構想・検討段階	統合協議会 統合幹事会 専門委員会 ・総括委員会 ・水道委員会 ・人事委員騎巫 ・情報・システム委員会 ・財政委員会 ・法制委員会 事務局を置く 平成20年10月1日	統合協議会：統合の方針及び将来構想 統合幹事会：協議会に提案、調整 専門委員会：幹事会に提案する事項について専門的に調査・研究を行う 統合協議会の連絡調整事務 それぞれの要綱及び要領による	・構成市市長 ・3団体関係部長 ・3団体関係課長・係長 事務局：宗像地区事務組合（職員及び構成市派遣職員）

詳細は、「宗像地区事務組合ホームページ 情報コーナー＞経営情報＞水道事業広域化関連＞2 水道事業広域化までの経緯について」を参照

※段階の説明

1. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
2. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
3. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、次のとおりである。

課題	内容	解決策
事業体格差の扱い (財政水準)	・水道料金に格差がある(家庭料金月基本料金：宗像市1,340円、福津市1,260円)。 ・水道利用加入金(水道施設負担金)に差がある。 ・簡易水道の取り扱い(宗像市) →大島簡易水道は宗像市簡易水道事業特別会計(公営企業法非適用)で処理を行っている →大島簡易水道の料金体系は、宗像市大島地区簡易水道事業給水条例による →大島簡易水道の赤字補てんは当該市が負担している(福津市) →本木簡易水道は福津市簡易水道事業特別会計(公営企業法非適用)で処理を行っている →本木簡易水道の料金体系は、福津市大島地区簡易水道事業給水条例による →本木簡易水道の赤字補てんは当該市が負担している	・水道料金の統一は、統合後3年以内とした ・統一の際は、現行料金体系よりも安価に設定する。 ・統合時に水道利用加入金(水道施設負担金)を統一する。 ・加入金額(負担金額)は宗像市の例による。 ・大島及び本木簡易水道は宗像地区事務組合の特別会計として扱う ・大島及び本木簡易水道の公営企業法適用化は統合後検討する ・大島及び本木簡易水道の料金体系は、当分の間現行の料金体系とする ・大島及び本木簡易水道の赤字補てんは当該市が負担する ※平成25年10月、大島簡易水道料金と水道料金を統一した。施行日は平成26年4月1日。
職員人員配置	・職員の定数の見直し(宗像地区事務組合) [事務部局] ・総務課 6名(派遣職員2名含む) ・施設課 6名 ・浄水課 2名 - 合計 14名(宗像市) [上下水道部] ・部長 1名 ・営業課 12名 ・施設課 14名 ・水質管理課 3名 - 合計 32名(福津市) ・水道課 12名(水道統合担当理事含む)	[事務部局] ・総務課 7名(事務局長、次長を含む) ・営業課 13名 ・施設課 15名 - 合計 35名 ・水道事業広域化後、速やかに定員適性化計画を策定し、職員の削減を図る。
各種電算システムの統合	・料金システムの統合 ・地図情報システムの統合	・統合後料金を改定する時期にあわせ新システムを構築する ・統合後、システムの統一について検討する

詳細は、「宗像地区事務組合ホームページ 情報コーナー>経営情報>水道事業広域化関係>4-1 調整事項1、4-2 調整事項2)」を参照

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 関係首長のリーダーシップ
- 活用できる補助メニューなどの存在
- 事業体の管理者や職員の理解
- 地域経済の類似性
- その他（宗像地区事務組合議会決議及び3団体の議会の理解）

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
水需給の不均衡解消	余裕のある地域から逼迫している地域へ、水の融通により地域間の水需給の不均衡解消が図られた。	
施設整備水準の向上	水道広域化促進事業（補助）で多くの老朽管更新が可能となった。	施設整備計画で、かなりの工事量を少ない人員で処理して行くことになった。
施設の統廃合・効率的な更新	水道広域化促進事業（補助）で、老朽化した古い配水池を統合し、新しい配水池の建設等が可能となった。	施設整備計画で、かなりの工事量を少ない人員で処理して行くことになった。
人材確保・技術力の確保	統合により技術職員の充実が図られ、効果的な事業運営が可能となった。 年齢構成の隔たりが、均等化された。	
通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化	施設管理、運転管理、水質管理など各種の維持管理業務においても、技術職員が確保されることとなり維持管理体制が整備・強化された。	
水源の確保・多元化	水不足が根本的に解消し、生活用水の安定した供給が可能となった。	
更新等に必要なる財源の確保・柔軟性ある事業計画	財政基盤が強化され、事業費拡大に伴う財政への圧迫が緩和された。	
料金格差の是正	2市で格差のあった料金が統一化され、料金体系も用途別で統一された。	
利用者の利便性向上	生活用水の安定した供給が可能となった。	

(2) 広域水道事業の課題と対策

・広域化促進事業

1. 統合関連事業：新配水池の建設、浄水場管理本館大規模改造工事、中央監視機能増設等順調に進んでいる。配水ブロック再編成等は現在検討中である。
2. 経年施設更新事業：統合関連事業に比べ、進捗状況は遅れている。大量の老朽管更新に対しての、人員増等を含め検討中である。

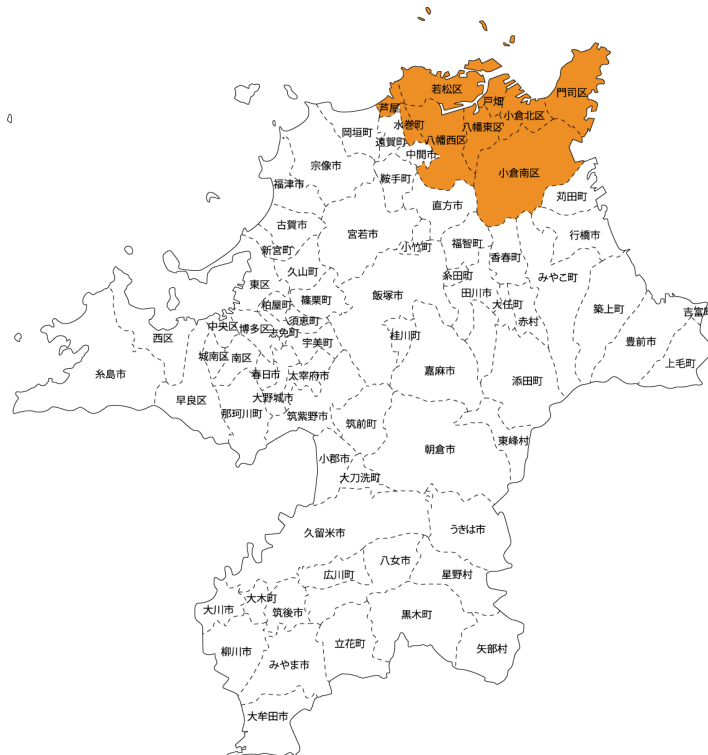
北九州市上水道事業

1. 事業の概要

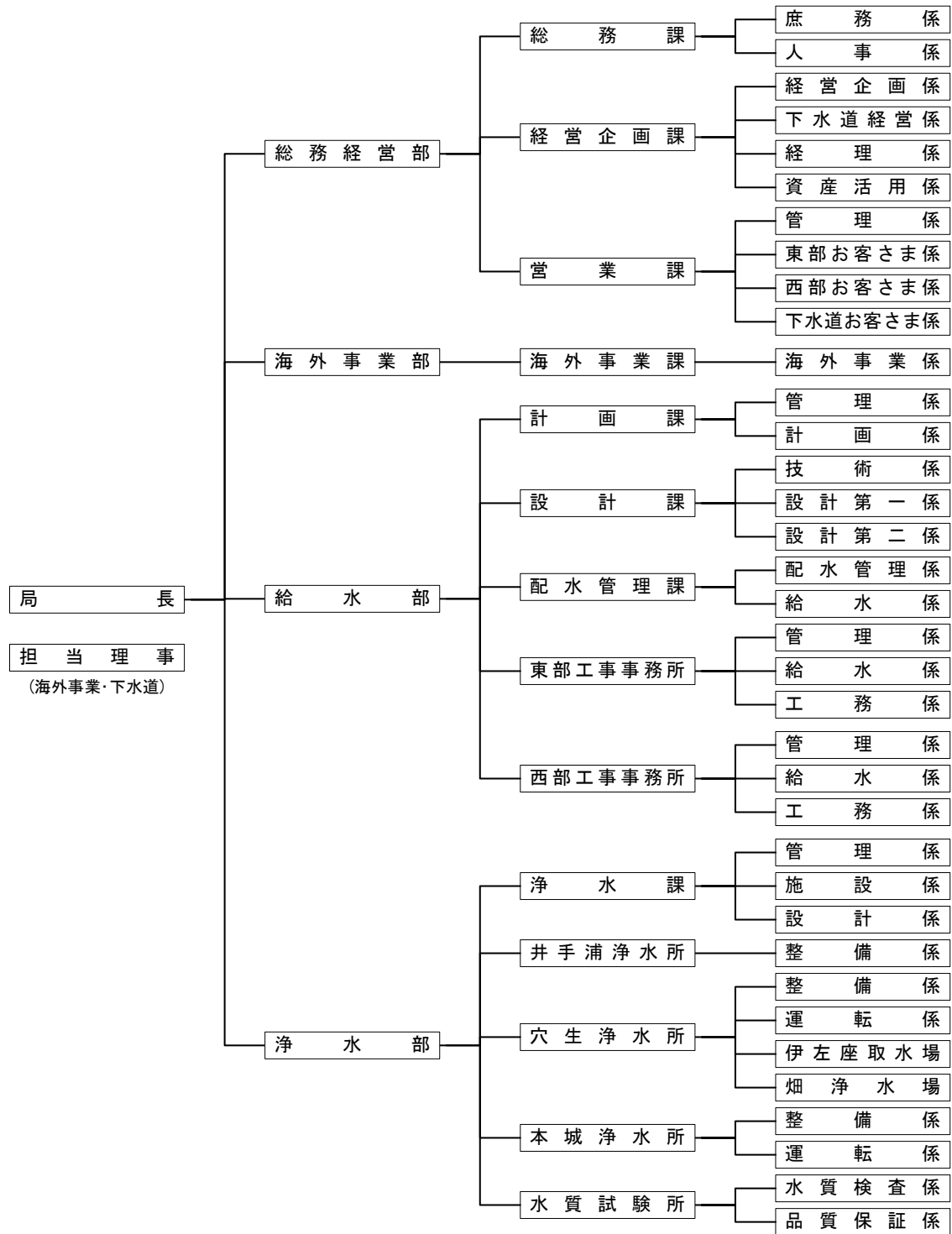
小規模事業体である芦屋町及び水巻町は、将来における運営基盤に懸念があった。そのため、近隣である北九州市に従前から合併を要望していた。運営基盤の強化を図り経営安定化のため、北九州市と統合を行った。事業の概要は次のとおりである。

事業体名	北九州市上水道事業		
都道府県	福岡県		
事業統合の形態	水平統合		
事業統合年度	平成24年10月1日		
構成団体	・芦屋町水道事業（平成19年10月1日） ・水巻町水道事業（平成24年10月1日）		
直近の認可			
目標年度	平成27年度		
計画給水人口	1,106,100 人		
計画一日最大給水量	537,000 m ³ /日		
平成24年度実績			
給水人口	1,005,728 人		
一日最大給水量	356,870 m ³ /日		
組織部署数	4部8課2事務所3浄水所1試験所		
職員数	事務職	113 人	
	技術職	287 人	
	技能職	人	
	計	400 人	

位置図



●組織体制



● 協定書等

1. 芦屋町関連

- ・ 水道事業の統合に係る基本協定
- ・ 「水道事業の統合に係る基本協定」の実施に関する細目協定

2. 水巻町関連

- ・ 水道事業の統合に係る基本協定
- ・ 水道事業の統合に係る基本協定の実施に関する細目協定

水道事業の統合に係る基本協定

北九州市（以下「甲」という。）及び芦屋町（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して行っていた分水を解消するとともに乙の水道事業の効率化を図るため、甲の経営する水道事業に乙の経営する水道事業を統合することに関し、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の時期）

第1条 統合の時期は、平成19年10月1日とする。

（統合の方法）

第2条 甲は甲の給水区域を拡張し、乙の給水区域における水道事業の経営を行うものとする。

2 乙は、前項の乙の給水区域における水道事業を廃止するものとする。

（供給条件）

第3条 甲が乙の住民に水道を供給する条件は、甲が定める条例による。

（財産の引継）

第4条 乙は、統合時に乙の水道事業が所有し経営の用に供している財産を、甲に無償で引き継ぐものとする。

(議会の議決)

第5条 甲及び乙は、水道事業の統合に必要な議案については、甲及び乙の議会で議決を得るものとする。

(協議)

第6条 この基本協定の内容を具体的に実施するにあたり必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この基本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年12月19日

甲 北九州市

北九州市長

末吉 興 

乙 芦屋町

芦屋町長

鈴木 清 

「水道事業の統合に係る基本協定」の実施に関する細目協定

北九州市（以下「甲」という。）と福岡県遠賀郡芦屋町（以下「乙」という。）は、「水道事業の統合に係る基本協定」の実施に関し、次のとおり細目協定を締結する。



（継事務の範囲）

第1条 甲は、乙の水道事業に係るすべての事務を乙から引き継ぐものとする。

（文書の引き継ぎ）

第2条 甲は、乙の地域における水道事業運営上、甲が必要と認めるすべての文書を乙から引き継ぐものとする。

（引継資産等の範囲）

第3条 乙は、乙の水道事業の所有に係る別表第1に掲げる資産を、甲に引き継ぐものとする。

ただし別表第1のうち、土地については、甲が水道施設用地としての用途を廃止する場合は、乙に無償譲渡するものとする。

2 乙は、乙の所有に係る別表第2に掲げる資産の使用権等を、甲に引き継ぐものとする。

3 甲は、乙以外の者の所有に係る別表第3に掲げる道路占用等について、第4条に定める手続を経た後に、乙から引き継ぐものとする。

4 前3項に掲げるもののほか、乙は、乙が平成19年4月1日から事業統合日までに乙の水道事業において新たに取得したすべての資産等を、前3項に準じた方法により甲に引き継ぐものとする。

（財産の引継方法）

第4条 前条第1項の引き継ぎにあたっては、乙は甲の資産管理に必要な電子ファイルおよび事業統合時において乙の水道事業の保有にかかる一切の財産を明らかにした1件別財産目録を作成し、甲に移管するものとする。



(1) 乙は財産目録に掲げる財産のうち、登記その他の手続を要するものについては、引継日までに、その権利を明確に示す書類を整えたとともに必要な措置を講じておくものとする。

(2) 乙は財産目録に基づき、原則として甲乙立会いのうえ、当該物件及びこれに関する必要な書類を照合して行うものとする。この場合において、不動産等に係る権利及び義務の移転の登記等は、甲が乙の協力を得て行うものとする。

2 前条第2項の引き継ぎにあたっては、甲乙双方で契約の締結もしくは甲から乙への占用申請を行うものとする。

3 前条第3項の引き継ぎにあたっては、甲は別に占用申請もしくは契約の締結を行うものとし、乙は、甲の行う事務手続について協力するものとする。

4 財産の引継日は、事業統合の日とする。

(引継債権及び債務の範囲)

第5条 事業統合時に甲が引き継ぐ債権及び債務の範囲は、芦屋町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成19年芦屋町条例第16号）付則第4項に定めるもののほか、乙の水道事業が有する未収債権及び未払債務の全てを甲に引き継ぐものとする。

(事業調整)

第6条 乙は、乙の水道事業において甲の供給規程に合致しない取扱いがある場合、甲と協議の上、事業統合日までに乙の給水区域における水道使用者への説明を実施の上、甲の供給規程に合致するよう又は事業統合日以降、甲の水道事業における取扱いが円滑に適用できるよう、努めるものとする。

(その他の協議事項)

第7条 甲と乙は、事業統合時までに必要となる、甲乙間の個別契約、乙の住民への事前広報、その他必要な事項について、協議事項ごとに協議期間を別途定め、双方協力して円滑な事業統合に努めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする

この細目協定締結の証として、正本2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

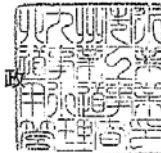
平成19年7月20日

甲 北九州市

北九州市
水道事業管理者

森

一



乙 芦屋町

芦屋町長

波多野 茂



水道事業の統合に係る基本協定

北九州市（以下「甲」という。）及び水巻町（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して行っていた分水を解消するとともに乙の水道事業の効率化を図るため、甲の経営する水道事業に乙の経営する水道事業を統合することに関し、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の時期）

第1条 統合の時期は、平成24年10月1日とする。

（統合の方法）

第2条 甲は甲の給水区域を拡張し、乙の給水区域における水道事業の経営を行うものとする。

2 乙は、前項の乙の給水区域における水道事業を廃止するものとする。

（供給条件）

第3条 甲が乙の住民に水道を供給する条件は、甲が定める条例による。

（財産の引継）

第4条 乙は、統合時に乙の水道事業が所有し経営の用に供している財産を、甲に無償で引き継ぐものとする。

(議会の議決)

第5条 甲及び乙は、水道事業の統合に必要な議案については、甲及び乙の議会で議決を得るものとする。

(協議)

第6条 この基本協定の内容を具体的に実施するにあたり必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この基本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月16日

甲 北九州市

北九州市長

北橋 健治 

乙 水巻町

水巻町長

近藤 進 

水道事業の統合に係る基本協定の実施に関する細目協定



九州市（以下「甲」という。）と福岡県遠賀郡水巻町（以下「乙」という。）は、水道事業の統合に係る基本協定」の実施に関し、次のとおり細目協定を締結する。

（引継事務の範囲）

第1条 甲は、乙の水道事業に係るすべての事務を引き継ぐものとする。

（文書の引き継ぎ）

第2条 甲は、乙の地域における水道事業運営上、甲が必要と認めるすべての文書を引き継ぐものとする。

（引継資産等の範囲）

第3条 乙は、乙の水道事業が所管する資産を、甲に引き継ぐものとする。

2 乙は、乙の所有に係る別表第1に掲げる資産を、甲に引き継ぐものとする。

3 乙は、乙の所有に係る別表第2に掲げる資産の使用権等を、甲に引き継ぐものとする。

4 甲は、乙の所有に係る別表第3に掲げる道路占用等について、第4条に定める手続を経た後に、乙から引き継ぐものとする。

5 前4項に掲げるもののほか、乙は、乙が平成24年4月1日から事業統合日まで乙の水道事業において新たに取得したすべての資産等を、前4項に準じた方法により甲に引き継ぐものとする。

（財産の引継方法）

第4条 前条第2項の引き継ぎにあたって、乙は、甲の資産管理に必要な電子ファイル及び事業統合時において、乙の水道事業の保有にかかる一切の財産を明らかにした1件別財産目録を作成し、甲に移管するものとする。



(1) 乙は、財産目録に掲げる財産のうち、登記その他の手続きを要するものについては、引継日までにその権利を明確に示す書類を整え、るとともに、必要な措置を講じておくものとする。

(2) 乙は、財産目録に基づき、原則として甲乙立会いの上、当該物件及びこれに関する必要な書類を照合して行うものとする。この場合において、不動産等に係る権利及び義務の移転の登記等は、甲が乙の協力を得て行うものとする。

2 前条第3項の引き継ぎにあたっては、甲乙双方で契約の締結を行うものとする。

3 前条第4項の引き継ぎにあたっては、甲は、別に占用申請もしくは契約の締結を行うものとし、乙は、甲の行う事務手続について協力するものとする。

4 財産の引継日は、事業統合の日とする。

(引継資産等の例外)

第5条 第3条に定める引継資産及び維持管理の例外については、別に覚書で定めるものとする。

(引継資産の瑕疵)

第6条 引継資産において、重大な瑕疵があるものについては、事業統合の前後に関わらず、乙の責任において解決を図るものとする。

(事業調整)

第7条 乙は、乙の水道事業において、甲の供給規程に合致しない取扱いがある場合、甲と協議のうえ、事業統合日までに、乙の給水区域における水道使用者への説明を行い、甲の供給規程に合致するよう又は事業統合日以降、甲の水道事業における取扱いが、円滑に適用できるよう努めるものとする。

(その他の協議事項)

第8条 甲と乙は、事業統合時までに必要となる甲乙間の個別契約、乙の住民への事前広報、その他必要な事項について、双方協力して円滑な事業統合に努めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この細目協定締結の証として、正本2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成24年9月21日

甲 北九州市

北九州市

水道事業管理者

吉 田 一 彦



乙 水巻町

水巻町長

近 藤 進 也



2. 事業の沿革

北九州市が誕生した翌年の昭和 39 年 1 月 1 日に、門司水道部と北九州水道企業庁（北九州水道組合が昭和 37 年 4 月にこのように改称された）との合併が成立し、同時に北九州市水道局が発足することとなり、福岡県は脱退した。

合併により、本市は、遠賀川や力丸ダムなどを中心に一日最大 39 万 5 千 m^3 の給水能力を有することとなった。

しかし、昭和 42 年、43 年の 2 年連続の渇水により、延べ約 2 ヶ月の給水制限を余儀なくされた（昭和 53 年の渇水では、延べ 170 日間の給水制限）。

そこで、「渇水」及び「都市の発展に伴う水需要の増加」に対応するため、水資源開発を本市の最重要施策の一つに掲げ、積極的に開発を進め、昭和 46 年度には油木ダム、昭和 48 年度にはます渕ダム、昭和 58 年度には遠賀川河口堰等を開発した。

また、昭和 52 年には県境を越えた大分県の耶馬溪ダム開発に参画、第 5 期拡張事業を起業した。

この事業の中心となる耶馬溪導水路は平成 10 年 3 月に完成し、浄水施設の完成前の翌 4 月から小倉南区の井手浦浄水場への通水を開始することで、水源能力の安定化を図った。

平成 11 年度末には井手浦浄水場の増設工事が完了し、一日最大 76 万 9 千 m^3 の給水能力を有するに至り、量的充足期を迎えたことから本格的な維持管理時代へと移行している。

平成 18 年 10 月には、北部福岡緊急連絡管の維持用水を活用して宗像市など 3 市 1 町に水道水を供給する水道用水供給事業を創設しており、平成 23 年 4 月より供給を開始した。また、平成 19 年 10 月には芦屋町の水道事業を、平成 24 年 10 月には水巻町の水道事業を統合し、水道事業の広域化にも取り組んでいる。

事業体名	芦屋町		水巻町	
創設認可年月日	不明		S36. 3. 27	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S39	給水開始	S37. 8	給水開始
	S47	第1次拡張事業		計画給水人口14,000人
	S49	第2次拡張事業		計画一日最大給水量2,100m ³ /日
	S53	第3次拡張事業竣工		(中間市 2,100m ³)
	S58	芦屋町を含む1市4町と北九州市との間で分水についての確認書締結	S43. 3. 23	第1次拡張事業変更認可
	S61	北九州市より一部受水開始		計画給水人口17,300人
	H9	北九州市より全量受水開始		計画一日最大給水量3,500m ³ /日
	H19. 10. 1	北九州市に事業統合	S45. 3. 31	(中間市 2,100m ³ 、北九州市1,400m ³)
				第1次拡張事業変更認可
				計画給水人口23,800人
				一日最大給水量7,100m ³ /日
				(中間市 2,100m ³ 、北九州市5,000m ³)
			S46. 11. 5	第2次拡張事業変更認可
				計画給水人口23,800人
				一日最大給水量8,850m ³ /日
				(中間市 2,100m ³ 、北九州市6,750m ³)
			S53	異常湧水による給水制限(6/8～12/10)
			S55. 3	遠賀川河口堰完成
			S60. 3. 30	第3次拡張事業変更認可
				計画給水人口38,600人
				一日最大給水量16,770m ³ /日
				(北九州市16,770m ³)
			H24. 10. 1	北九州市に事業統合

事業体名	北九州市			
創設認可年月日	M40. 12. 20			
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S39. 1. 1	北水門 第2期拡張 水合併 第4期拡張 計画給水人口914,500人 計画一日最大給水量395,000m ³ /日	H9. 3. 31	第5期拡張(変更) 計画給水人口1,162,000人 計画一日最大給水量769,000m ³ /日
	S41. 3. 26	第3期拡張 計画給水人口1,015,000人 計画一日最大給水量567,000m ³ /日	H10. 12. 22	第5期拡張(変更) 計画給水人口1,049,000人 計画一日最大給水量769,000m ³ /日
	S45. 3. 31	遠賀川・今川取水工事 第3期拡張(変更) 計画給水人口1,069,200人 計画一日最大給水量609,000m ³ /日	H13. 1. 5	第5期拡張(変更) 計画給水人口1,049,000人 計画一日最大給水量769,000m ³ /日
	S50. 1. 27	遠賀川・今川・紫川取水工事 第4期拡張 計画給水人口1,117,000人 計画一日最大給水量710,000m ³ /日	H15. 2. 20	第5期拡張(変更) 計画給水人口1,049,000人 計画一日最大給水量769,000m ³ /日
	S52. 1. 13	遠賀川取水工事 第5期拡張 計画給水人口1,162,000人 計画一日最大給水量769,000m ³ /日	H16. 3. 31	第5期拡張(変更) 計画給水人口1,049,000人 計画一日最大給水量537,000m ³ /日
	S55. 12. 23	山国川取水工事 第5期拡張(変更) 計画給水人口1,162,000人 計画一日最大給水量769,000m ³ /日		給水区域拡張(小倉南区大字合馬及び辻三の一部)
	H3. 3. 29	山国川取水工事 第5期拡張(変更) 計画給水人口1,162,000人 計画一日最大給水量769,000m ³ /日		浄水方法の変更(葛牧浄水場の廃止及び取水場化)
	H7. 8. 22	山国川取水工事 第5期拡張(変更) 計画給水人口1,162,000人 計画一日最大給水量769,000m ³ /日	H19. 6. 18	届出(譲受) 計画給水人口1,067,500人 計画一日最大給水量537,000m ³ /日
		山国川取水工事(藍島水道整備)		芦屋町水道事業譲受
			H20. 3. 27	届出(軽微な変更) 計画給水人口1,067,500人 計画一日最大給水量537,000m ³ /日
				給水区域の拡張(京都郡苅田町の一部分)

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

■ その他（分水解消、給水水量の増量）

（具体的理由）

〈北九州市〉

北九州市水道事業基本計画（H18～27 年度）において、水道事業の広域化を重点施策として位置付けており、事業統合によって、近隣自治体への地域貢献に資することや、本市が所有する施設、組織、システム、経営ノウハウの活用による事業運営などにより、経営基盤の強化を図ることができるため。

〈芦屋町・水巻町〉

芦屋町は、平成 9 年度より本市からの分水を開始し、芦屋町の全量を本市が供給していた。

水巻町は、昭和 44 年より本市からの分水を開始し、水巻町の約 90%を本市が供給していた。

一方で、芦屋町と水巻町は、本市に隣接していながら、水道料金が本市の 1.7 倍から 1.8 倍と高い水準にあり、町民も料金値下げを強く望んでいたことから、両町より事業統合の要望が出されたため。

4. 事業統合までの過程

（1）事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ 中核となった規模の大きい水道事業体

具体的には、北九州市である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
＜芦屋町＞ H18. 7		トップ会談で上水道事業の統合に向けて協議を進めることで合意	両首長、担当者
H18. 12		常任委員会で協定締結に係る事前説明（芦屋町は全員協議会で説明）	担当者
H18. 12. 19		水道事業の統合に係る基本協定の締結	両首長、担当者
H19. 1		統合に係る準備工事の着手	担当者
H19. 4		データ移行、資産譲渡、広報準備	担当者
H19. 5		厚生労働省への水道法の手続き（事業変更届）	担当者
H19. 6		議案上程	担当者
H19. 7		芦屋町住民に対し、広報活動着手	担当者
H19. 10. 1		事業統合	
＜水巻町＞ H19. 10		芦屋町との事業統合を契機に、北九州市と水巻町の広域連携について意見交換を開始	担当者
H21. 11		水巻町長の交代により、意見交換中断	
H22		意見交換再開（事務レベルでの事業統合の検討開始）	担当者
H23. 8. 22		水巻町から正式に水道事業の統合について要望書の提出	担当者
H24. 1		事業統合について基本合意	担当者
〃		常任委員会で協定締結に係る事前説明	担当者
H24. 2. 16		基本協定締結	両首長、担当者
H24. 2		統合に係る準備の着手	
H24. 6		議案上程	
〃		データ移行、資産譲渡、広報準備	
H24. 7		厚生労働省への水道法の手続き（事業変更届）	担当者
H24. 7		水巻町住民への広報活動着手	担当者
H24. 10. 1		事業統合	

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況は、段階別に次のとおりである。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	特になし	担当で統合に当たっての課題について検討した。	芦屋町、水巻町、北九州市担当者
2. 構想・検討段階	特になし	担当で統合に当たっての課題解決について検討した。	芦屋町、水巻町、北九州市担当者
3. 調整段階	特になし	それぞれの自治体で、住民及び議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進める。	芦屋町、水巻町、北九州市担当者

※段階の説明

1. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
2. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
3. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、次のとおりである。

課題	内容	解決策
事業体格差の扱い (財政水準)	・水道料金の格差、料金体系の統一	・水道料金の格差、料金体系の統一 水巻町は当面の間元の水道料金を据え置き、最終的に統一した。 芦屋町は料金計算が用途別だったが、統合後は北九州市で採用している口径別へ統一した。
事業体格差の扱い (施設・維持管理水準)	・給水施設の維持管理区分(官民境界)の統一 ・老朽管更新計画との整合性 ・鉛管の取り扱い	・給水施設の維持管理区分(官民境界)の統一 北九州市の制度に統一した。 ・老朽管更新計画との整合性 統合後に順次水準を引き上げる。 ・鉛管の取り扱い 統合後に順次水準を引き上げる。
他会計繰入金等の調整	・消火栓の新設及び補修に係る取り扱い 設置・撤去及び維持管理に要する費用の負担	費用の負担に関する協定を締結した。
職員人員配置	・検針員の雇用について、事業統合後の措置	北九州市の委託業者で再雇用した。
条例・例規等の見直し	・料金格差の解消	追加投資の財源を確保するために、事業統合後1年間は料金を据え置いた。(水巻町)
資産の引継ぎ	・水道用地の引継 図面と土地の整合、不法占用等係争中の事案の確認 不要な土地の取り扱い ・配水管の引き取り(水巻町)	・水道用地の引継 事実関係を整理して引き継ぎ、不要な土地や施設は統合前に処分する。 水巻水道用地の取得及び賃借する用地が決定した後に、水巻町への目的外使用等について協議する。 ・配水管の引き取り 公道に敷設されたもの以外は引き取らず、水巻町の給水管とする。
各種電算システムの統合	・料金システム、配水管理システムの統合	北九州市方式へ統合した。
地域に密着したサービスの継続	・料金徴収 1ヶ月検針が2ヶ月検針へ	広報誌やHPを使って周知するとともに、広報誌へ保存版の折り込みチラシを入れた。
災害時・事故時対応	・不慣れな中での事故時等の対応	2年間統合元の職員によるサポートを求めた。
住民・議会等への対応	・制度の変更に伴って不利益が生じる町民への対応	積極的に説明会を開催した。

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 中核となる事業体の存在
- 活用できる補助メニューなどの存在
- 自然的地理条件の類似性

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューは次のとおりである。

実施した広域化メニュー名		実施時期
管理の一体化	水質検査の受託（水巻町）	H18.4 ～ 事業統合まで

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
施設の統廃合・効率的な更新	配水池1池廃止（水巻町）	
人材確保・技術力の確保	統合元の水道事業体が抱えていた技術者不足が解決できた。	
通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化	本市のシステムや組織体制を活用することにより、維持管理体制の強化が図られた。	
水源の確保・多元化	分水を解消したことで、供給方法の適正化が図られ、安定的な供給が担保された。	
料金格差の是正	1市2町で格差のあった料金が統一化され、料金体系も口径別で統一された。	
利用者の利便性向上	2町ではコールセンターの活用やコンビニ収納などサービスの向上が図られた。	
その他	・ 北九州都市圏の自治体の連携強化 ・ 中核都市としての地域貢献	

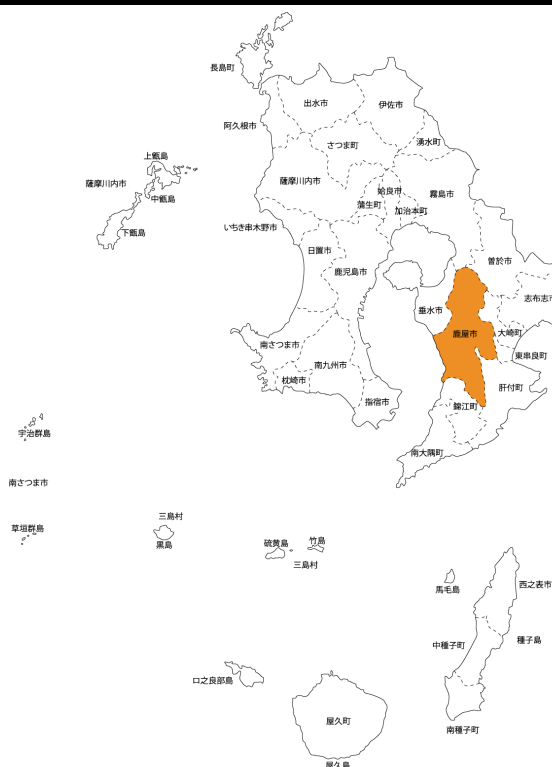
鹿屋市鹿屋串良地域水道事業

1. 事業の概要

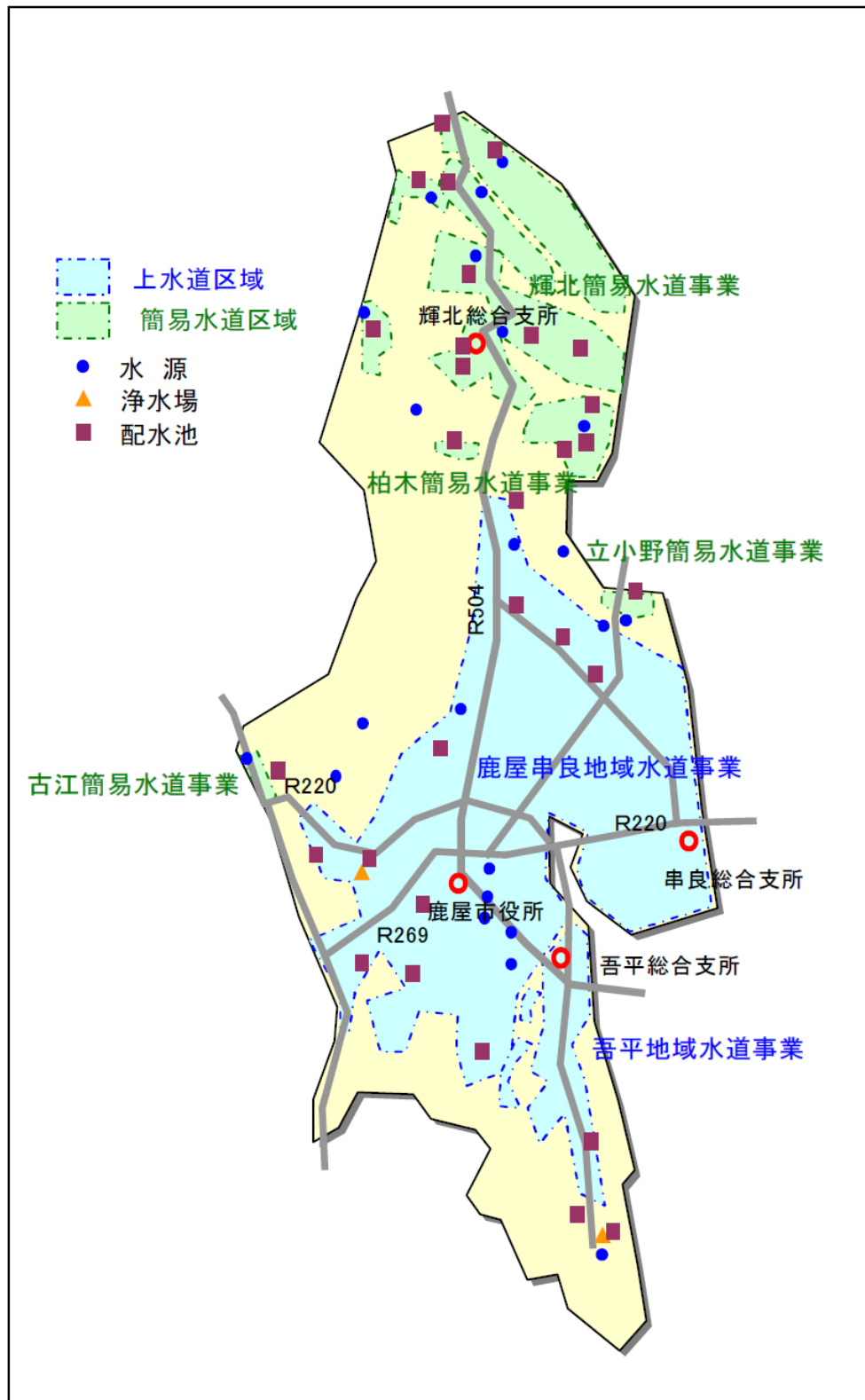
串良町全域と鹿屋市の一部を給水区域にする笠之原水道企業団と、鹿屋市の残りの地域を給水区域に持つ鹿屋市水道局の二つの水道事業を平成7年4月、鹿屋串良水道企業団に統合し、事業の一元化及び将来の水需要の確保を図った。その後、平成18年1月に市町村合併で鹿屋市水道事業に統合され現在に至る。事業の概要は次のとおりである。

事業体名	鹿屋市鹿屋串良地域水道事業		
都道府県	鹿児島県		
事業統合の形態	水平統合		
事業統合年度	平成7年4月1日		
構成団体	鹿屋市水道局	笠之原水道企業団	
直近の認可			
目標年度	平成22年度		
計画給水人口	90,500 人		
計画一日最大給水量	40,000 m ³ /日		
平成24年度実績			
給水人口	89,604 人		
一日最大給水量	33,856 m ³ /日		
組織部署数	1 部 2 課		
職員数	事務職	25 人	
	技術職	19 人	
	技能職	人	
	計	44 人	

位置図



●施設概要



※鹿屋市鹿屋串良地域水道事業のほか鹿屋市には、鹿屋市吾平地域水道事業を始めとして、4 箇所の公営の簡易水道事業（柏木簡易水道、古江簡易水道輝北簡易水道及び立小野簡易水道）、10 箇所の非公営簡易水道事業（桜町、花里、花岡、根木原、船間、海道、白水、古里、獅子目、天神）、3 箇所の専用水道（星塚敬愛園他）及び 44 箇所の飲料水供給施設等の小規模水道がある。

（出典：鹿屋市水道ビジョン 2008～2017）

2. 事業の沿革

鹿屋市水道事業の前身は、一部事務組合の「旧笠之原水道企業団」と「鹿屋町営水道（旧鹿屋市水道局）」の 2 つの水道事業が存在していた。「旧笠之原水道企業団」は大正 13 年に計画給水人口 8,500 人、計画 1 日最大給水量 595 m³/日で創設認可を受け、昭和 2 年から給水を開始し、「鹿屋町営水道（旧鹿屋市水道局）」は昭和 6 年に計画給水人口 9,800 人、計画 1 日最大給水量 1,225 m³/日で創設認可を受け、翌昭和 7 年より中央地区の給水を開始した。平成 7 年 4 月には、これら 2 つの水道事業を統合し、「鹿屋串良水道企業団」となった。

その後、平成 18 年 1 月 1 日に鹿屋市・輝北町・串良町・吾平町が合併し新鹿屋市が誕生したため、新たな鹿屋市鹿屋串良地域水道事業として計画給水人口 89,660 人、計画 1 日最大給水量 47,600 m³/日で創設された。

事業体名	鹿屋市水道局		笠之原水道企業団	
創設認可年月日	昭和 6 年		大正 13 年	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	昭和6年	創設認可 計画給水人口 9,800人 計画 1 日最大給水量1,225m ³ /日	大正13年12月	創設認可 計画給水人口 8,500人 計画 1 日最大給水量595m ³ /日
	昭和7年	給水開始	昭和2年 5 月	給水開始
	平成7年4月	鹿屋市水道局と笠之原水道企業団が合併し鹿屋串良水道企業団となる。	平成7年4月	鹿屋市水道局と笠之原水道企業団が合併し鹿屋串良水道企業団となる。
	平成18年	市町村合併に併せ、鹿屋市鹿屋串良地域水道事業として創設される。 計画給水人口 89,660人 計画 1 日最大給水量47,600m ³ /日		
	平成20年3月	第 1 次拡張事業事業認可 計画給水人口 95,000人 計画 1 日最大給水量40,000m ³ /日		
	平成23年3月	取水地点の変更による事業変更を行い現在に至る。		

3. 事業統合の主たる理由

事業統合の主たる理由は、次のとおりである。

■ その他

(具体的理由)

これまで1つの行政区域内に2つの水道事業が存在するという変則的な事業経営の効率化を図るため、「鹿屋串良水道企業団」として統合した。

4. 事業統合までの過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、不明である。

(2) 事業統合に至るまでの検討経緯

①経緯

事業統合までに至る経緯は、不明である。

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に至るまでに設置した協議会や検討会等の設置状況は、不明である。

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中での課題とその解決策は、不明である。

(4) 事業統合の成功要因

事業統合の成功要因は、次のとおりである。

- 関係首長のリーダーシップ
- 中核となる事業体の存在

(5) 事業統合までに行った広域化メニュー

事業統合までに行った広域化メニューはない。

5. 事業統合後の結果について

(1) 事業統合後のメリットとデメリット

事業統合後のメリットとデメリットは、次のとおりである。

項目	メリット	デメリット
水需給の不均衡解消	水需要が増大する年末等に、不足する配水系に連絡管を通じて他の配水系から配水し給水不足を解消している。	
人材確保・技術力の確保		退職や本庁との人事交流によりベテラン技術者が不足し、技術伝承に支障をきたしている。
利用者の利便性向上	一つの行政区域に二つの水道事業が存在していたが、統合により変則的な事業経営の効率化が図られた。	

(2) 広域水道事業の課題と対策

事業統合後市町村合併を経て、老朽した設備や管路の更新と基幹施設・管路の耐震化に努めているが、平成29年度に輝北簡易水道との事業統合を控えている。今後水需要が伸びず給水収益の増加が見込めない状況で、厳しい企業経営が求められている。